

平成27年第1回（3月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成27年3月4日（水）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 報第 1号 専決処分の報告について
公用車の接触事故について
- 第 4 議第 1号 上牧町情報公開条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議第 2号 上牧町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議第 3号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議第 4号 上牧町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議第 5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議第 6号 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 第10 議第 7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議第 8号 上牧町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について
- 第12 議第 9号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について
- 第13 議第10号 上牧町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 第14 議第11号 上牧町指定介護予防支援事業所準備基金条例の制定について
- 第15 議第12号 上牧町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- 第16 議第13号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第17 議第14号 上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第18 議第15号 上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第19 議第16号 上牧町共同浴場設置条例を廃止する条例について
- 第20 議第17号 上牧町立幼稚園保育料徴収条例の制定について
- 第21 議第18号 平成26年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について
- 第22 議第19号 平成26年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について
- 第23 議第20号 平成26年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について
- 第24 議第21号 平成26年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について
- 第25 議第22号 平成26年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について
- 第26 議第23号 平成27年度上牧町一般会計予算について
- 第27 議第24号 平成27年度上牧町国民健康保険特別会計予算について
- 第28 議第25号 平成27年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第29 議第26号 平成27年度上牧町介護保険特別会計予算について
- 第30 議第27号 平成27年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第31 議第28号 平成27年度上牧町下水道事業特別会計予算について
- 第32 議第29号 平成27年度上牧町水道事業会計予算について
- 第33 議第30号 監査委員の選任について
- 第34 議第31号 上牧町政治倫理審査会委員の選任について
- 第35 議第32号 上牧町政治倫理審査会委員の選任について
- 第36 議第33号 上牧町政治倫理審査会委員の選任について
- 第37 議第34号 上牧町政治倫理審査会委員の選任について
- 第38 議第35号 上牧町政治倫理審査会委員の選任について
- 第39 議第36号 上牧町政治倫理審査会委員の選任について
- 第40 議第37号 上牧町政治倫理審査会委員の選任について
- 第41 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第42 議員提出議案第1号 上牧町議会委員会条例の一部を改正する条例について

- 第43 意見書案第1号 独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅居住者の居住の安定を求める意見書(案)
- 第44 意見書案第2号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める意見書(案)
- 第45 意見書案第3号 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書(案)
- 第46 請願書第1号 上牧町町営墓地駐車場に計画中のごみ中継施設建設の中止を求める請願書
- 第47 予算特別委員会の設置及び委員の選任について

本日の会議に付した事件

第1から第47まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	康村昌史	2番	長岡照美
3番	辻誠一	4番	富木つや子
5番	石丸典子	6番	堀内英樹
7番	吉中隆昭	8番	木内利雄
9番	芳倉利次	10番	吉川米義
11番	東充洋	12番	服部公英

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	田中一夫
教育長	浅井正溢	総務部長	池内利昭
都市環境部長	西山義憲	都市環境部理事	高木雄一
住民福祉部長	竹島正貴	保健福祉センター館長	下間常嗣
水道部長	杵本和敏	教育部長	竹島正智
政策調整課長	藤岡達也	総務課長	阪本正人

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長 磯部敬一 書記 山下純司

開議 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（服部公英） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、平成27年第1回上牧町議会定例会を開会いたします。

本日、定例会が開催されましたところ、議員各位におかれましては、ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。どうか議員各位のご協力をお願い申し上げます。



◎開議の宣告

○議長（服部公英） これから本日の会議を開きます。



◎町長の挨拶

○議長（服部公英） 初めに、招集者の挨拶並びに所信表明をお願いいたします。

町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成27年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご出席をいただき、まことにありがとうございます。

国では、人口急減、超高齢化という国全体が直面する大きな課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を生かした自立的で持続的な社会を創生できるよう、昨年9月にまち・ひと・しごと創生本部を設置し、地方創生に国を挙げて取り組むということになりました。

本町においては、人口急減をいち早く最重要課題の1つとして捉え、その対策として昨年8月末に上牧町人口減少問題対策検討プロジェクトチームを発足し、上牧町の現状と課題を検証し、今後各種の対策を体系的に推進していく予定でございます。人口はその地域の活力を示す指標であり、その減少は購買力や税収の減少など地域力の低下につながり、その結果として社会サービスの維持が困難になり、さらに人口が減少していくという悪循環に陥る可

能性がございます。人口減少に対する取り組みはこれまで経験したこともなく、また、一朝一夕には成果が見込めないものであり、当町としては大きなチャレンジだと言えます。

また、昨年度に引き続き、まちづくり基本条例、議会基本条例を柱として進めてまいりましたが、本年度におきましては、今回予算計上をしております第5次上牧町総合計画の3本柱として町政運営に全力で取り組んでまいります。町政運営の目標並びに方針は、前進という2文字で示しているところでございますが、これは確実に計画的に行政を1歩ずつ進めていくとし、上牧町は住宅の町、住んでよかったと思える住みやすいまちづくり、子育て支援と高齢者対策、そして学校、地域、家庭での教育の取り組みを中心に、また、町長就任以来、一貫して協働と参画を町政の基本姿勢に据え、町民と議会、執行機関がまちづくりに関する情報を共有し、町民が参画したまちづくりや行政運営を目指しております。そこで昨年、議会と協議を重ね、5月議会から本会議のネット中継を開始し、12月議会からは各委員会のネット中継を始めたところでございます。平成27年度の行政運営におきましても、住民の皆様にとって完全で安心して暮らすことのできる上牧町を築くため、全力で取り組んでまいり所存でございます。

本年度の予算編成に当たりましては、昨年度と同様、最重要施策として、第1に「子育て支援について」、次代の社会を担う子ども一人一人の育ちを社会全体で応援するため、子育てにかかる経済的負担の軽減や、安心して子育てができる環境のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進していきたいと考えております。平成27年度より地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正があり、教育長は首長が議会の同意を得て直接任命、罷免を行うこととなります。また、首長は総合教育会議を設置することとされ、教育の振興に関する施策の大綱を新たに策定することで、教育の整備、学力向上、体力向上及び文化を総合的に支援し、推進していきたいと考えております。

第2に「高齢者の対策」でございますが、本町におきましても本格的な高齢化社会を迎えようとしています。町民一人一人が長生きしてよかったと実感できる社会を築き上げていくためには、就業、所得、健康、福祉、学習、社会参加、生活環境等に係る社会システムは、高齢社会にふさわしいものとなるような対策を行っていきたいと考えております。

また、第3に「安全と安心のまち」でございますが、防災、防犯、交通安全、また、生活相談がしやすい体制を整え、しっかりと整備していきたいと考えております。

また、第4に「蘇れ上牧町」を位置づけ、住民と行政のパートナーシップを発揮し、人が生き生きと輝く「創ろう、みんなで元気な安心のまち」をより一層高める施策の展開を目指

すものでございます。

本町の財政状況は依然として厳しい状況にありますが、国からの補助金や交付税措置のある町債など、有利な財源を活用することで少しでも将来の負担軽減を図り、中長期財政計画により財政運営の検討を重ねているところでございます。本年度予算におきましては、限られた財源を効率的、効果的に配分し、住民サービス維持向上を基本とした予算を編成いたしました。

それでは、平成27年度上牧町一般会計予算でございますが、前年度比7.8%増の76億9,184万5,000円といたしました。

歳出の性質別内訳では、まず、義務的経費の人件費でございますが、0.3%の減、公債費4.4%の減、合わせまして6,272万7,000円の減額。扶助費につきましては2.2%の増、2,367万6,000円が増加いたしておりますが、義務的経費全体で1.0%の減、額にして3,905万1,000円の増額でございます。

投資的経費につきましては、社会資本整備事業として道路橋梁事業、また、防災行政無線デジタル化整備事業を進めるため、普通建設事業費が148.8%の増、額にして6億1,513万7,000円の増額でございます。

予算項目別では、まず、歳入におきましては、社会情勢において消費税が引き上げられた4月以降、消費増税前の駆け込み需要の反動減により個人消費や住宅投資が減少いたしました。一方、企業部門では増産ペースが加速する見込みと、機械受注も大幅に歯どめがかかるなど、反動減の影響は和らぐ方向でございます。ただし、実質所得の減や企業の慎重スタンスにより、景気の回復ペースは緩やかになりそうな状況でございます。そこで、町税として固定資産税で3,285万3,000円、町たばこ税で867万4,000円が増収の見込みとなり、町税として前年度比では0.3%の増で532万1,000円の増収となる見込みでございます。予算額として、21億3,293万7,000円を見込んでおります。

配当割交付金は2,350万6,000円増額、地方消費税交付金は消費税の税率引き上げにより1億669万9,000円の増額、地方交付税は7,392万9,000円の減額を見込んでおります。

次に、歳出の総務費では、子育て支援、高齢者への生きがい対策、安全と安心のまちとして、住民の方々に公共施設あるいは医療機関への通院等の利便性の向上を図っていただくため、コミュニティーバスの週休日、祝日の増便に係る運行費用を予算計上いたしております。また、地方公共団体における行政改革の1つとして、地方公会計の導入に向けての固定資産台帳作成業務委託料774万4,000円を予算計上いたしております。また、災害における情報伝

達の迅速、正確、円滑性を図り、災害応急対策等を的確に処理し、住民の生命、財産を守り、平常時には一般行政事務の効率化を図ることを目的とし、アナログ無線からデジタル化に向けての整備として防災行政無線デジタル工事3億3,912万円を予算計上しております。また、第5次の総合計画として、計画期間10年とする本町の基本構想を策定する業務として700万円を予算計上しております。

次に、民生費では、子育て支援の施策の1つとして、乳幼児医療費で中学3年生まで拡大いたしました通院医療費を含め4,799万2,000円、学童保育の待機児童の解消と4年生から6年生までの長期休業期間の児童を受け入れるための第三小学童保育所の増築工事として1,490万4,000円を計上いたしました。

次に、土木費では、社会資本整備総合交付金の活用で、住民生活に直結した道路整備費9,150万円、橋梁補修・耐震工事で6,500万円、治水対策としてつくも池貯留浸透工事600万円を計上しております。今後の少子高齢化問題など社会の進展を見据えた施設の集約化、耐用年数が過ぎた住宅の取り壊し、建てかえも考慮した計画として、町営住宅現代化計画策定業務1,022万8,000円を計上いたしました。

次に、教育費では、幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育て支援を目的に上牧幼稚園預かり保育を平成27年度より実施するため、臨時教員の賃金75万1,000円、上牧第二小学校体育館屋根吹きつけ断熱材除却工事1,868万4,000円、上牧中学校耐震補強工事及び大規模改修工事2億7,517万4,000円を計上しております。これで学校関係の耐震工事は全て終わりでございます。

本定例会は、このほか専決処分、条例改正をはじめ、平成26年度各会計補正予算案、平成27年度各会計当初予算案、監査委員の選任、上牧町政治倫理審査会委員の選任、人権擁護委員候補者の推薦など、37議案・1諮問を提出いたしております。それぞれの案件につきましては、上程の都度ご説明を申し上げます。何とぞ慎重にご審議いただき、可決、同意賜りますよう議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、所信表明並びに招集のご挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

◇

◎議会運営委員会の報告

○議長（服部公英） 挨拶が終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を

求めます。

東議会運営委員長。

(議会運営委員長 東 充洋 登壇)

○議会運営委員長(東 充洋) それでは、議会運営委員会の報告を行わせていただきます。

3月2日午前10時より議会運営委員会を招集いたしましたところ、全委員出席のもと議会運営委員会を開会いたしました。平成27年第1回定例会におきまして、上牧町より平成27年度一般会計予算及び特別会計予算が上程されましたので、予算特別委員会を設置することについて、全委員異議なく設置されることといたしました。

次に、予算特別委員会及び各常任委員会への議案付託について審議いたしました結果、総務建設委員会に、議第1号 上牧町情報公開条例の一部を改正する条例について、議第2号 上牧町行政手続条例の一部を改正する条例について、議第3号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、議第4号 上牧町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議第6号 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について、議第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議第18号 平成26年度上牧町一般会計補正予算(第5回)について、意見書案第1号 独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅居住者の居住の安定を求める意見書(案)について。文教厚生委員会に、議第8号 上牧町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について、議第9号、上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について、議第10号 上牧町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、議第11号 上牧町指定介護予防支援事業所準備基金条例の制定について、議第12号 上牧町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議第13号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、議第14号 上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第15号 上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第16号 上牧町共同浴場設置条例を廃止する条例について、議第17号 上牧町立幼稚園保育料徴収条例の制定について、議第19号 平成26

年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、議第20号 平成26年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について、議第21号 平成26年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について、議第22号 平成26年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について、意見書案第2号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める意見書（案）、意見書案第3号 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書（案）、請願書第1号 上牧町町営墓地駐車場に計画中のごみ中継施設建設の中止を求める請願書。予算特別委員会に、議第23号 平成27年度上牧町一般会計予算について、議第24号 平成27年度上牧町国民健康保険特別会計予算について、議第25号 平成27年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について、議第26号 平成27年度上牧町介護保険特別会計予算について、議第27号 平成27年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議第28号 平成27年度上牧町下水道事業特別会計予算について、議第29号 平成27年度上牧町水道事業会計予算について、以上を付託することに決しました。

また、報第1号 専決処分の報告について、議第30号 監査委員の選任について、議第31号から議第37号までの上牧町政治倫理審査会委員の選任について、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、議員提出議案第1号 上牧町議会委員会条例の一部を改正する条例については、本日審議することとし、議第31号から議第37号までの上牧町政治倫理審査会委員の選任については一括審議と決しました。

会期につきましては、3月5日文教厚生委員会、3月6日総務建設委員会、3月9日から3月11日までの3日間を予算特別委員会、3月16日、17日を一般質問、3月18日本会議とし、開会時間につきましては、3月5日、3月6日、3月9日、3月10日、3月11日、3月16日は午前10時とし、3月17日各町立中学校の卒業式、3月18日町立幼稚園の卒園式のため午後1時開会とし、会期を3月4日から3月18日までの15日間と決しました。

また、財政問題特別委員会から、最終報告を3月18日の本会議で行うことの申し出があり、日程に追加することと決しました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（服部公英） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてま

いりたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名について

○議長（服部公英） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番、芳倉議員、11番、東議員を指名いたします。



◎会期の決定について

○議長（服部公英） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの15日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月18日までの15日間と決定いたしました。



◎報第1号の上程、説明、質疑

○議長（服部公英） 日程第3、報第1号 専決処分の報告について、公用車の接触事故について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 報第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、

別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

記。

公用車の接触事故について。

平成27年3月4日報告 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（池内利昭） 専決処分について説明いたします。

専第1号 専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成27年2月17日 上牧町長 今中富夫。

町は、平成27年1月19日、奈良市三条大路2丁目交差点付近で起こった接触事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1、損害賠償の額 16万9,482円。2、損害賠償の相手方 住所 香川県坂出市林田町4285番地、氏名、林田物流株式会社。

内容の説明をいたします。職員が公用車にて県庁へ出庁する経路の途中、交差点におきまして、右折する際、反対車線からの右折車と接触し、物損事故が発生をいたしました。その相手方への対物損害賠償決定による補償により補償するものでございます。

以上でございます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

よって、本案の報告は終了いたしました。

◇

◎議第1号の上げ、説明

○議長（服部公英） 日程第4、議第1号 上牧町情報公開条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長(磯部敬一) 議第1号 上牧町情報公開条例の一部を改正する条例について。

上牧町情報公開条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成27年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長(服部公英) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(池内利昭) 議第1号 上牧町情報公開条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律が公布され、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類として、役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要なものについて、「特定独立行政法人」として区分されていましたが、「行政執行法人」に改正されたことに伴い、第6条第2項エ中、「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改めるものでございます。

附則。この条例は平成27年4月1日から施行する。

可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長(服部公英) 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第2号の上程、説明

○議長(服部公英) 日程第5、議第2号 上牧町行政手続条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長(磯部敬一) 議第2号 上牧町行政手続条例の一部を改正する条例について。

上牧町行政手続条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成27年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長(服部公英) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(池内利昭) 議第2号 上牧町行政手続条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

行政指導に関する規定を中心に行政手続法の一部が改正され、行政運営での公正の確保と向上を図り、町民の権利、利益の保護の充実を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

まず、目次及び第3条につきましては、今回の改正に伴いまして文言の整備を行うものでございます。

第33条につきましては、行政指導する際に、本町の機関が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときに、その相手方に対して示さなければならない事項を定めるものでございます。

第34条の2につきましては、法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導が法律または条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした本町の機関に対し、当該行政指導の中止を求めることができる旨及びその申し出の方法等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第34条の3につきましては、何人も法令に違反する事実の是正のためにされるべき処分等がされていないと思料するときは、当該権限を有する行政庁等に対し、当該処分等を行うことを求めることができる旨及びその申し出の方法等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

附則。この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

第2条につきましては上牧町税条例の一部改正でございまして、本条例案の条項移動に伴う規定整備を行うものでございます。

可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第3号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第6、議第3号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第3号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を

改正する条例について。

上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成27年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（池内利昭） 議第3号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

人事院勧告により民間賞与との調整を、平成26年12月に12月支払い分となりましたが、その調整分を6月期と12月期に振り分ける条例改正でございまして、第4条第2項中の期末手当の支給割合「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改めるものでございます。

附則。この条例は平成27年4月1日から施行する。

以上が改正内容でございます。可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第4号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第7、議第4号 上牧町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第4号 上牧町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

上牧町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成27年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（池内利昭） 議第4号 上牧町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う条例改正でございます。別表第1中「委員長」を削除し、「教育長の職務代理者」を加えるものでございます。

附則。この条例は平成27年4月1日から施行する。

以上が改正内容でございます。可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第5号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第8、議第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成27年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（池内利昭） 議第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正及び人事院勧告に伴う条例改正でございます。第1条に第3号「教育長」を加え、第6条は民間賞与との調整による期末手当の支給割合「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改め、別表中に「教育長」を加えるものでございます。

附則。この条例は平成27年4月1日から施行する。

第2項、教育長の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例は、廃止するものでござ

います。

以上が改正内容でございます。可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第6号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第9、議第6号 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第6号 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について。

教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定については、別紙のとおりである。

平成27年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（池内利昭） 議第6号 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について、説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う条例の制定でございます。第1条は教育長の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務専念義務の特例について必要な事項を定めるものとしております。

第2条につきましては、教育長の勤務時間、休日、休暇等について定めております。

第3条につきましては、教育長の職務に専念する義務の免除について定めております。

附則。この条例は平成27年4月1日から施行する。

以上が制定内容でございます。可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第7号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第10、議第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成27年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（池内利昭） 議第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正及び人事院勧告等による改正をするものでございます。

第1条は、「教育長並びに」を削るものでございます。

第7条は、地域手当の支給割合を「100分の3」を「100分の6」に改めるものでございます。

第14条は、管理職員勤務手当において、災害への対処等の臨時、緊急の必要によりやむを得ず平日の深夜に管理職の職員が勤務した場合、管理職員特別勤務手当を支給する旨の改正でございます。

次に、第16条は勤勉手当で、民間賞与との調整による職員の支給割合を「100分の82.5」を「100分の75」、再任用職員の支給割合を「100分の37.5」を「100分の35」に改め、附則第16項の「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に、第19項は「100分の1.237」を「100分の1.125」、「100分の82.5」を「100分の75」に改めるものでございます。

別表第1は、今回の改正による給料表でございます。

附則。この条例は平成27年4月1日から施行する。

第2条は、切りかえ日前の異動者の号給の調整を定めております。

第3条は、給料切りかえに伴う経過措置を定めております。

第4条は、平成30年3月31日までの地域手当支給の引き上げの範囲の割合を定めております。

第5条は、規則への委任を定めております。

以上が改正内容でございます。可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第8号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第11、議第8号 上牧町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第8号 上牧町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について。

上牧町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定については、別紙のとおりである。

平成27年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 議第8号 上牧町保育の必要性の認定基準に関する条例案の制定について、説明させていただきます。

子ども・子育て支援法に基づきまして、保育の必要性の認定に関する基準を定めるものとなっておりますので、本条例を制定するものでございます。

内容につきまして、第1条の趣旨では、子ども・子育て支援法第20条の規定に基づき、保育の必要性の認定に関する基準を定めるものとしております。また、第2条の定義では用語の意義を、第3条では保育の必要性の認定基準を定めております。第4条では条例の施行に関し、必要な事項は規則で委任する旨を定めております。

以上が主な内容でございます。

また、附則1で、この条例は平成27年4月1日から施行としております。

附則2では、上牧町保育の実施に関する条例の廃止を定めております。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のために保留し、次に進みます。



◎議第9号の上程、説明

- 議長（服部公英） 日程第12、議第9号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（磯部敬一） 議第9号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について。

上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定については、別紙のとおりである。

平成27年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

- 住民福祉部長（竹島正貴） 議第9号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例案の制定について、説明させていただきます。

今回、子ども・子育て支援法に基づきまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者が負担する費用について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

内容につきまして、第1条の趣旨では、子ども・子育て支援法第27条第1項、第29条第1項の確認を受けた施設及び事業の利用者が負担する費用について、必要な事項を定めるものとしております。第2条の定義では用語の意義を、第3条では利用者負担額について定めております。また、第4条では利用者負担額の徴収を、第5条では延長保育料について定めております。第6条では条例の施行について、必要な事項は規則で委任する旨を定めております。

以上が主な内容でございます。

また、附則で、この条例は平成27年4月1日から施行としております。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第10号の上程、説明

- 議長（服部公英） 日程第13、議第10号 上牧町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（磯部敬一） 議第10号 上牧町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について。

上牧町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定については、別紙のとおりである。

平成27年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

- 住民福祉部長（竹島正貴） 議第10号 上牧町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例案について、説明させていただきます。

この条例は、第3次地方分権一括法の公布に伴い、条例を制定するものであります。従来は、指定介護予防支援の事業の基準については厚生労働省令に定められておりましたが、市町村の条例に委任されることになりました。この条例の制定に当たりまして、厚生労働省令が定める基準に従うこととされるもの、厚生労働省令で定める基準を参酌することとされるものの2つがあります。多くの部分は厚生労働省令に従う基準となっておりますが、一部参酌を行っている部分があります。具体的に第3条、事業所の指定について、上牧町暴力団排

除条例について追加しております。また、第30条、記録の整備について、記録の保存年月日を2年から完結の日より5年間と変更しております。これは介護報酬の返還に係る期間が5年であることの整合性を図るものであります。

第1章には基本方針を、第2章には人員に関する基準を、第3章には運営に関する基準を、第4章には介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を、第5章には基準該当介護予防支援に関する基準を設けております。

附則に、この条例の施行日を平成27年4月1日より施行としております。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第11号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第14、議第11号 上牧町指定介護予防支援事業所準備基金条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第11号 上牧町指定介護予防支援事業所準備基金条例の制定について。

上牧町指定介護予防支援事業所準備基金条例の制定については、別紙のとおりである。

平成27年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 議第11号 上牧町指定介護予防支援事業所準備基金条例の制定について、説明いたします。

この条例制定につきましては、地域包括支援センターが介護予防事業を実施する上で、介護予防サービス計画費が収入として入ります。その剰余金について、基金として積み立てていくために制定を行うものであります。

附則。この条例の施行日を平成27年4月1日より施行としております。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第12号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第15、議第12号 上牧町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第12号 上牧町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

上牧町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、別紙のとおりである。

平成27年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 議第12号 上牧町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、説明いたします。

この条例は、第3次地方分権一括法の公布に伴い、条例を制定するものであります。従来は、指定介護予防支援の事業の基準については厚生労働省令に定められていましたが、市町村の条例に委任されることになりました。この条例の制定に当たりまして、厚生労働省令で定める基準に従うこととされるもの、厚生労働省令で定める基準を参酌することとされるもの、2つがあります。この条例におきまして、基本方針、職員数の基準について、厚生労働省令で定める基準に従い制定しております。

附則。この条例の施行期日を平成27年4月1日より施行としております。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第13号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第16、議第13号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第13号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について。

上牧町介護保険条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成27年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 議第13号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

今回の条例改正は、第6期介護保険事業運営計画の見直しによる介護保険料に係る保険料率の改正を行うものであります。

第2条、保険料については、第5期計画におきまして、第1段階、第2段階2万9,400円を第1段階に統合し、3万1,200円に、第3段階4万1,200円を第2段階4万3,700円に、第4段階4万4,100円を第3段階4万6,800円に、第5段階4万8,800円を第4段階5万6,200円に、第6段階5万8,800円を第5段階6万2,400円に、第7段階6万6,400円、第8段階7万6,400円、第9段階9万1,100円、第10段階10万5,800円を第6段階7万4,900円に、第7段階8万1,100円を第8段階8万7,400円、第9段階9万3,600円、第10段階9万9,800円、第11段階10万6,100円、第12段階11万2,300円、第13段階11万8,600円、第14段階12万4,800円といたしております。

保険料の基準月額といたしましては、4,900円より5,200円と、300円の増となっております。理由といたしましては、介護保険サービス受給者の増、第1号被保険者の負担割合が21%から22%へと1%の増があります。

また、第4条においては、関連法令の改正により引用する条文の番号の変更をしております。

附則第1条に、この条例の施行期日を平成27年4月1日より施行としております。

附則第3条において、介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置を定めております。当町におきましては、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性に鑑みて、円満な実

施を図るために平成29年4月1日より行うものとさせていただきます。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第14号の上程、説明

- 議長（服部公英） 日程第17、議第14号 上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（磯部敬一） 議第14号 上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成27年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

- 住民福祉部長（竹島正貴） 議第14号 上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

今回の条例は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布を受け、条例の一部を改正するものであります。

主な変更点といたしましては、認知症対応型通所介護の規定におきまして、第63条の設備につきまして原則、当該サービスへの利用とされていますが、例外的に他のサービスに利用する際に届け出が必要とさせていただきました。また、78条の2に、事故発生時の対応について追加いたしました。

小規模多機能型居宅介護の規定におきましては、第82条、従業員の員数等の部分に、同一敷地内に介護福祉施設等がある場合の看護師の兼務について追加しております。また、登録定員を25人より29人へ、利用定員を登録定員の人数において定めております。

認知対応型共同生活介護の規定におきましては、第113条について、共同生活住居の数を1または2と定めておりましたが、地域の実情等により3とすることができることを追加いたしました。

地域密着型特定施設入所者生活介護の規定におきましては、第135条、法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意について削除しております。これは利用者の便宜を図るものとして削除いたしました。

9章、複合サービスにおきまして、訪問、通い、泊まりのサービスである小規模多機能型居宅介護と訪問介護あわせて提供するサービスとしての名称「複合サービス」をよりわかりやすい名称とするため、看護小規模多機能型居宅介護へ変更させていただいております。また、さきに述べました小規模多機能型居宅介護の規定の改定に伴い、看護小規模多機能型居宅介護におきましても、小規模多機能型居宅介護に関する部分を同様に改正を行っております。

附則。この条例の施行期日を平成27年4月1日より施行しております。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第15号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第18、議第15号 上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第15号 上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成27年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 議第15号 上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

今回の条例は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布を受け、条例の一部を改正するものであります。

主な変更点といたしましては、認知対応型通所介護の規定におきまして、第7条の設備につきまして原則、当該サービスへの利用とされていますが、例外的に他のサービスに利用する際に届け出が必要とさせていただきました。また、37条に事故発生時の対応について追加いたしました。

小規模多機能型居宅介護の規定におきましては、第44条、従業員の員数等の部分に、同一敷地内に介護福祉施設等がある場合の看護師の兼務について追加しております。また、登録定員を25人より29人へ、利用定員を登録定員の人数において定めております。

認知対応型共同生活介護の規定におきましては、第113条について、共同生活住居の数を1または2と定めておりましたが、地域の実情等により3とすることができると追加しました。

また、文中において、複合サービスにつきましては、看護小規模多機能型居宅介護へ名称変更しております。

附則。この条例の施行期日を平成27年4月1日より施行としております。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第16号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第19、議第16号 上牧町共同浴場設置条例を廃止する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○**議会事務局長（磯部敬一）** 議第16号 上牧町共同浴場設置条例を廃止する条例について。

上牧町共同浴場設置条例を廃止する条例については、別紙のとおりである。

平成27年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○**議長（服部公英）** 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○**住民福祉部長（竹島正貴）** 議第16号 上牧町共同浴場設置条例を廃止する条例について、説明させていただきます。

名称 上牧温泉、位置 上牧町大字上牧3766の1の共同浴場については、既に操業を停止しております。本年26年度において、煙突の解体を行いました。基本的な施設の解体に伴い、条例を廃止させていただきます。

附則。この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○**議長（服部公英）** 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第17号の上程、説明

○**議長（服部公英）** 日程第20、議第17号 上牧町立幼稚園保育料徴収条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○**議会事務局長（磯部敬一）** 議第17号 上牧町立幼稚園保育料徴収条例の制定について。

上牧町立幼稚園保育料徴収条例の制定については、別紙のとおりである。

平成27年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○**議長（服部公英）** 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○**教育部長（竹島正智）** 議第18号 上牧町立幼稚園保育料徴収条例の制定について、説明いたします。

今回提案しております上牧町立幼稚園保育料徴収条例案につきましては、子ども・子育て

支援法が制定されたことに伴い、同法第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第3号に規定する、国が定める基準の範囲内で町が定める額のうち、町立幼稚園に係る保育料等を定めるものでございます。

第3条で保育料を定めておりますが、額につきましては別表のとおりでございます。考え方といたしましては、これまで一律に保育料月額7,000円を徴収した上で、所得の状況に応じて幼稚園就園奨励費を支給しておりましたが、保育料と幼稚園就園奨励費を相殺する形で、現在の実質的な保護者の負担額が変わらないように、世帯の所得の状況に応じて保育料を定めさせていただきました。なお、入園料は廃止いたしました。

第4条では、世帯において、一定の年齢の範囲内にある第3子以降の保育料を無料とするものでございます。

附則。この条例は平成27年4月1日から施行する。

以上でございます。議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第18号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第21、議第18号 平成26年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第18号 平成26年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について。

平成26年度上牧町一般会計補正予算（第5回）については、別紙のとおりである。

平成27年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（池内利昭） 議第18号 平成26年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について、説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,112万9,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ81億9,930万9,000円とするものでございます。

第2条、翌年度に繰り越しして使用する経費は、5ページの「第2表 繰越明許費事業別」で明記しております。

第3条の地方債の変更は、6ページ「第3表 地方債補正」消防債で870万円として変更を行っております。

内容について、説明いたします。

説明書3ページの歳入におきましては、国庫補助金、総務費国庫補助金のがんばる地域交付金で1,322万1,000円の増額。地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金、地域消費喚起・生活支援型で5,323万4,000円、同交付金で地方創生先行型で3,875万8,000円の増額。土木費国庫補助金の道路橋梁費補助金で1,908万円の減額。都市計画費補助金で1,561万円の減額。

次に7ページ、歳出では、総務管理費、企画費の委託料で地方創生先行型交付金を活用いたしまして、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略策定業務の費用といたしまして828万4,000円の増額。負担金補助及び交付金として、地域消費喚起・生活支援型交付金を活用いたしまして、プレミアムつき商品券発行事業補助金として5,323万4,000円の増額。臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金事業費の負担金補助及び交付金2,045万4,000円の減額。

8ページ、社会福祉費、障害福祉費の扶助費で900万円の減額。児童福祉費、児童措置費の扶助費で児童手当2,796万5,000円の減額。衛生費、予防費、予防接種委託料1,593万9,000円の減額。

9ページ、土木費、道路橋梁費委託料の橋梁補強設計業務委託料1,347万2,000円の減額。工事請負費、バス停整備工事1,492万8,000円の減額。

10ページ、都市計画費、都市計画街路費、工事請負費1,882万1,000円の減額。

11ページ、幼稚園費の工事請負費は地方創生先行型交付金を活用いたしまして、上牧幼稚園空調設備工事3,153万6,000円の増額。

12ページ、基金費、財政調整基金費の積立金として6,304万2,000円の増額補正で、基金残高10億9,609万円となります。

以上が補正予算の概要でございます。可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第19号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第22、議第19号 平成26年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第19号 平成26年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について。

平成26年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）については、別紙のとおりである。

平成27年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 議第19号 平成26年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ113万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億7,376万5,000円とするものでございます。

それでは、内容について説明いたします。

説明書3ページ、歳入におきまして、款3国庫支出金、項1国庫負担金でマイナス90万2,000円を計上いたしました。これにつきましては、拠出金の確定による減額でございます。

同じく3ページ、款6県支出金、項1県負担金でマイナス90万2,000円の計上をいたしました。これにつきましても、拠出金の確定による減額でございます。

次に、款8財産収入で31万5,000円を計上しております。これにつきましては、財政調整交付金に係る利子の確定によるものです。

次に4ページ、歳出に入りますが、款1総務費、項2徴税費で35万2,000円の計上を行っております。これにつきましては、法改正によるシステム改修に伴う増額分でございます。

同じく4ページ、款7共同事業拠出金で811万2,000円の減額を行っております。これにつきましては、拠出金額の確定によるものです。

次に、款9諸支出金で662万3,000円を計上いたしております。これにつきましては、財政調整基金への積立金でございます。

以上でございます。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第20号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第23、議第20号 平成26年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第20号 平成26年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について。

平成26年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）については、別紙のとおりである。

平成27年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 議第20号 平成26年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について、説明いたします。

第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ44万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,807万9,000円とするものでございます。

第2表、繰越明許につきましては、介護保険システム改修事業として40万1,000円を翌年度に繰越事業として明記させていただいております。

それでは、保険事業勘定の内容について説明いたします。

3ページ、歳入におきまして、款3国庫支出金、項2国庫補助金を20万円計上しておりますが、これにつきましては歳出の4ページ、款1総務費40万1,000円を計上いたしております。介護保険制度改正に伴うシステム改修費に係る2分の1に当たる国庫補助金でございます。

次に、款6財産収入、項1財産運用収入で4万3,000円を計上いたしております。これにつきましては基金積立金の利息分で、歳出4ページの款4基金積立金、項1基金積立金に同額を計上いたしました。これにより介護給付費準備基金残高が8,295万1,000円になります。

続きまして、款7繰入金、項1他会計繰入金で20万1,000円を計上いたしました。これは一

一般会計からの繰入金で、介護保険システム改修費に係る町負担分です。

以上でございます。審議の上、ご議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第21号の上程、説明

- 議長（服部公英） 日程第24、議第21号 平成26年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（磯部敬一） 議第21号 平成26年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について。

平成26年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）については、別紙のとおりである。

平成27年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

- 水道部長（杵本和敏） 議第21号 平成26年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について、説明いたします。

既決の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,169万2,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ6億3,079万2,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、説明書3ページの下水道事業費国庫補助金について、国からの下水道事業費補助額が減額提示となったため1,300万円の減額。これに伴い、一般会計繰入金309万2,000円の減額、下水道事業債は1,560万円の減額をそれぞれ計上いたしました。

歳出では、説明書4ページの下水道総務費委託料で62万円の減額、流域下水道維持管理市町村負担金で161万8,000円の増額を計上いたしました。また、公共下水道事業費委託料では、公共下水道長寿命化計画委託料で260万円、工事請負費で1,950万円、水道管移設補償等で180万円それぞれ減額計上いたしました。流域下水道事業では、大和川上流流域下水道事業市町村建設負担金として390万円の減額補正となっています。

5 ページの公債費利子では、489万円の減額を計上いたしました。

以上です。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第22号の上程、説明

- 議長（服部公英） 日程第25、議第22号 平成26年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（磯部敬一） 議第22号 平成26年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について。

平成26年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）については、別紙のとおりである。

平成27年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

- 水道部長（杵本和敏） 議第22号 平成26年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について、説明いたします。

既決予算の収益的収入を6,700万円減額し、収益的収入の合計額を5億859万円とするものでございます。

補正内容は、新規開発地区において予定していた給水分担金が、家屋新築未着工のため減額となっていることが主な要因でございます。

そして、既決の資本的支出については2,300万円減額し、資本的支出の合計額を4,370万円に補正するものでございます。

補正内容は建設費で、服部台明星線における配水管が未発注となっていることなどが減額の主な要因でございます。

以上です。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第23号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第26、議第23号 平成27年度上牧町一般会計予算について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第23号 平成27年度上牧町一般会計予算について。

平成27年度上牧町一般会計予算については、別紙のとおりである。

平成27年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（池内利昭） 議第23号 平成27年度上牧町一般会計予算について、説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ76億9,184万5,000円と決めました。前年度対比プラス7.8%、5億5,590万5,000円の増額となりました。

第2条の債務負担行為につきましては、8ページ、第2表で明記のとおりでございます。

第3条の地方債につきましては、9ページ、第3表のとおり、各事業に係る借入総額は9億3,515万2,000円と定めております。

次に、予算の各項目概要について、説明いたします。

歳入の町税では21億3,293万7,000円で、前年度対比プラス0.3%、金額にして532万1,000円の増額となっております。配当割交付金は3,833万8,000円で、前年度対比プラス158.5%、金額にして2,350万6,000円の増額となっております。株式等譲渡所得割交付金は1,939万9,000円で、前年度対比プラス293.5%、金額にして1,446万9,000円の増額となっております。地方消費税交付金は消費税の税率引き上げによる交付金額によりまして、前年度に比べましてプラス57%、1億669万9,000円の増額となっております。地方交付税では、前年度に比べまして7,392万9,000円減額の25億2,307万1,000円を見込んでおります。県支出金では4億6,175万5,000円で、前年度に比べましてプラス4.2%、1,855万7,000円の増額となっております。繰入金では、基金繰入金として1億859万円で、前年度に比べましてプラス84.2%、4,964万1,000円の増額となっております。町債といたしまして8億2,655万2,000円を計上いたして

おります。

次に、歳出の総務費関連では、総務管理費の一般管理費、委託料で週休日、祝日の増便に係る巡回バスの運行費用といたしまして運転業務委託770万円、地方公会計導入に向けての固定資産台帳作成支援業務委託料で774万4,000円、財産管理費、工事請負費でアナログ化からデジタル化に向けての防災行政無線の整備といたしまして防災行政無線デジタル化整備工事で3億3,912万円、企画費、委託料で第5次の総合計画として計画期間10年とする本町の基本構想を策定する業務委託として700万円、文化センター費、工事請負費で駐車場整備工事として817万6,000円を計上いたしております。

民生費関連では、社会福祉総務費、乳幼児医療費で中学3年生までの通院の医療費補助拡大の費用を含む4,799万2,000円、児童福祉費、学童保育運営費の三小学童保育所の待機児童の解消、4年生から6年生までの長期休業の児童を受け入れるための増築工事費として1,490万4,000円の予算を計上いたしております。

農業費関連では、地籍調査費として1,892万6,000円を計上いたしております。

土木費関連といたしまして、道路橋梁費、委託料で道路整備に係るC B R調査委託料850万円、工事請負費、道路整備工事で9,150万円、橋梁補修・耐震工事で6,500万円等の工事費で、町道に係る整備の予算を計上いたしております。治水対策としてつくも池貯留浸透工事として600万円を計上、都市計画費、都市計画街路費、委託料と工事請負費で服部台明星線道路改良事業で7,000万円、住環境整備費、工事請負費で小規模住宅地区道路改良工事で2,000万円、住宅費、委託料で町営住宅現代化計画策定業務といたしまして1,022万8,000円を計上いたしております。

消防費関連では、消防施設費、備品購入費で消防車両更新費用といたしまして513万円を計上いたしております。

教育費関連では、小学校費で上牧第二小学校体育館屋根吹きつけ断熱材除去工事といたしまして1,868万4,000円、中学校費で上牧中学校の耐震補強工事及び大規模改修工事2億7,517万4,000円を計上いたしております。

以上が主な内容でございます。可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第24号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第27、議第24号 平成27年度上牧町国民健康保険特別会計予算について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第24号 平成27年度上牧町国民健康保険特別会計予算について。

平成27年度上牧町国民健康保険特別会計予算については、別紙のとおりである。

平成27年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 議第24号 平成27年度上牧町国民健康保険特別会計予算について、説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億4,397万5,000円と決めました。対前年度比7.9%の増、金額で申しますと2億2,177万5,000円の増額となります。

それでは、主な歳入から説明させていただきます。

2ページ、第1表、款1国民健康保険税で5億2,012万2,000円、対前年度比マイナス7.9%、金額として4,456万7,000円の減額となりました。これにつきましては、主な要因として上牧町国民健康保険税の税率の改正によるものでございます。

次に、款3国庫支出金で5億5,876万2,000円、対前年度比マイナス7.3%、金額で4,421万1,000円の減額でございます。これにつきましては、医療費等の減額によるものが影響しております。

款4療養給付費交付金で9,613万7,000円、対前年度マイナス21.4%、金額で2,620万1,000円の減額で、これにつきましては、退職被保険者の被保険者数の減少に伴う医療費の減少が影響しております。

次に、款5前期高齢者交付金で8億4,846万8,000円、対前年度で1.5%、金額で1,303万円の増額でございます。

続きまして、款6県支出金で1億2,412万9,000円、対前年度比マイナス9.8%、金額で1,360万6,000円の減額でございます。

款7共同事業交付金で5億7,684万7,000円、前年比で217.8%、金額で3億1,209万1,000

円の増額でございます。これにつきましては、対象医療費が20万円超えからゼロ円以上に變更になる増額でございます。

次に3ページ、款9繰入金で1億9,836万3,000円、対前年度比で6.3%、金額で1,169万2,000円の増額となっております。これにつきましては、他会計繰入金で644万1,000円の増額と、財政調整基金繰入金で525万1,000円の増額となっております。

次に、款10保険基盤安定繰入金で1億1,831万円、対前年度比12.4%で、金額で1,304万1,000円の増額となっております。これにつきましては、制度改革によるものでございます。

次に、歳出でございますが、4ページの款1総務費で5,683万8,000円、対前年度比11.1%、571万5,000円の増額となっております。これにつきましては、今年度退職予定者1名分の退職手当組合負担金の増額でございます。

次に、款2保険給付費で18億9,794万6,000円、対前年度比マイナス3.7%、金額でマイナス7,353万5,000円の減額となっております。これにつきましては、医療費、高額療養費の減少によるものでございます。

次に、款3後期高齢者支援金等で3億3,380万円、対前年度比マイナス0.9%、305万8,000円の減額となっております。過去年度精算額の増額が要因となっております。

次に、款6介護給付金で1億2,103万5,000円、対前年度比マイナス12.3%、1,701万1,000円の減額となっております。前年度に比べ、概算納付金で972万8,000円の減額と過年度精算金の728万1,000円の増額となっております。

次に5ページ、款7共同事業拠出金で6億431万4,000円、対前年度比204.1%、金額で3億819万4,000円の増額となっております。これにつきましては、保険財政共同安定化事業拠出金の対象医療費が20万からゼロ円以上になったことにより、総事業の増額が要因となっております。

款8保険事業で2,669万7,000円、対前年度比4.6%、金額で117万2,000円の増額となっております。これにつきましては、人間ドック等の助成事業によるものでございます。

以上が当初予算の主な内容でございます。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第25号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第28、議第25号 平成27年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第25号 平成27年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について。

平成27年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算については、別紙のとおりである。

平成27年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 議第25号 平成27年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について、説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,684万2,000円と決めました。前年度対比2.7%、金額で732万9,000円の増額となっております。

それでは、内容について説明いたします。

2ページ、第1表、歳入歳出予算、歳入におきまして、款1後期高齢者医療保険料で2億806万2,000円、対前年度比3.5%、金額で704万7,000円の増額となっております。これにつきましては、被保険者の増加によるものでございます。

次に、款3繰入金で6,299万5,000円計上いたしております。内容といたしましては、事務費繰入で1,309万9,000円、保険基盤安定繰入金で4,989万6,000円となっております。

次に、款4諸収入で、項3雑入で516万7,000円を計上いたしておりますが、これは主なものとして特定健診に係る費用を広域連合より受けるものです。

次に、歳出でございますが、3ページ、款1総務費、項1総務管理費で115万3,000円の計上をいたしております。款2後期高齢者医療広域連合納付金で2億6,912万2,000円、対前年度比2.8%、金額で725万3,000円の増額となっております。内訳といたしまして、共通経費負担金で1,116万3,000円、保険料で2億806万2,000円、保険基盤安定負担金で4,989万7,000円となっております。

次に、款3保険事業費で536万8,000円の計上をいたしております。これは、広域連合から委託を受けた特定健診に係る費用でございます。

以上が当初の予算の主な内容でございます。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第26号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第29、議第26号 平成27年度上牧町介護保険特別会計予算について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第26号 平成27年度上牧町介護保険特別会計予算について。

平成27年度上牧町介護保険特別会計予算については、別紙のとおりである。

平成27年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 議第26号 平成27年度上牧町介護保険特別会計当初予算について、説明いたします。

平成27年度上牧町介護保険特別会計当初予算につきましては、第6期介護保険事業計画によります介護保険料の算定、標準給付費見込み額及び地域支援事業費に反映いたしております。

第1条第1項、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出予算それぞれ16億447万2,000円と決めました。第2項、介護サービス事業勘定でございますが、歳入歳出の総額は、歳入歳出予算それぞれ1,050万6,000円と決めました。平成27年度予算額につきましては、前年度予算額に対して14.2%、金額にいたしまして1億9,986万円の増となっております。

次に、予算の概要について説明いたします。

説明書3ページ、歳入につきましては、款1保険料で3億9,265万2,000円と決めました。前年対比で18.4%、額にいたしまして6,088万8,000円の増となっております。

次に、3ページから4ページの款3国庫支出金で3億1,394万1,000円を、4ページ、款4支払基金交付金で4億3,152万6,000円を、それぞれ歳出の給付金及び地域支援事業費をもと

に計上いたしました。

次に、款 5 県支出金で 2 億 3,162 万 1,000 円を計上いたしました。この県支出金には、地域支援事業交付金 645 万 3,000 円も含まれております。

次に、5 ページ、款 7 繰入金で法定繰入分を含め 2 億 3,270 万 6,000 円を計上いたしました。

続きまして、7 ページ、歳出でございますが、款 1 総務費で 3,617 万 5,000 円を、9 ページ、款 2 保険給付費 15 億 2,825 万 7,000 円を計上いたしました。給付費は前年度比対 14.8%、額にいたしまして 1 億 9,691 万 9,000 円の増となっております。

11 ページ、款 3 地域支援事業費で 3,772 万 8,000 円を計上いたしました。

次に、介護サービス事業勘定でございますが、16 ページ、歳入、款 1 サービス収入費 822 万 7,000 円を、款 2 繰越金 227 万 1,000 円を計上いたしました。これは介護予防によるケアプランの作成料及び前年度の繰越分でございます。

18 ページの歳出では、款 1 サービス事業費 1,050 万 6,000 円を計上いたしました。これは主に介護予防プラン作成料と賃金、システムデータ使用料でございます。

以上が当初予算の主な内容でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第 27 号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第 30、議第 27 号 平成 27 年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第 27 号 平成 27 年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について。

平成 27 年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、別紙のとおりである。

平成 27 年 3 月 4 日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部理事。

○都市環境部理事（高木雄一） 議第27号 平成27年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、説明いたします。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ364万6,000円と定めました。前年度と比較いたしまして、金額で50万6,000円、率で12%の減額予算となっております。減額の主な要因といたしましては、貸付金の完済により貸付件数が減少したことによるものでございます。

次に、内容について説明いたします。

歳入の主なものといたしまして、説明書4ページ、款5諸収入、項1貸付金元利収入で362万3,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものといたしまして、説明書5ページ、款2公債費、項1公債費で長期債の元利償還金318万8,000円を計上しております。

以上が当初予算の主な内容でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第28号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第31、議第28号 平成27年度上牧町下水道事業特別会計予算について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第28号 平成27年度上牧町下水道事業特別会計予算について。

平成27年度上牧町下水道事業特別会計予算については、別紙のとおりである。

平成27年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（杵本和敏） 議第28号 平成27年度上牧町下水道事業特別会計予算について、説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億2,743万4,000円と決めました。前年度と比

べ5.25%減の予算となっています。

歳入につきましては、下水道使用料が前年度当初予算に比べ1.7%、金額で463万6,000円増額の2億7,681万9,000円、下水道事業費国庫補助金3,100万円、一般会計繰入金1億4,208万2,000円、町債1億7,740万円等を計上しています。

歳出につきましては、下水道総務費で前年度比74万8,000円増額の1億7,626万2,000円、公共下水道事業費は、公共下水道污水管渠築造工事費の減額もあり4,052万3,000円減額の8,314万1,000円の計上。流域下水道事業費では44万3,000円減額の1,142万9,000円、公債費は総額で前年度比1.55%増の3億5,610万2,000円の計上となりました。

第2条、債務負担行為につきましては、4ページ、第2表のとおり、水洗便所改造者が金融機関より借り入れる資金に対し債務の損失補てんを定めています。

第3条、地方債は、4ページ、第3表のとおり、特別損失分も含め借入総額は1億7,740万円となっています。

以上が当初予算の概要でございます。議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

ここでお諮りいたします。

続けて行ってよろしいでしょうか。

（「続けてというのは」と言う者あり）

○議長（服部公英） 休憩。

（「もうこれ、最後まで行くということですか」と言う者あり）

○議長（服部公英） はい、そうです。休憩しましょうか。

（「いやいや、この日程、最後まで行くことできんのか」と言う者あり）

○議長（服部公英） そうです。はい。

（「休憩なしで行くということやろ」と言う者あり）

○議長（服部公英） はい。

（「トイレ休憩よろしいな」と言う者あり）

（「トイレ休憩しようか」と言う者あり）

（「午後から……」と言う者あり）

（「決算は」と言う者あり）

（「議長」と言う者あり）

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） 続けてやっていただいたらいいんですが、トイレ休憩はぜひともとっていただきたいなと思います。

（「今から10分休憩せえ」と言う者あり）

○議長（服部公英） はい。それでは、ここで10分の休憩をとります。

休憩 午前11時57分

再開 午後0時05分

○議長（服部公英） それでは、再開いたします。



◎議第29号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第32、議第29号 平成27年度上牧町水道事業会計予算について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第29号 平成27年度上牧町水道事業会計予算について。

平成27年度上牧町水道事業会計予算については、別紙のとおりである。

平成27年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（枚本和敏） 議第29号 平成27年度上牧町水道事業会計予算について、説明いたします。

まず、業務の予定量としましては、平成26年度当初予算と比べ、総給水戸数で142戸減の6,977戸、年間総配水量は2万1,641立方メートル減の202万4,532立方メートルと決めました。

次に、収益的収入は、前年度当初予算に比べ6,256万8,000円減の5億1,302万2,000円です。水道料金では、給水戸数の減少もあり102万2,000円の減収、給水分担金については、平成26年度において新町、三軒屋地区における開発等もあり突出した額となっていました。本年

度については6,145万2,000円減額の2,116万8,000円となっています。

収益的支出は、配水量の減少及び給水分担金の減に伴う消費税の減額及び特別損失等の減額により、前年度比2,300万円減額の4億5,400万円と決めました。

続きまして、資本的収支の予算は、平成26年度に比べ資本的収入を5500万円に、また、資本的支出は1,630万円増額の8,300万円と決めました。資本的支出につきましては、昨年度に比べ大幅な増額となっていますが、これは建設費で1,430万円増額の7,030万円を計上したことが主な要因となっています。

そして、第6条の議会の議決を得なければ流用することができない職員給与費を7,474万4,000円計上しています。

以上が当初予算の概要でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第33、議第30号 監査委員の選任について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第30号 監査委員の選任について。

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成27年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

記。

北葛城郡上牧町 辻本 隆。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（田中一夫） 議第30号 監査委員の選任につきまして、説明いたします。

現監査委員の篠崎雄爾氏が本年3月末をもちまして辞任されることに伴いまして、その後任として辻本 隆氏を選任いたしたく提案するものでございます。辻本氏は長年にわたり金

融機関に勤務され、経営管理等に優れた識見を有し、本町監査委員としてふさわしい方と考え、同意を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。



◎議第31号から議第37号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第34、議第31号から日程第40、議第37号 上牧町政治倫理審査会委員の選任について、以上の7件の議案については、この際一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（田中一夫） 議第31号から議第37号の上牧町政治倫理審査会委員の選任について、一括して説明いたします。

議第31号の大橋貴美子氏、議第32号の西田久美子氏、議第33号の林智良氏、そして議第34号の前田春樹氏につきましては、同委員会の委員としてご活躍いただいておりますが、本年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き選任いたしたく提案するものでございます。議第35号、篠崎雄爾氏、議第36号、隅田泰徳氏、そして議第37号の永井 實氏につきましては、今回新たに選任するものでございます。以上、各氏の豊かな経験と優れた識見は同委員としてふさわしいと考え、提案するものでございます。

なお、各氏の経歴につきましては、配付の略歴のとおりです。

ご同意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これより議第31号から議第37号までを一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

木内議員。

○8番（木内利雄） 木内利雄でございます。

質疑ではないんですが、以前にも形式論で申し上げたことはあります。提出されております写真を見ていただいたらわかると思うんですが、こういうところに提出するのは無背景、背景がないというのが普通の写真のあり方です。これは以前にも厳しく、私、申し上げた。ちなみにこれは個々で持ってこられているのかどうかわかりませんが、大橋貴美子さんの背景は無背景ではないんです。これは、やっぱりこういうところへ、議会へ提出していただく写真は、当然無背景であってしかるべきなんです。このことは数年前に、数年前かもう10年になるかわかりませんが、厳しく申し上げたところなんです、これはチェックされないんですか。おかしいと思うでしょう。普通、当然、無背景なんです。これは個人個人で写真を適当に持ってきてくださいという指示をなさっているのか、そこら辺のいきさつ、また、こういういった、人に依頼するときにはどのようにされているのか、答弁をいただきたい。

○議長（服部公英） 総務課長。

○総務課長（阪本正人） 今のご質問にご回答させていただきます。

大橋氏につきましては、以前の写真をそのまま掲載しているのが実際のところでございます。それと、新人さんの部分につきましては、無背景のところでは撮らせていただいたという経緯でございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） あなたは私が5年か10年前に指摘したときに、記憶されているかわかりませんが、認識としてお聞きしますけれども、当然、議会へ提出するこういった書面に対して、写真を添付するときは無背景が私は当然だと思いますが、こういった背景が入っているものに関しては、あなたはどうお考えですか。

○議長（服部公英） 総務課長。

○総務課長（阪本正人） 今、議員さんがおっしゃっているとおりだと思っております。無背景で撮るのが通常だと考えております。

- 議長（服部公英） 木内議員。
- 8番（木内利雄） それと、以後はそうやって無背景で撮っていただきたい。大橋さんに関しては、前回のということは何年前の写真ですか。
- 議長（服部公英） 総務課長。
- 総務課長（阪本正人） 24年のときの写真だと思います。
- 議長（服部公英） 木内議員。
- 8番（木内利雄） ということは、2年前という認識でよろしゅうございますか。
- 議長（服部公英） 総務課長。
- 総務課長（阪本正人） 3年前でございます。
- 議長（服部公英） 木内議員。
- 8番（木内利雄） こういった写真は、私どもも今回初めて選挙公報というやつで写真を掲載していただきますけれども、そのところには明確に6カ月以内の写真ということが明記されています。よって、こういったところは無背景は当然のことであるとともに、3カ月が適当なのか半年が適当なのかわかりませんが、3年も前の写真というのは不適當かと思いますが、いかがお考えでしょうか。
- 議長（服部公英） 総務部長。
- 総務部長（池内利昭） 今の厳しいご指摘、先ほど申されましたように、選挙公報につきましても6カ月というふうな基準を定めております。ですので、今後におきましてもそういうふうな基準を検討しながら、また、写真については直近の写真ということで提出をさせていただけたらと思います。ご迷惑をおかけいたしました。
- 議長（服部公英） 木内議員。
- 8番（木内利雄） やはり一定の形式は大事なので、今後こういった点は気をつけていただくように強く申し上げておきたい。
- 以上でございます。
- 議長（服部公英） ほかにございませんか。
- （「ほかになし」と言う者あり）
- 議長（服部公英） これで質疑を終わります。
- これから議第31号から議第37号までを一括して討論を行います。
- 討論はございませんか。
- （「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから7件の議案を一括して採決いたします。

議第31号から議第37号を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、議第31号から議第37号は原案どおり同意することに決定いたしました。



◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第41、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

平成27年3月4日提出 上牧町長 今中富夫

記。

北葛城郡上牧町 蒲池捷義。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（田中一夫） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、説明いたします。

蒲池捷義氏につきましては、人権擁護委員としてご活躍いただいておりますが、今回、本年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き委員に推薦いたしたく提案するものでございます。

蒲池氏の経歴につきましては、配付の略歴のとおりです。

同意いただきますようお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり適任者とするに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり適任者とするに決定いたしました。



◎議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第42、議員提出議案第1号 上牧町議会委員会条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長(磯部敬一) 議員提出議案第1号。

2015年3月4日 上牧町議会議長 服部公英殿。

提出者 上牧町議会議員 東 充洋。

賛成者 上牧町議会議員 芳倉利次、同、辻 誠一、同、富木つや子、同、堀内英樹、同、木内利雄。

上牧町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び上牧町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

○議長(服部公英) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

11番、東議員。

○11番(東 充洋) 上牧町議会委員会条例の一部を改正する条例についてであります、理由といたしまして、教育委員長と教育長を一本化した新たな新教育長を置くことなどを内容とする、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせて、地方自治法第121条、長及び委員長等の出席義務が改正されることから、委員会条例第19条を改

正するものでございます。

以上で条例の改正についての説明といたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



◎意見書案第1号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第43、意見書案第1号 独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅居住者の居住の安定を求める意見書（案）、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 意見書案第1号。

2015年3月4日 上牧町議会議長 服部公英殿。

提出者 上牧町議会議員 東 充洋。

賛成者 上牧町議会議員 辻 誠一、同、石丸典子、同、堀内英樹、同、吉中隆昭、同、木内利雄、同、芳倉利次。

独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅居住者の居住の安定を求める意見書（案）。

上記議案を別紙のとおり上牧町議会会議規則第14条の規定により提出します。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、趣旨弁明を求めます。

11番、東議員。

○11番（東 充洋） 独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅居住者の居住の安定を求める意見書（案）につきまして、説明におきましては、朗読をもって説明をさせていただきたいと思っております。

独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅居住者の居住の安定を求める意見書（案）。

独立行政法人都市再生機構は、平成25年12月に閣議決定された独立行政法人改革等に関する基本的な方針に基づき、家賃収入増を図るため現行家賃改定ルールの見直し（2015年度中）、高齢低所得世帯に対する家賃特別措置の公費実施検討（2014年度中）、収益性の低い団地の統廃合（2014年度中）の加速を目指した具体的な実施計画の策定作業を進めています。これらの目的は、家賃収入のさらなる最大化及び団地の収益力向上と資産の圧縮であり、居住の安定や都市再生機構が果たすべき公共的役割の放棄と言わざるを得ません。

また、UR賃貸住宅には空き家が多数あり、全国で8万2,000戸もあると言われており、多額の収入欠陥を生じているのも事実であります。関東圏におきましては15万円から25万円という高額な家賃、他の都市部においても10万円前後の高家賃が空き家を生み出す原因にもなっております。都市再生機構はこれらの原因を把握していながらも、毎年、賃貸住宅部門では約500億円もの純利益を計上しているのが実情であります。

都市機構においては、閣議決定以前は機構法第25条に基づいて、募集家賃は近傍同種家賃と同額に設定するとした方針であったのが、閣議決定に従い、家賃収入の最大化、収益化向上を目指し、継続家賃は値上げを図りつつ、機動的かつ柔軟に募集家賃を上げ下げすることを求め、昨年4月からは毎月のように募集家賃の改定を行っており、入居が継続されれば高どまりの家賃の継続を図り、空き家がふえれば状況に合わせて値下げをするという露骨な利益第一主義での運用は、同一地域同種住宅での家賃格差を助長することにもなり、また、生活の根幹をなす住宅セーフティネットの役割さえも無視する行為にほかなりません。政府の機構住宅改革に関する閣議決定には、公共住宅としての居住の安定、居住環境の向上、機構住宅が果たす地域コミュニティーの役割など、次世代に引き継ぐ責任のある貴重な公共住宅を、単なる商業主義の産物としての政策は、居住者の生活の場を奪っていくばかりでなく、地域社会構成の破壊にほかなりません。政府が国民生活基盤の安定をもたらす公共住宅を維持継続させることは、少子高齢化社会が進む中、とりわけ生活弱者、年金生活高齢者、子育て世帯などにおいては欠かすことのできないものであります。

私たちは、国が真の住宅政策として、需要と供給の経済政策の一環ではなく、私的所有と

社会的側面を持った総合的な視点での土地住宅政策が図られるべきであり、次の事項を実現されるよう強く要望します。

1、都市機構賃貸住宅居住者のおかれている生活実態に考慮し、家賃引き上げ幅拡大、改定周期短縮等を策する家賃ルールの見直しをやめ、機構法附帯決議、住宅セーフティネットを遵守し、安心して住み続けられる住宅政策の確立を図ること。

2、都市機構は、全国8万戸以上の空き家の原因となっている高額家賃の引き下げや居住者の負担軽減を図り、空き家の解消に努めること。

3、低所得高齢者と子育て世帯等への居住の安定施策を含め、家賃改定ルールの抜本の見直しなど、公共住宅としてふさわしい家賃制度の確立を行うこと。

4、都市機構賃貸住宅が収益本位の団地統廃合ではなく、国民の住生活向上とコミュニティーの形成に役立つ公共住宅政策を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2015年、平成27年2月27日。奈良県上牧町議会。

以上でございます。どうか採択をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎意見書案第2号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第44、意見書案第2号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める意見書（案）、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 意見書案第2号。

2015年3月4日 上牧町議会議長 服部公英殿。

提出者 上牧町議会議員 東 充洋。

賛成者 上牧町議会議員 辻 誠一、同、石丸典子、同、木内利雄。

年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり上牧町議会会議規則第14条の規定により提出します。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、趣旨弁明を求めます。

11番、東議員。

○11番（東 充洋） 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める意見書（案）

について、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める意見書（案）。

恐れ入ります。「省」の字が「書」となっておりますので、これを「労働省」の方に変えていただきたいと思っております。恐れ入ります。

厚生労働省は、昨年の全国消費者物価指数（プラス2.7%、総務省）を受けて、1月30日、2015年度年金を0.9%の増額改定をすと発表しました。物価が2.7%上がったのにもかかわらず、年金は0.9%しか上がりません。これはマクロ経済スライドの初めての適用などによるものです。貧困化が深刻な中、年金の大幅な実質低下は年金受給者の生活に大きな打撃を加え、生存権をおびやかします。その上、政府、厚生労働省は、マクロ経済スライドを使って、この先30年間年金を下げ続けることを見込んでいます（「平成26年財政検証」結果）。しかも、この仕組みをデフレ経済下にも適用できるようにする見直し法案も予定しています。

30年間にもわたる年金削減は、高齢者だけの問題ではありません。賃金低下と非正規労働者がふえる中、年収200万円以下のワーキングプアが1,100万人を越えました。将来の高齢者の年金も心配されます。年金引き下げの取りやめは切実な願いです。将来の高齢者、つまり現役の方々にとっても同様です。また、国民の生存権を守る全額国庫負担の最低保障年金制度も欠かせません。

また、隔月払いの年金支給を毎月払いにすることは、受給者の切実な願いに応え、国際標準に合わせることです。その気になれば、すぐにも実現できる課題です。

よって、下記についての意見書を採択し、地方自治法第99条に基づき関係各方面に送付くださるようお願いいたします。

記。

1、年金削減を取りやめ、そのためのマクロ経済スライドを廃止すること。

1、全額国庫負担の最低保障年金制度を実現すること。

1、現在、隔月払いの年金支給を毎月払いにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

2015年、平成27年2月27日。奈良県上牧町議会。

物価もどんどんと上がっているという状況です。本当に年金受給者は厳しい厳しい生活状況に追いやられているということを皆様方もよくご理解いただいている状況であろうと思

ます。どうか採択いただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎意見書案第3号の上程、説明

- 議長（服部公英） 日程第45、意見書案第3号 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書（案）、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（磯部敬一） 意見書案第3号。

2015年3月4日 上牧町議会議長 服部公英殿。

提出者 上牧町議会議員 長岡照美。

賛成者 上牧町議会議員 富木つや子、同、康村昌史、同、辻 誠一、同、堀内英樹、同、吉中隆昭、同、芳倉利次。

ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書（案）。

上記議案を別紙のとおり上牧町議会会議規則第14条の規定により提出します。

- 議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、趣旨弁明を求めます。

2番、長岡議員。

- 2番（長岡照美） 申しわけございません。この意見書案でございますが、意見書案の2枚目のページのところの「2015年、平成27年3月4日」の前に、申しわけございませんが、「以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。」が抜けておりますの、追加で入れていただきたいと、このように思います。

それでは、朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書（案）でございます。

現在、ドクターヘリは全国で36都道府県に44機が導入され、医師が救急現場で直ちに医療を開始できる上、搬送時間が短縮されることから、救命率の向上や後遺症の軽減に大きな成果を上げています。

ドクターヘリの運航経費については、厚生労働省による医療提供体制推進事業費補助金により、運営主体に対して財政支援が図られています。ドクターヘリは地域によって出動件数

や飛行距離に差異が生じることから、補助金の算定に当たっては地域の実態を的確に反映したものとすることが不可欠です。加えて、平成20年度に約5,600件であった全国のドクターヘリの出動件数は、平成25年度には2万件を超え、著しく増加しております。年々増加する出動件数に対して、補助金の基準額を適切なものとするよう、さらなる精査が必要です。救急医療体制においてドクターヘリは必要不可欠であり、事業を安全に安定して継続していくためには、実態をよく踏まえた上で基準額を設定することが求められます。

また、近年、ヘリコプター操縦士の高齢化が進んでおり、国内における操縦士の養成規模が小さいため、今後退職に伴う操縦士不足が事業運営に支障を来す恐れがあります。

よって、国においては、将来にわたってドクターヘリを安定して運用していくために、下記の事項を実施するよう強く要望します。

記。

1、医療提供体制推進事業費補助金の基準が事業運営の実態に即したものとなっているかを検証し、算定方法及び基準額の改善を図るとともに、財源の確保に努めること。

2、ドクターヘリの安全、安定的な事業継続のために、操縦士をはじめとするドクターヘリ運航従事者の育成、確保に対して必要な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

2015年、平成27年3月4日。奈良県上牧町議会。

このドクターヘリにつきましては、奈良県では、ドクターヘリを保有しております大阪府と和歌山県との共同運航の協定を結んでおります。県の利用実態は、平成21年が15件、22年度が20件、23年度が13件となっております。ドクターヘリは要請を受けておおむね30分以内に現場に到着し、同乗している医師や看護師が初期治療を施し、救命の向上につなげていくための、また、安定した運用を要望する意見書案でございます。

各議員におかれましては、慎重に審議の上、賛同いただき、ぜひご採択いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎請願書第1号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第46、請願書第1号 上牧町町営墓地駐車場に計画中のごみ中継施設建設の中止を求める請願書、これを議題といたします。

議案の朗読を省略し、本案について紹介議員の趣旨説明を求めます。

1番、康村議員。

○1番（康村昌史） 1番、康村昌史です。

請願書第1号 上牧町町営墓地駐車場に計画中のごみ中継施設建設の中止を求める請願書について、朗読をもって説明にかえさせていただきたいと思います。

請願書第1号 上牧町町営墓地駐車場に計画中のごみ中継施設建設の中止を求める請願書。
平成27年2月27日。

紹介議員 康村昌史、吉川米義。

請願者 代表者が壬生兼義氏、住所、上牧町上牧3901。同じく辻本久蔵氏、上牧町上牧3922番。同じく請願者で南浦弘氏、住所、上牧町上牧4709。ほか、署名者66名いらっしゃいます。

それでは、内容に入らせていただきます。

件名。上牧町町営墓地駐車場に可燃ごみ中継所建設計画について。

趣旨。可燃ごみ中継施設予定地は、現在、墓地の駐車場に使われています。また、保育所及び福祉作業所などが近くにあり、交通量の増大等により、子どもたち等にとって非常に危険であり、さらに平成26年9月29日に議決された香芝市議会の決議文別紙参照の中には、その悪臭により将来を担う子どもたちへの健康被害も心配されるとあります。また、駐車場は保育所の行事があるときに利用しています。よって、その建設計画の白紙撤回を強く求めるものです。

理由。上牧町から、ごみ中継所を北上牧地区内にある墓地駐車場に建設するとの説明が、平成26年12月15日に自治会役員にありました。しかし、余りにも突然であり、平成27年2月16日現在、地元住民への説明会もまだ一度も開催されていません。北上牧の住民は、この建設計画を聞き、非常に憤りを感じています。悪臭により、将来を担う子どもたちの健康被害を心配され、反対の署名活動をしたい。また、反対の嘆願書を出したいと、上牧町立第一保育所の保護者から北上牧自治会に連絡がありました。北上牧及び服部台の住民は絶対反対ですので、建設計画の中止を求めます。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

平成27年2月27日 議会議長 服部公英殿。

なお、参考のため、香芝市議会の決議文を読ませていただきます。

上牧町のごみ焼却場等の撤去を求める決議。

香芝市上中地区において、昭和46年から上牧町によるごみ焼却場施設が稼働し、ことして43年余りの歳月が経過しようとしている。昭和44年に香芝市（当時香芝町）としては、過去の環境施策に関する経緯も鑑み、ごみ焼却場の建設に関して、議会として附帯条件をつけて可決したものである。

しかし、特に香芝市上中地区では、ごみ焼却場の稼働後には、香芝市民の生活に全く直結しない他の地方公共団体の施設に関連する環境問題に苦慮してきた。さらに香芝市上中地区の住民は、上牧町のごみ焼却場が43年間も経過し、稼働能力が限界に達していることも再三指摘し、それと同時に煙、悪臭、灰により、将来を担う子どもたちへの健康被害も心配されてきた。香芝市上中自治会代表から催促して開かれた上牧町の地元（上中地区等の住民）への説明会のたびに撤去の要求がなされてきた。その結果、平成26年7月23日に地元（上中地区等の住民）に対して、上牧町長から、平成28年4月からは当施設での焼却を停止するとの説明があった。しかし、中継施設を当施設敷地内で建設する。焼却場施設の撤去はすぐにはできないとの説明に対し、地元（上中地区等の住民）としては到底納得いかない意見が大半の結論となった。

このことを踏まえ、香芝市議会として、上牧町ごみ焼却場の稼働停止と同時に全ての施設の撤去を求めるとともに、同地区（香芝市上中地区）での関連施設の建設を認めない。

以上、決議とする。

平成26年9月29日、香芝市議会です。これが決議文の内容です。

以上ですが、議員各位におきましては、慎重審議の上、可決くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎予算特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（服部公英） 日程第47 予算特別委員会の設置及び委員の選任について、これを議題といたします。

平成27年度予算案件については、委員会条例第5条第1項の規定により、6名で構成する

予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、平成27年度予算案件については、6名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

委員の選任については、どのような方法であればよろしいでしょうか。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(服部公英) 議長一任という声がありますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 異議ないようですので、私の方で選任させていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時50分

再開 午後 0時50分

○議長(服部公英) 再開いたします。

先ほど設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項及び第7条第1項の規定により、1番、康村議員、2番、長岡議員、3番、辻議員、5番、石丸議員、6番、堀内議員、8番、木内議員、以上6名の方を指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました6名の方を予算特別委員に選任することに決定しました。

予算特別委員会におかれましては、委員長、副委員長を互選の上、報告願います。

それでは暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時51分

再開 午後 0時52分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。



◎予算特別委員会正副委員長の互選結果について

○議長（服部公英） 休憩中に予算特別委員会の委員長、副委員長を互選いただきましたので、ご報告申し上げます。

予算特別委員会の委員長に堀内議員、副委員長に石丸議員という報告でございます。



◎議第1号から議第29号、意見書案第1号から第3号、請願書第1号の委員会付託

○議長（服部公英） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号から議第29号、意見書案第1号から第3号、請願書第1号については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託し、一般質問については理事者側の答弁を含め、1人1時間以内とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり所管の委員会に付託し、また、一般質問については1人1時間以内とすることに決定いたしました。



◎散会の宣告

○議長（服部公英） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうも長時間にわたりご苦労さまでした。

散会 午後 0時54分

平成27年第1回（3月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成27年3月16日（月）午前10時開議

第1 一般質問について

6番 堀内英樹

11番 東充洋

3番 辻誠一

5番 石丸典子

1番 康村昌史

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	康村昌史	2番	長岡照美
3番	辻誠一	4番	富木つや子
5番	石丸典子	6番	堀内英樹
7番	吉中隆昭	8番	木内利雄
9番	芳倉利次	10番	吉川米義
11番	東充洋	12番	服部公英

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	田中一夫
教育長	浅井正溢	総務部長	池内利昭
都市環境部長	西山義憲	都市環境部理事	高木雄一
住民福祉部長	竹島正貴	保健福祉センター館長	下間常嗣
水道部長	杵本和敏	教育部長	竹島正智
政策調整課長	藤岡達也	総務課長	阪本正人
まちづくり推進課長	大東四郎	福祉課長	藤岡季永子
生き生き対策課長	高田健一	教育総務課長	為本佳伸
社会教育課長	吉川淳		

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長 磯部敬一 書記 山下純司

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（服部公英） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎議事日程の報告

○議長（服部公英） それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。



◎一般質問

○議長（服部公英） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。



◇堀内英樹

○議長（服部公英） それでは、6番、堀内議員の発言を許します。

堀内議員。

（6番 堀内英樹 登壇）

○6番（堀内英樹） 皆さん、おはようございます。6番、堀内英樹です。

少子高齢化、人口減少が確実に進行する中、避けて通れない政策課題として税と社会保障の一体改革があります。国を上げて進められている他方でこの流れに水を差すかのように安倍内閣による消費税10%への引き上げが延期されました。この先送りにより税収確保と財政健全化における一層の停滞が避けられない状況になりました。そればかりか、2020年の東京

オリンピックと同時に、少なくとも消費税15%への引き上げが不可避な事態に陥ったと考えております。その一方で、税と社会保障の一体改革、その基盤整備であるマイナンバー制度、番号制とも言われますが、この導入は着々と進められているところです。昭和34年、1959年に初めて行政機関に電子計算機が導入されました。以来、半世紀にわたって個人情報保護との葛藤を繰り返し今日に至りました。その意味で、平成27年度は国民の日常生活に直結する制度として画期的な元年になると考えております。

そこで、大きな項目の1としてマイナンバー制度の運用開始について。マイナンバー制度は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、通称番号法と言われておりますが、これに基づいて実施され、平成27年度から地方自治体における実際の業務が開始されます。

業務の開始に備えた町の取り組みについて。

その1、番号法において規定された事務は何か。

2、個人番号を使った独自の事務をどのように展開してゆくのか。

3、上記1及び2の事務を遂行するための準備状況はどうか。

大きな項目の2であります。まちづくり基本条例の運用状況について。

その1、第4条、最高規範性第1項に盛り込まれた他の条例、規則等の見直し作業は行われているのか。

2、同じく、第4条第2項の基本計画と制度の整備はどうか。

3、第37条、取り組み状況の評価に関し、その評価と結果の公表の予定について。

以上が私の質問項目です。質疑は一問一答でお願いし、再質問は質問者席で行わせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） それでは、最初のお尋ねから、答弁、どうぞよろしく願いします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） まず、①番の番号法において規定された事務は何かというご質問でございますけれども、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律におきまして個人番号を利用できる分野は、社会保障、それと税、災害対策の3分野でございます。具体的には番号法の別表第1に規定された事務に関してのみでございます。個人番号を利用することはできることとされております。

当町におきましては、平成26年10月に事務の洗い出しを行いまして、番号法の別表第1に

掲げられました95事務のうち市町村が実施主体となる事務が75事務でございまして、本町におきましては、そのうちの57事務が該当するというところでございます。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） 今、総務部長から、社会保障、税、災害対策、これにかかわる事務、全体としては95が例示されておりますが、そのうちの57についてこの法律に基づいて町がやると、こういうお話があったかと思えます。

国民の負担と受給の持続的な維持といいますか、これを維持していくためという面があります、国民から見ると。

行政から見ますと、税収と給付の問題が、この公平性をどういうふうに確保するのか。つまり、所得の正確な捕捉、私、前、この席から十五三というお話をしたことがあると思えます。もう十何年になりますが、これは所得の捕捉がいかに行われているかという言い方でございます。

それからもう1つ、社会保障に関しては必要に基づく給付をどのように行っていくのか、こういう観点から、今回の、壇上でも申し上げましたように、長年かかって、半世紀にわたって、あれでもないこれでもないと言ってやってきたのがやっとここへ来て実現するということだと思います。そういった認識については、町としてはどのように考えておられますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 今、堀内議員の方がおっしゃられた件につきましてはそのとおりかなとは考えております。マイナンバー制度につきましては、市町村にとって大変重要な部分ではございますし、それとやはりその中でおっしゃっている部分においての、一番、町としても懸念する部分については個人情報的な部分が一番この中での今後の運用開始また作業手続の中での部分で一番重要な部分ではないかなとは考えております。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） 番号法の3条で基本理念ということが規定されておりますし、4条では国の責務ということで決められております。これに別表がついているわけです。その中で、もう1つ大事な観点は、個人番号を使った独自の事務をどのように展開していくのかということで、②で通告させていただきました。

これはどういうことかという、第5条で地方自治体の責務というのがあります。そして、第9条の第2項で、条例を制定して、つまり国ではない国以外に、国の事務以外に町独自で、上牧町独自で事務を展開することができるよと、事務事業が。ここのところを町としてはど

のように受けとめて、そしてどのようにこれから進めていこうと考えておられるのか。これは住民にとっては大変大事なところですよ。身近な、我々にとって一番身近な自治体は上牧町。町の窓口、業務、事務事業、そういったものが本当に町民の生活にとっては日常かかわる話であります。そのところはいかがでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 独自の事務という部分でございますけれども、これにつきましては、先ほど申し上げました別表第1で定められた事務以外の事務につきまして地方公共団体が条例で定める事務について利用できるということでございます。

今、当町につきましては、番号法の独自利用につきましては、現在、今、先ほど言いました57事務について運用しますが、今後、事務の手續等々開始をしていきたいとは考えておりますけれども、この件につきましても、ただ、電算の共同化によりまして、その関係市町村の関係もございまして、その部分の調整も図りながら今おっしゃったような部分においても必要に応じて適切に対応して、係る部分の事務に条例で制定して、独自の部分での事務については、今、先ほど言いましたように、適切に対応していきたいと考えております。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） マイナンバー制度がこういうふうには、言ったら2階建てで、国と地方自治体、2階建てで考えておられます。その間にももちろん県というのがありますけれども置いておくとして、2階建てもしくは考え方によっては3階建てになる。こういうふうには利用範囲を国以外に広げているというのは、前に住基カード、これは28年にはではないですね、住基カードはかなり以前ですね、ちょっと今データがないんですが、住基カードを私もいただいておりますけれども、住基カードにICチップというのが埋められております。ぴかっと光っている部分ですね。あそこに集積回路が埋まっております、国で使う事務だけでは容量がいっぱい余るわけですよ、集積回路のICチップの。ここを地方自治体で使っているというのが法律の趣旨だろうと思います。当然、それをうまく既に住基カードから独自事務を展開しておられる自治体も幾つか例があります。それを同じような発想でマイナンバー制度のICチップの空き領域を活用していいですよ。それによって例えば住民の利便性を高めるとか手續等で住民の負担とか手間暇を省く、住民負担の軽減を図る。それからまた、行政側から見るとこれを使うことによって大変効率化できます。運営の効率化ができる。お金の面から見ると行政コストの削減もできると。こういうメリットがあるんです。したがって、これを使わない手はないと思います。そのところはまだこれからだろうと思いますけれど

も、町として基本的にここのところはしっかり取り組んでほしい。当然、電算の広域あるいは共同化の運営があるので、それとのかかわりがあるといいながら、上牧町としてはもっと積極的にここのところはぜひ取り組んでいただきたいというふうに考えますが、いかがですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 今、ＩＣチップの空き容量の活用という部分でございますけれども、確かに議員がおっしゃるように、その分については今後いろんな部分の中で相当な活用範囲もいろいろできるかなとは考えております。今、ご意見をいただきました部分につきまして、関係市町村等といろいろ協議をさせていただきながら、今後その部分につきましても検討もしていきたい。また、先ほどおっしゃいましたように、上牧町としても関係市町村に対してそういうふうな部分の意見を発しながら進めていきたいと考えております。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） 先ほど壇上で少しオーバーな言い方をしました。住民生活にあるいは国民生活に直結する制度改正としては画期的な元年になるというふうな言い方をしましたが、町長、ぜひ町長にもご意見をお聞きしたいんですが、ＩＣチップの空き容量をうまく活用すると、例えば子育てとか入園、入学それから結婚、離婚、あるいはまた妊娠、出産、この辺も当然視野に入ると思います。高齢者、介護保険も当然そうです。高齢者の生きがい、町長がいつもおっしゃっている高齢者の生きがい、医療、介護、障害者、引っ越しとか住まいの話、この辺も出てきますし、お悔やみも恐らく、の回り、お葬式とかこういったあたりも入ってきますから、税以外に、とにかく考えられる窓口皆関係してくるのではないかなと思います。したがって、そういう認識で上牧町としても組み立てて、電算と一緒に運営している他町と、他の市や町とも協議していくと、こういう方向でぜひ取り組んでいただきたいんですが、町長はいかがですか。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） 今おっしゃっておられることについては、まさにそのとおりだろうと思います。番号を割り振る、そこにいろんな枝葉があるわけでございますので、そういうものをどのようにつけていくのかと、その番号を見ればこの人の状況が全てわかるよと、そういう状況をつくっていくことが行政側から見るとすぐにいろんな手だてが打てるし、いろんな調査等もできるわけでございますので、そういうことについては積極的にこれから進めていくべきだろうと思います。

ただ、1つ心配なのは情報をどのように守っていくのかというのも大変大きな問題でございますので、そういうところとあわせながらしっかりと進めていくというふうには私と考えております。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） 町長、言葉尻を捉えて申しわけないんですが、行政から見るとそうです。住民から見ると、町民から見てもこういういろんなことができますから、その両方の観点からぜひお願いしたい。

それと、もう1つは既に3の話にちょっとかかわりますので申し上げますが、電算の関係で、つまりシステム構築の関係で多分他の市や町と協議をしながらと、こういうお話やと思うんですが、その3の、1、2をやるための準備状況はいかがでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 準備状況でございますけれども、マイナンバー制度の導入に向けましては、現在、該当事務の洗い出し、また住民基本台帳のシステムの改修、それと特定個人情報保護評価書の作成を行っております。平成27年、ことしですけれども、ことしの10月に付番が開始をいたします。それと個人情報保護条例の改正を行い、その後、税務関係のシステム改修、また社会保障関連システムの改修を順次行うことといたしております。この先、平成28年1月1日のマイナンバー制度の運用に向けて全町的な共通認識のもと準備を進めているところでございます。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） 少し観点を変えてお尋ねしたいんですけれども、マイナンバー制度を上牧町として進めていこうとしたときに幾つかの役割分担が必要だろうと思います。

例えば、これは先ほど町長からも答弁をいただいたように全く新しい発想の事務事業ですから、まずこれを取りまとめて、国との関係もあり、国や県との関係もあり、新しいものを入れるということで、全体を、この事業を進めていく中心的な統括部門が要るだろうと思います。それに各窓口です。先ほどから私も幾つか挙げさせていただきました。

もう1つは、今、部長が述べられたように10月から住基による個人番号を指定していくわけですね。そして通知カードを送るわけです。これでオーケーだということになれば来年1月には本来の個人番号カードを交付する。その間に個人情報の扱いについて条例として、あるいは規則としてきちっとやっていく。そして、29年1月には国からの照会が始まるという工程になっているかと思えます。こういうふうに窓口、統括部門と窓口と工程の管理も入っ

てくるだろうと。

もう1つは、先ほどおっしゃったように電算共同化をやっている中でのシステム構築をどういうふうにしていくのかと。これで今回、27年度当初予算で番号制度システム改修委託料として3,543万円、たしか計上されております。あわせて当然独自事務を展開するための条例で定めてとなっていますから、法そのものが、条例を制定する。個人情報の保護を条例改正も含めてかけていく。特定個人情報というのも出てきます。これは企業、団体関係ですね。そういった扱いもどうしていくのかというのは出てきますから、こういう一連の推進体制をきちっと住民サービスの向上の観点あるいは業務改革の観点からぜひ取り組んでいただきたいと考えておりますが、いかがですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 今後の取り組みの準備の中での役割分担といいますか、業務体制でございますけれども、今、統括部門といたしましては調整をするというような重要な部分でございます。これにつきましては当庁の企画調整課、政策調整課で統括部門を、この部分についての業務を行います。

それと、先ほど堀内議員が申されましたように、窓口業務、システム、その他いろいろな部分に係る業務に関しては、その統括のもと、いろいろ分野の中で調整をしていくと。その中で問題等があればまた会議を開きながら進めていくわけでございますけれども、過去からの取り組みの状況でございますけれども、平成25年11月に1回目の一般行政職の職員を対象といたしました番号の研修の1回目をいたしております。26年10月に番号の該当事務の洗い出し、ことしですけれども27年の2月13日に2回目の研修をいたしております。2月19日におきましては基幹システムの担当の事務の会議、この会議が終わって3月27日に第2回のシステムの事務の担当者会議という形で、今後こういう形で進めていきますけれども、今言いましたように、この中で一番大事なものは、先ほど言うように、一番冒頭でも、私、申し上げましたように、個人情報、これが一番その分の中で、マイナンバー制度の中で一番重要なことは考えておりますので、この辺も含めて十分研修また担当者における認識を持ってもらうような形で進めていきたいと考えております。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） 政策調整課長も答弁者席に出席いただいておりますのでお聞きしますが、政策調整課となって1年足らず、係が、政策調整係というものが設置されて1年足らず実際におやりいただきました。この番号制度という点から政策調整係もいろんなことをやってお

られます。後で聞くまちづくり基本条例も多分かかわってくるんだらうと思います。番号制度を導入し町としても進めていくという観点から、この1年間、政策調整係また課として、政策調整課としてどういうふうに進めてこられたのか、ぜひ説明いただきたいと思うんですが。

○議長（服部公英） 政策調整課長。

○政策調整課長（藤岡達也） 政策調整課、政策調整係、去年4月から課名も変わり係も1つふえております。政策調整係、平成26年度、主な内容といたしましては、まちづくり条例を今後どう進めるのかという問題と新たにマイナンバーにつきまして10月1日に配発されるのに向けて進めてきている状況です。係の対応としては2名体制でやっていっておりますが、政策調整課全員でその事務をこなしていくという状況で進めてきたということでございます。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） なるほど。今の全体の体制の中で係としては2名で、課全体でほかの問題も含めて取り組んできた、こういう答弁でございます。

確かに、課としての規模あるいは係としての担当2人の割から言いますと、いろんなテーマがありますから大変だらうと思うんですけれども、来年度どういう体制になさるかこれからだと思うんですけれども、この時点では、ぜひ大事なお話でございますのでしっかりと取り組んでいただきたいと、それだけ申し上げて次へ行かせていただきます。

大きな項目の2、まちづくり基本条例の運用状況なんですが、これも多分政策調整課がご担当かと思っておりますので引き続いて煩わしますが、その1、第4条、最高規範性第1項に盛り込まれた他の条例規則等の見直し作業はというお尋ねでございますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 大きい2番の①でございますけれども、上牧町まちづくり基本条例の制定に際しまして行った職員に対する意見募集と、それと同時に各所管に係る既存の条例また規則等の内容及び運用に際しまして、本条例の趣旨に反する規定の有無、並びに本条例と整合していないものの有無について検証また確認作業を行っております。その結果、各所管からは、現行の条例、規則におきましては見直しを要する部分については、現在はないという旨の報告を受けているところでございます。

また、本条例制定後におきまして、制定、改廃された条例、規則等におきましては本条例の趣旨及び内容が最大限に尊重され整合性を保たれておるというところでございます。本条

例の最高規範性は十分担保しているという部分で認識をしているところでございます。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） この条例、最高規範性についてはしつこいほど具体的に書いてあります。

第1項では、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性を図らなければなりませんと、なりませんと書いています。第2項では、この条例に定める内容に即して他の条例、規則等の体系化を図りということ、ごろから見るとしつこいなと思われるぐらい書いてあります。

ただ1つ、この条例ができてから大きく変わったといいますか新たに登場したのが、町レベルの選挙における選挙公報の条例化ですね。これがこの1年間の間に行われました。そして、4月に行われる町議会議員の選挙から発行されると、こういうことで準備が進んでいると思いますが、この点はいかがでしょう。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 選挙公報の発行につきましては選挙管理委員会がまちづくり基本条例の条例の中の趣旨等を勘案されまして、これにつきましては、早々、選挙管理委員会の中で協議をされて、それにつきましては地方統一選挙から実施するという運びになっております。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） 最高規範性に関して、先ほど条例規則等を各部門において点検したけれども今のところこの条例に触れるような事項は見当たらないと、こういうお話なんですけれども、本当にそうなのでしょうか。

まだ、後で、その次に制度の整備というのも通告申し上げます、基本計画と制度の整備、これにもかかわるんですけれども、やはり今一度、例えば担当部門で多分おやりなっていると思うんです、今のところ。ところが、町全体で、例えば部署を変えてみる、つまり立場を変えてみる、逆に利用される町民の方々の方からも見ていくという作業も、私、これは必要だと思うんですよ。そこのところはどうなんですか。まあまあ、今のところは見当たらないということできていると思うんですけれども、それだけで本当に大丈夫なのかというのは専門家も含めてやっていかないと、町の中だけで大丈夫やろうという程度に終わったら後で足元をすくわれる可能性が私は大ありだと思っているんです。この点は、大変恐縮なんですけれども、副町長、全体を統括していただく立場から、今申し上げた点、町としてはどのように考えていかれますか。

○議長（服部公英） 副町長。

○副町長（田中一夫） 今、ご意見をいただいている件なんですけども、多分おっしゃっているのは検証の総括的な考えをまとめよということだと思っております。

これから課題もございますし、庁舎の中での収支、この辺も検証しながらどうだったのかと。一定の期間の経過後にそういう形で報告書なりそういう書面でまとめて出した方がわかりやすいのかなというふうに考えておりますので、総括的な検証等については、今後検討は十分していかななくてはならないと思っております。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） それでは、次、お願いいたします。

②の同じく第4条第2項に基本計画と制度の整備、ここはどうかと。

基本計画につきましては、総合計画という形で当初予算、27年度の一般会計当初予算に第5次総合計画策定委託料として500万円計上済みでございます。これも含めて、総合計画それから18条では総合計画及びこれに基づく都市計画マスタープラン等この条例の趣旨にのっとり策定しとなっておりますね。この辺の取り組み、今後の計画等も含めて説明いただけませんか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） ②の部分でございますけれども、計画の新規策定及び規定、既存の計画の見直しに際しましては、本条例の基本原則である町民参画共同とその前提となる情報の共有、それとまちづくりにおけるPDCAサイクルの導入を徹底いたしまして本条例の趣旨の尊重と本条例との整合性を図っていきたいと考えております。

先ほど申されました総合計画につきましても、27年度、28年度という形で2カ年をかけたして整備をするわけでございますけれども、その中の都市計画マスタープラン等々いろんな事業の策定、新規事業の策定また計画等がございますけれども、それに基づいての基本条例の趣旨をもとに策定を進めていきたいと考えております。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） 町長にお尋ねします。総合計画、予算の段階でも、予算特別委員会を先週やらせていただきましたが、進め方についても説明はございました。基本的に、町長として総合計画を、第5次総合計画をどういう考えのもとに諮問されるのか、職員で一度検討する、外部、議会あるいは有識者を含めて検討して町民の意見も聞くと、こういう方法だけが示されました。基本的なテーマとしては、こういう方向でこういうことについてぜひ総合計

画を立ててほしいというお考えがおありだと思いますが、簡潔で結構です、よろしくお願ひします。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） 今、おっしゃっていただいている第5次の総合計画でございますが、この計画は一応2カ年ということにしております。その準備段階が27年度ということになります。それ以外にも、他の計画が当然この27年度の予算の中にも出てきております。そういうものを総合して28年度つくり上げていくということになってくると思います。

私の考え方としては、以前から皆さん方にも絶えず説明しておりますように、上牧町の場合は住宅地の町でございます。大企業を誘致するというような、そんな大きな土地ももうないわけでございますので、部分的にはそういうことも考えられるかも知れませんが、大規模の企業を誘致すると、こういうことはできない状況でございますので、上牧町としては住宅地の町、住民さんがそれぞれ安全で安心して暮らせる町を上牧町は目指すべきでないかというふうに私としては考えております。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） 町長を煩わしました。

次に、関連してお尋ねしたいんですが、第4条第2項には基本計画と制度の整備というのでも文言としてあります。制度の整備、つまり今までなかった制度を考えていかなければいけないという意味だと思います。

例えば、19条に説明責任というのがあります。第20条には応答責任があります。これは、説明責任の場合は聞かれたことについて行政としての確に説明すると。応答責任というのは相手からいろんな問題提起があった場合にそれに対してどう受けとめて対応するのかということ返すと、こういう2つでございます。この条例とか規則等のルール化については町としてどのように考えておられますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） それぞれの基本条例の中の条項を、今、堀内議員の方から説明をいただきました。その中で、特に27年度の予算の中で相当、今おっしゃった制度的な政策、また、いろんな部分での事業計画等々、相当な新しい制度また事業を含めながら策定をしていくという部分の予算がございます。先ほどおっしゃいましたように、この部分につきましても、基本条例の中で先ほど言われましたように、応答責任また説明責任等を十分果たしていきながら、いろんな人の意見、住民さんの意見等も聞きながら、する制度に係る部分につい

ては住民さんにかかわっていく部分でございますので、十分そういうふうな意見を聞きながら、先ほど申しましたようにまちづくり基本条例の趣旨を十分基本的に取り入れながら進めていきたいと考えております。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） 最近あった事例を1つ、これをどう考えるかと。つまり、説明責任、応答責任というルール化という点から。2月に桜ヶ丘3丁目の住民から環境課とか政策調整課、課長がおられますが、大変時間的には1時間とかいうぐらいかかきそうな電話、相当激しい口調での電話、住民さんの、実は私のところへも後に電話がありました。お聞きしますと、いろんなことをおっしゃっているんですけども、どうもやりとりをしていますとルールがかみ合わない。だから、住民さんが考えておられる、求めておられる説明責任とか提案しておられることについて町はとても応えきれない、そういうやりとりだったと思います。だから、聞き方によっては相当、町に対する不満あるいは苦情、そういった内容とも受け取れるやりとりでございました。こういったやりとりをする場合のルールとして、説明責任をどう果たしていくか、応答責任をどういうふうに果たしていくか、ここらは条例、規則等でルール化しないことには、こういうやりとりというのは今後もふえてくる可能性は、私、あると思っています。こここのところはそういうルールに基づいて、基本条例に基づいて説明責任としてはこういうふう処理させてもらいます、それから応答責任はこういうふう処理しますと、これは町が使うだけではなくて住民さんも使っていただく共通のルールにすると、そういう取り組みが必要だというふうに考えておりますが、いかがですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 今言われましたように、そういう住民さんからのいろいろな要望、直接電話での部分の中で、先ほど言われましたように相当時間を割きながら職員が対応しているという部分は近年多くございます。その中でルール化というふうな話でございますけれども、確かにおっしゃるとおり、ルールで、規則でそういう形の順序立てをしても住民さんにもなかなか対応ができない部分もございますし、むげに断るといふ部分も職員としてはできない部分もございます。その中で今おっしゃったような規則的な部分、ルールの部分を考えていくのも1つの今後の検討課題かなとは考えております。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） それでは、最後の項目にいかさせていただきます。

第37条に取り組み状況の評価というのがあります。これは条文を読み上げさせていただきます

ますが、町は毎年定期的にこの条例の取り組み状況を評価し、その結果を公表しなければなりません。しなければなりません。つまり義務規定であります。こういうふうにして取り組み状況の評価というのが条例化されているんですが、その評価と、つまり条例の運用状況、取り組み状況の評価と結果の公表の今後の予定。間もなく1年です。やらなければいけません。どんな状況か答弁をお願いします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 結果の公表ということでございますけれども、これにおきましては町の広報、広報紙またホームページに掲載をさせていただきまして住民さんに見ていただくという形で考えております。今、その作業を、政策調整課の方で作業をいたしております。できるだけ早い時期に広報紙等に記載をしたいと思っておりますけど、4月、5月の記事につきましてはなかなか記事の内容もタイトな部分がございます、そこを調整しながらできるだけ早い時期に公表していきたいと考えております。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） 取り組み状況の評価とか結果を公表、結果の公表はそんなに問題ないと思います。取り組み状況の評価というのはどういうふうにするのか。例えば誰がやるのか、どんな体制でやるのか、どのようにやるんですかと。つまり、新聞記事でいつも話題になります5W1H、そういった切り口のルールが、私、要ると思うんです。だから、規則とか、評価するための規則とか実施要項ぐらいの制定は最低限なかったら、やみくもに評価して広報かんまきで公表しますと言うても何かちょっと基準もなければというふうな話になりませんか。どうでしょう。誰がどのような体制でどのような条件でどのような基準でやるのか。5W1H、これはぜひ必要ではないですかというのが私の考えですけれども、あるいはまたそれに基づいて評価作業をやってくださいと、条例はそのように言っていると思います。いかがですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 今言われましたように、評価は誰がするのかという部分でございますけれども、この部分につきましては先ほど言いましたように政策調整課の方で今作業を進めております。評価という部分でございますが、基本的な部分は今おっしゃるようなそういうふうな制度といいますかそういう組織もございませんし、職員が、担当職員が、それなりの部分の中で26年度で実施をいたしました部分について課の中で調整しながら評価をするという部分でございます。

確におっしゃいますように、職員が目線が逆に言うたら主体性を持ってきますので、第三者的なという話、ちょっとあれかわかりませんが、今おっしゃいました部分については、そういう部分も必要かなとは確かに意見をいただきまして今思っているところでございます。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） 最後に、まちづくり基本条例については、つくったけれども、つくって1年たったけれども、まだまだ運用はこれから本当にいろんな実際のケースも含めて取り組んでいくというふうに思います。いかなければいけないと思います。まだまだ、できた後、ちょっと町もほっとしておられるのではないかなと。ここまで3年以上かかって町長の公約が実現できたなど。そこでとどまっていたはいけないので、その後、これを実際に運用していくと、生きた条例にしていく。絵に描いた餅ではなくて生きた条例にしていくというこのところが大切かなと、印象としてはそのように、私、このテーマをお尋ねして感じます。今後に期待したいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、6番、堀内議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、11時再開いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（服部公英） それでは、再開いたします。

◇東 充 洋

○議長（服部公英） 次に、11番、東議員の発言を許します。

東議員。

（11番 東 充洋 登壇）

○11番（東 充洋） 11番、日本共産党の東充洋でございます。

本題に入る前に、政府は13日、安全保障法制に関する第16回与党協議で、新たな海外派兵

法の概要を提示しました。PKO（国連平和維持活動）協力法を改定し、「自己防護」に限定していた武器使用を任務遂行まで拡大。海外派兵恒久法では「戦闘地域に行かない」という従来からの派兵法の歯どめを完全に撤廃。「戦地」派兵を明確にし、自衛隊員が海外で「殺し、殺される」戦争立法の危険が現実味を帯びてきました。

与党協議座長の高村正彦・自民党副総裁は記者団に対して、20日に座長案をまとめ、法制化の作業に入りたいとの考えを示し、公明党の北側一雄副代表も、「中間報告のようなもの」として取りまとめに同意しました。

政府が示した（1）周辺事態法改定（2）海外派兵恒久法（3）PKO法改定の3分野です。

周辺事態法改定（米軍主導の戦争への後方支援）についての現行法では、自衛隊の活動地域は戦地と一線を画す「後方地域」としていますが、当該国の同意があれば、自衛隊が外国領域つまり戦地まで派兵して米軍への兵たん支援を可能にします。「日本周辺」を想定している「周辺事態」にかえて、地理的に無制限の「重要影響事態」の概念に切りかえる考えです。

次に、海外派兵恒久法は、米軍主導の多国籍軍に参加する他国軍への「後方支援」をいつでも、どこでも可能にし、イラク特措法やテロ特措法に定めていた「非戦闘地域」の概念を撤廃し戦地派兵を可能にしています。また、国連安保理決議に基づいた多国軍に加え、「対テロ」戦争のような有志連合型の多国籍軍や、国連決議に基づかない活動への後方支援も盛り込みます。

3つ目のPKO法改定は、PKO 5原則のうち、「自己防護」に限定していた武器使用原則を、「受け入れ同意」の維持を条件に、「業務の遂行に当たり、自己保存型及び武器等防護を超える武器使用が可能」として、敵対勢力との交戦なども認めますと報じられました。

集団的自衛権の行使容認の閣議決定の具体化である戦争立法に断固反対であり、さきの戦争の戦前、戦中、戦後において反戦平和を一貫して貫いてきた私たち共産党は、平和を守れ、憲法9条を守れという多くの国民と手を携えて全力で反対を貫き、統一地方選挙での自公対決で勝利し一層大きな世論をつくってまいりたいと決意を申し述べて本題に入りたいと思います。

私の一般質問は、職員採用について、基本計画、基本構想について、安心・安全なまちづくりについて、選挙投票所についての4項目の一般質問を行います。

初めに、職員採用についてであります。2015年1月8日、上牧町は一般行政職、社会人経験者、土木技師社会人経験者、保育士を募集しました。一次試験で一般行政職37人、技術職

土木2人が受験し、合格者は一般行政職8人、技術職2人という結果で、2月15日、二次試験で論文、職務適用検査の二次試験が行われたとホームページで配信されています。1月8日の募集では採用人員数若干名と記されていましたが何人採用されたのか、また看護師の応募はなかったのか、なかったのであれば応募されない原因はどこにあるか検討されているのか伺います。

先に実施された新卒採用試験が行われ、一次試験合格者が6人となっていますが、応募者数、合格者数について伺います。

上牧町の職員数、臨時職員数をお伺いし、将来の職員採用計画について説明を求めます。

次に、基本計画、基本構想についてです。平成27年度当初予算案に第5次上牧町総合計画策定委託料700万が計上されています。この事業は平成28年度300万の予算計上し総額1,000万円をかけ2カ年計画で計画をまとめ平成29年度から計画を実施すると計画されています。策定に際しては、職員で構成する総合計画策定委員会と学識経験者、議会議員、各種団体の長、公募による町民で組織する総合計画審議会における検討、審議により策定を進めることとしています。総合計画策定時への住民の意見や思いはどのような方法で反映されるのか答弁を求めます。

3つ目の項目の安心・安全なまちづくりについてであります。

この項目においては町民の皆さんから寄せられた願いです。急速に進む高齢化社会で1人で暮らす高齢者も年々増加している状況です。1人で誰とも話さない日何日も続き、余り知り合いもなくという人がおられるのが現実です。このような人々が気軽に立ち寄れる場所があればいいという切実な声があります。子どもも高齢者も集える場所が必要です。上牧町の所見を求めます。

2つ目は、毎年、西大和6自治会は、救急救命講習会を、消防署署員を迎えて講習会が行われており、人工呼吸の講習やAEDの講習などが行われています。ことしも2月1日に片岡台地区においての3自治会の講習会が開かれ、参加者全員がカリキュラムに取り組みました。そこで、片岡台団地にはコミュニティセンター玄関左手の壁にAEDをUR（都市再生機構）が設置しています。いざというとき身近な所にAEDがあれば命を救うことができるものです。ぜひ各地域にAEDを設置してほしいとの声に耳を傾け、安全・安心の一環として取り組まれないと要望する次第です。上牧町の見解を求めます。

3つ目は、片岡台地区、服部台地区等のスーパーマーケットが閉店となり、昨年9月議会の決算委員会で町内巡回バスの土曜、日曜、祝日の運行を要望してまいりました。平成27年

度当初予算で、土曜、日曜、祝日の巡回バス運行の予算が計上され町民の皆さんの要望が実現することになり大変喜ばれるものと確信をしているところです。スーパーマーケットの出店についていろいろなうわさがある中、出店がなかなかされないという状況でスーパーマンダイが出店していた店舗オーナーの香芝木材センター社に出向き部長さんにお話を聞かせていただきました。結果はスーパーの出店計画は全くないということでした。また、レインボータウンの会長さんにも面会をさせていただきました。レインボータウンにもスーパーの出店計画はないということでした。

現在、車やバイク、自転車を運転できない多くの高齢者の方々は毎日の買い物に苦慮されているのが現状です。片岡台団地自治会では、移動販売してくれる業者はいないか、移動販売してくれる業者が見つからない場合、各スーパーにコミュニティセンター前で販売してくれる業者はいないか、それでもだめなら自治会みずから共同購入でみんなで力を合わせて買い物に苦慮されている方々を助けると、どのようにすればいいかということ、今いろいろなことを考えているところです。さきの2つは自己資金は不要と思われませんが、共同購入となれば資金が必要となります。巨額の資金は無理ですが、以前、上牧町が貸し付けておられた共同購入費予算を組まれて、70万円程度だというふうに記憶しているわけではありますが、最悪の場合自治会に貸し付ける共同購入貸し付け制度をつくるということは可能かどうかの見解をお伺いしたいというふうに思います。

4つ目の項目、選挙投票所についてです。第二小学校投票所はスロープはあるが手すりがないため怖い、また靴を脱がなくてはならないため高齢者にとっては非常に不便であると、また苦痛でもあるとの声が寄せられております。この投票所においても、また他の投票所においてもそうですが改善が必要だと思われまます。上牧町の見解を求めます。

以上、4項目について質問いたします。再質問は質問席から行わせていただきます。

お願いします。

○議長（服部公英） 政策調整課長。

○政策調整課長（藤岡達也） それでは、質問の通告書1番、職員採用について説明させていただきます。

まず初めに、社会人経験者をということで、この1月25日、採用試験を実施しております。受験資格は29歳から39歳までの方で社会人経験が3年以上ある方を対象に、広報、ホームページを活用し募集を行いました。結果、一般職37名、技術職2名が受験され、合格者は一般職3名と技術職2名の合計5名で、4月1日付で採用する予定をしております。

次に、保健師の募集の説明をさせていただきます。保健師1名が自己都合により3月末で退職を予定しております。このことに伴いまして保健師1名を公募いたしました。結果、1名からの申し込みがありましたが、残念ですが不合格になっております。保健師の公募については引き続き行う予定をしております。

3つ目、新規採用の職員についてでございます。昨年9月21日に一次試験を実施しております。昨年に引き続いての新規採用募集ということでございますが、応募者数は一般行政職が17名、技術職が2名の19名が受験され、一般行政職5名を4月1日付で採用する予定をしております。

次に、上牧町の職員数と臨時職員の職員数をお尋ねです。平成27年4月1日付の職員数、一般行政職200名ちょうどでございます。次に臨時職でございます。今持っているデータ、2月9日付の臨時職員81名雇用しております。

以上でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） ありがとうございます。先ほど看護師と、保健師を看護師と言うたみたいで申しわけないです。保健師の間違いです。

一般職の方が3名、技術職2名が採用されたと、1日付で採用。29歳から39歳までの方ということでやられたと、採用されたということで、社会人を経験した人を採用するに当たってどのような点を重視して採用されたのかご説明をお願いします。

○議長（服部公英） 政策調整課長。

○政策調整課長（藤岡達也） 29歳から39歳、職員が少ない年齢層となっております。以前から議員や監査委員さんからのお話もございまして、今回、社会人経験者雇用ということで進めていったわけでございますが、今の質問についてお答えさせていただきます。

民間企業で培った経験と豊かな感性を町政に生かせる人材ということで公募し採用に至ったということでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） いろいろ採用試験を行ってこられたというふうに思うんですけども、これら5名の方は当然合格されたわけですから、今、課長がおっしゃったような経験を行政の中に生かせる人材であるということで採用されたというふうに理解するわけなんですけれども、特徴的にこれらの方々はそれぞれの特徴があるというふうに思うんですけども、実際に試験を行った課長としてはいかがですか。

○議長（服部公英） 政策調整課長。

○政策調整課長（藤岡達也） 一般職もごさいますが、特に技術職の今回応募していただいた2名でございすが、一級建築施工管理技士と一級土木の施工管理技士、それぞれ資格をお持ちでございすが、今までから何回かとなく技術職の公募ということで進めていたわけですが、なかなか採用には至らず今回2名に至ったということが担当としては成果が出たのかなという印象を受けております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。我々も大いに期待したいというふうに思います。

続きまして、新卒の採用のところなんですけども、19名中5名の方が採用されたということなんですけども学歴はいかがなんでしょう。大卒、高卒と多々あるかと思うんですけども。

○議長（服部公英） 政策調整課長。

○政策調整課長（藤岡達也） 4名が大卒で高卒が1名だったと記憶しております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。この方々に対して採用するに当たってどのような点を重視して採用をされたのか説明を求めます。

○議長（服部公英） 政策調整課長。

○政策調整課長（藤岡達也） 新規採用、これで3回目でございます。教養試験等々も大事ではございますが、面接試験におきますその方の性格等々、公務員を仕事していく上で最後まで仕事をしていただける、上牧町にいていただけるということが一番に私は面接していったつもりでございます。そのことも込めまして選ばせていただいたということでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。そういう点を重視されたという。どうしてここまで聞いたかといいますと、昨年のちょっとほろ苦い状況がありましたので、この場でお聞きしたい方がいいかなということで聞かせていただきました。わかりました。ありがとうございます。

それで、上牧町の職員定数の条例をしてみますと、第1条では、この条例で職員とは町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員及び水道事業の事務部局に常勤、常時勤務する一般職に属する職員をいうというふうになっていまして、次に、定数として、2条としまして、町長の事務部局職員195名、議会事務部局の職員4名、教育委員会の事務部局の職員61名、そして農業委員会の事務部局の職員2名、水道事業部の事務部局の職員13名、

職員の定数の配分ということで、第3条で、前条の各号に掲げる職員の定数の該当事務部局内の配分はそれぞれ町長、議長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、代表監査委員及び水道企業管理者が定めるというふうに規定されているわけなんですけれども、先ほどお伺いしたのでは、ちょうど200名、そして80名でしたっけ、の方々が上牧町内でお仕事をされているということなんですけど、ここに当然議会が今3名やというのをわかっているわけなんですけども、これが全てどおりになっていないということは当然理解しています。そういう中で、例えば町長事務部局の職員、ここでは195名になっているんですが、今時点ではそこまでわかりません。わかりました。1回それ、議長、表にして資料として求めておきたいというふうに思うんですけども、その取り計らいをよろしくお願ひしたいというふうに思います。そのときでよろしくお願ひしたいと思います。

こういうふうに規定されているんですけども、81名、ごめんなさい、200名という常勤の職員の方がいらっしゃるわけなんですけれども、そういう中で81名の方が臨時としてお仕事をされているということは、やはり200名のほかに81名の方が必要なわけなんですよね。上牧町の行政を運営していくに当たっては、という解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（服部公英） 政策調整課長。

○政策調整課長（藤岡達也） 臨時職員81名ということでお答えさせていただきました。その中で、一般職、正職と同じ時間帯仕事をしているというのはたしか5名程度やったと思います。あとは、学校給食また支援、学童保育、焼却場等々の職員に臨時職を充てているという状況でございます。81名全てが正職と同じ条件で雇用しているわけではございませんので、今おっしゃっておる条例定数と現の200名の差はちょっと開きがございますが、また片方には類似団体という国からの指数もございます。それを見させていただきますと大体160人程度が、上牧町の規模でございます。それに当てはめるとちょうど今163名程度やったと思うんで、類団から見れば多くも少なくもない状況でございますんで、その辺につきましてもご理解いただいて、条例の件もございしますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 余りこだわっていないんです、私は。多かろうが少なかろうが要は住民に対してのサービスがどれだけ行き届くかが基準であって、多いからだめだとか少ないからいいんだとかいう基準は、私は全くおかしい話だというふうに、私自身は思っています。私はなぜそれを聞いたかといいますと、81名の方々、どういう立場で、今は全くわかりませんのであれなんですけども、このように採用試験が行われたということは81名の方々の条件

がそろう方は本職としての公募に応えられて試験を受けられて正職に進まれるような条件があれば進んでいただければなという思いで質問しておりますので、こういう人たちにも大いにチャンスを与えられるような、そのような条件づくりをお願いしたいというのが私の質問なのですが、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 政策調整課長。

○政策調整課長（藤岡達也） もちろん臨時職の方が雇用の条件に合う職種がございましたら応募していただければ人事担当としてもありがたい、歓迎する話ではございます。また今言うたように、臨時職員についても半数以上が社会保険に入られない扶養家族としての自分の時間ということでお仕事をされているという方も多々いらっしゃいます。その辺の本人さんの希望も考えながら雇用していきたいと考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。これで3年続けて新採を、新たに職員採用されてきたということなんですけども、今後はどのようにお考えになっていますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 今後5年でおおむね50名程度の職員が退職いたします。その部分を換算しながら、先ほど課長が言いましたような内容で職員採用の部分については適正な部分の職員を配置するという部分の中で採用試験を実施していきたいと考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。その点、1つよろしくお願いを申し上げます。

次、お願いをいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 2番の基本計画策定の分の中で住民さんの意見をどのように聞くのかという部分でございますけども、先ほど東議員も冒頭で申されましたように、職員で構成をいたします仮称と呼んでおりますけども、上牧町総合計画策定委員会と、学識経験者また町議会議員それと各種団体の長及び公募によります住民等で構成をいたします、これも今、仮称ということで名称いたしておりますけども、上牧町総合計画審議会ということで、検討または審議をいただきまして策定をしていきたいなどは考えております。

それと、先ほど言われましたような策定の道のりといいますかプロセスにつきましては、上牧町の、先ほど堀内議員の方の中でも説明をさせていただきましたように、基本的な部分はまちづくり基本条例、これが基本という形の中で作業を進めていきたいという部分もござ

いますので、十分な住民さんの意見また参画をしていただいて、総合計画、第5次の総合計画を住民さんに対してわかりやすい、また今後10年のまちづくりということでございますので、その分もあわせて策定していきたいと考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。私はこれを、質問する項目をつくるときに考えたのは、例えば地域福祉計画というのが400万今回計上されています。都市計画道路整備計画策定業務委託料というの1,100万計上されています。そして、町営住宅現代化計画策定業務委託料が1,022万8,000円ということで計上されております。これらは全て私はまちづくりの中の基本計画の中の一環であるなというふうに捉えたんです。ここで、ことしずっと委託してこれらを調査してやると。それが基本となって基本構想の中に掲げられて進められていくんやったら、どこで住民が意見を述べる場所が出てくるのかなと、これだけの費用を使うわけですから、という疑念がありまして、そうやってみたら、その前に論議してそれぞれの福祉計画や住宅の話や道路の話というのがその後についてくるものではないかなというふうに解したもんですから、このような質問になったわけなんですけども、これらの点についてはいかがお考えなんですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 確かに27年度につきましては、先ほど東議員がおっしゃるように、いろんな制度また事業計画というような部分で相当な本数を27年度の中で計画を立てていくという部分がございます。その中でまた第5次の総合計画という部分、これは2カ年ということで策定をするわけでございますけども、今おっしゃいましたように、本来基本計画の中に今言われましたような部分の制度また事業的な部分の策定の部分が入ってくる。それが積み重なって構想ということになっていくわけでございますけども、今いろんな事業につきましても27年度で策定、その中では策定の中で住民さんの意見を聞く部分もございまして、それはそれとして事業を策定していく。それと、この部分につきましては2カ年という部分がございます。それを聞きながら、先ほど言いましたように、職員で構成するという形の委員会もございまして、それについては職員が各所管での業務といたしますのが委託の事業的な部分を策定する過程の中で職員がそういう形の中でいろいろ意見を言う、調整をしながら第5次に反映する。なおかつ先ほど言いましたように住民さんの意見を聞きながらという話の第5次の計画でございますので、そこはそういう部分の中では調整をしながら、整合性のとれた計画にしていきたいと考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 済みません。ここ、少しこだわるのは、私、基本構想を策定するのに武安町長のときの分と杉田町長の分のときと、私、2回携わっているんです。その中で1つ、武安町長のときには、もうお亡くなりになったんですけど、地方課の県の課長が、東さん、これは県の構想と大きく外れますねんと。反対しておくんはれというて。僕の横でやいやい言われたことがありますね。次はパークタウン構想ということで、これみんな、コンサルさんが全部虫の音がりんりん鳴って聞こえてきても全然町が変わらへんのに、そういう策定から始まってやってきているというところに私は少し疑問を、この2つの策定で大きく疑問を持ってきましたので、まず出てくるのは住民さんの意見があつてまとめていくということが先かなというふうに常々思ってきたもんですから、ここでいきなり策定で、2年間で策定するよということで、先、コンサルさんがまた前みたいにつくってしまうと。そこをみんなで論議してこれでもない、ああでもないというふうなやり方をするのんかなと。そしたら依然として余り変わりはないのではないかなというふうに考えたもんですから、今回このように質問しているわけなんですけども、この点はいかがですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） コンサルさんはコンサルさんの技術またそういう能力を持っておられます。そういう部分の中で2年間にわたって調整をしていただくという業務の中での委託かなとは考えております。各第4次と第3次の部分の東議員の基本、総合計画の話を出されましたけども、その部分についてはコンサル主体の部分もあったかなとは思いますが、その中でも職員も携わりながらいろんな意見を聞き、出しながらつくってまいった部分もございます。今回この分につきましては、先ほどから幾度も申しておりますように、まちづくり基本条例、これの部分の中での基本的な趣旨を反映させながら進めていくという部分もございますので、住民さんの意見が主な部分で反映していくのかなとは今考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。大いに期待をして10年後の上牧町がどのような町になっていたのか、何が達成されたのかというのが明確にあらわれるような、そのような基本構想であっていただきたいというふうに思いますので、どうか鋭意努力の方よろしくお願ひしたいと思います。

次、お願いします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 急速に進む高齢化についての居場所づくりについてでございますが、今現在の上牧町といたしましては、第6期介護保険事業計画の中に自治会単位で地域づくりを行っていかうということが重要ではないかということで盛り込ませていただいております。町といたしましてもそういうふうな計画にのっとり地域づくりを進めていきたいと思っております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） なるほど。この間、楽町がありまして、都市環境部長も参加されて議員も何名か参加されているお話、おもしろかったのが、奈良県立大学の学生の方々がいろんな提案を、提案というんでしょうか、夢をいろいろまとめてくれた話を聞かせてもらったんです。なかなかこういうふうにはならないというのは十分わかっているんですよ。今の状況の中で石があってそこへ行って水をいらってなんていうふうにはなりませんからね。水質が悪いんちゃうかという懸念もあるわけですからなかなかならないんですけど、そういうものもあっていいなだとか。葛下川、植樹をしましたね。ちょうど生コンの工場があったところがあるではないですか、あの通り、切り通しの道路のところから金富のところまでの間ぐらいにずっと木を植えましたね。今、植えていますねん。きょう、けさ見てきたことなわけやから間違いはないんですわ。あそこに木を植えていたりして、この中でも木があったら、植樹があったらええなとかいうのも書かれているんですけども、葛下川、木が植樹されていましてわ。そういう中で、あそこには町の土地があるではないですか。公社の土地やった、もう町の土地ですから。あそこを大いに利用する方法、ここでは足湯なんかはどうなんかなというようなことも書かれて、それが可能なんかどうかは別として、そういうことも語られているんです。本当にそういうのがあったらいいなとは思うんですけども、そういう足湯があってして、みんながここに集えるというような場所になっているんですね。あの遊歩道も今でもそれなりに皆さん歩いてはるんですけども、もっともっと人があそこに、これから暖かくもなりますし、たくさん出てくると。全く知らない者同士がそういうことによってお知り合いになって毎日、何と言うんですか、散歩をされるというようなこと、片岡台3丁目の方と滝川の方とがお知り合いになって毎日歩いてはるというようなことだって、私、存じているわけなんですけども、そういうつながりができれば本当に長い期間人とお話もしないで1人で部屋の中でじっとしているというよりも、こういうちょっとした、そんな何も立派な建物なんていうのは誰も言っていないわけで、本当に集えるような場所が、憩いの場所があれば本当にそういう方々がお知り合いになってコミュニティが広がるのではないかな。今、

部長がおっしゃったように、各地域でそういうようなコミュニティが図ればより一層いいんではないかなというふうに思うんですけども、なかなか地域内でのコミュニティというのは少し難しいんですよ。仲のいい人は本当に仲がいいんですけども全く知らないといえれば全く知らないという中で、昔、公園デビューというのがありましたけども、そういうのができよるような状況になるんですよ。全く知らない者同士がふと出会うというようなことで広がるというのも1つの方法かなというふうに考えました。ぜひ、町の土地を有効に利用していただきたいというふうに思うんですけども、町長、いかがでしょう。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） 今おっしゃっていただいている滝川沿いの町有地、あの部分については以前からそのような計画の話がたしか出ておったように思います。それで、ことしに入ってから、高田土木の所長以下幹部の方に町の方に来ていただきまして、担当部長と私と高田土木の幹部の方でお話をさせていただいて、高田土木、県に対して川に堆積している土砂のしゅんせつといたしますのか、そういうこともお話をさせていただいて、今おっしゃっていただいている、まずあの部分を何とか県の方でも今の護岸をやりかえて下へ例えばおりられるように、川全てをお願いするという事ではないと、あの部分を川の中へおりていって水がさわられるような状況、それとあわせて町はその上に持っております町有地についても町としての計画を立てていくと、ぜひ県でも協力をお願いしたいということで、高田土木にも要望したと、こういうことでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 楽町の方々はこのように、町長もサミットでしたっけ、何でしたっけ、サミットではないな、楽町の主催するあれで先生方とやられたという実績もあるわけで、このような学生の方々が滝川を見て上牧町を見ているんな思いをつづったものがあるわけで、ぜひ、あそこを、高田土木の事業も大切ですけども、本当に皆さんが散歩しながらでも集えるような場所を早急にあのいいところに築いていただけますように大いに期待したい。楽町の方々と大いにレクチャーされながら計画を進めていただければなというふうに思うんですけども、その点については、町長いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） 町は町の独自の考え方もございます。先ほどから東議員のおっしゃっていただいている例えば足湯、とてもいい考え方でございます。ただ、これについては大いに、虹の湯がございまして、ここにもお願いをして当然流してもらおうという形にはなるうかと

思います。そういう考え方も1つでございますので、町としても金額的な部分、それから例えば町がそのままその湯を川に放流する云々というようなこともひょっとしたら出てくるかもわからないわけでございますので、そういうことも含めてトータル的に考えていきたいというように思います。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） ぜひ検討をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次、お願いします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 次に、地域の公民館にAEDという形の部分の要望でございますけれども、AEDにつきましては、今現在、町に10カ所設置をいたしております。その中で、それにつきましても町のホームページの中で施設紹介の中でどこの場所につけているか、また時間等の対応はどうかという話の分について掲載をしているところでございます。先ほどおっしゃいましたように、AEDは突然の心停止について人の命を救うということで大変有効な医療機器としてこれについては近年多く施設がふえてきているという部分もでございます。町といたしましても、この件に関しましては、公共施設等々に計画を立てて急な部分での対応ができるような体制をとっていくという形の配置をしていきたいと考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） ありがたい話ですね。本当にそれ、10カ所でも小学校についていたりというところで、いざといったときには学校が閉まっていたりなかなか使うというところには、すぐさま対応できるというような状況にはなっていませんねんね。実際に人工呼吸を教えてもらってみんな取り組んだり、AEDの流れる案内で実際に取りつけてというてやるとかそういうことを住民は本当に真剣に取り組んでいるんですね。ですから、いざというときに自分の家族であろうが又、近所の方であろうがそういうときには何とかお役に立とうということで皆さん取り組んでいますんで、そのときにあなたは救急車を呼んでください、あなたはAEDをとってきてくださいというふうに教えてもらいました。そういうふうに指示してくださいって。それまで、来るまで人工呼吸をしながらつけてそのまま外さないでおいただださいというところまで教えていただいたんですけどあれは有効ですね。サッカーの松田選手ですか、あの人。あの人もこれがあつたら助かっていたんではないかといっているのに、ああゆうさっぱり強靱な肉体を持った方でもお亡くなりになってしまうんですよ。ですから、そういう事態がありますんで、片岡台1丁目だとか2丁目の方々も非常に、

3丁目についている、あれはURがつけたもんなんですけどね。たまたまそれを持って、実際にはやっていないんですけども、電池が減るということで。ブザーが鳴るではないですか、ブザーが鳴るところまでやって、コミュニティセンターの中まで持ってきていただいたと、消防署の方に。そういう実技までやったんですけども、やっぱり皆さん高齢にもなってきたりして必要なというような状況になっていますので、高価なものですんで、全部の地域にそろえてしまうなんていうのはとてもやないですけども一遍にはできないと思うんですけども、本当に年次計画を立てて、先ほどのまちづくりの基本計画ではないですけども、そういう点でぜひふやしていただきたいと思います。そしてまた、コンビニとかそういうところにも、もしあるのであれば大いに住民の皆さんにお知らせをしていただくというようなことも含めて、この件についてはぜひ、長期になるかもわかりませんが計画的に推し進めていただきたいと思いますというふうに強く要望しておきたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 今言われましたように、この分については大変有効な機器と町としても認識をしておりますので、配置等については、先ほど言われましたように1カ所1カ所というふうな部分はまだわかりませんが、計画を立てながら進めていくと。それとまた、町内にどれだけの施設の中に、今、先ほどおっしゃいましたように、コンビニ等々設置をしておられる、ちょっと聞いているのはアピタさんにもAEDはあるという形で聞いておりますんで、その辺の部分の情報をまた改めてホームページに載せていくというふうな取り組みも必要かなとは考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） では、よろしく願いをいたします。

それでは、3つ目をお願いいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 共同購入の貸し付け予算という部分でございますけど、先ほど東議員がおっしゃいましたように、これも相当前の部分で昭和50年当時の基金条例がございます。これについてはまだ廃止もいたしておりませんし、このまままだ生きている状況でございますんで、この内容等の中で利用は可能かなとは考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） その話はありがたい話で。

しかしその前に移動で販売に来てくれるようなところがあれば一番いいなど。それもあかんと言われたらどっか、おくやまやとか万代やとか、いろんなスーパーを回ってコミュニティセンターの前で露天、ちょっと店を開いてくれへんかと。これ、URの交渉がありまして、URの交渉に会長と私と事務局長と3人でURの交渉に奈良営業所に行ってきたんですけども、そのときに困ってんねんということで、団地の中で商売をしてはだめだという規定があるんです。ところが、平城第二団地のように公団がみずからショッピングセンターをつくっているところだってあるんですね。そういう状況で、片岡台の中ではやってはだめだという規定がありまして、所長に、住民は本当に困ってんねんと、ここでもし露天でも品物を売ったろうという人がおったらやってもええかと聞いたら、ええと言うたんです。ですから、そうならば所場代も要りませんし部屋代も要らんから、あとは出てくれる人だけを待ち望むというような状況になっているんですけれども。

それも、スーパーもだめだというたら、これはもういよいよ、みずからで何かを手がけなだめなのかなということで、私どもの会長とも今話をしている、そうするに当たっては、例えば片岡台の地区であるならば片岡台の1丁目も2丁目も3丁目もで共同でやらんと1つの自治会では無理かなというふうにも考えているんですけれども、何とかそれほど物すごくもろかるような話ではないと思うんですけども、今は何と言うんですか、サティと言わずして、河合のところまで行きはぞろぞろと行けるらしいんですけども上るのがかなりお年寄りになるときついという話も聞いてますんで、少しのものを団地の中で売ればなど。例えば、移動でグルグルグルグル回ってもらうのは好ましくない。今、生協さんもかなりの方が利用されているんです、こまどり便というんで。あれも本当に皆さん便利で利用されているんですけども、それもいいんですけども、コミュニティセンターまで少しの距離なんですけども、100メートル、それでも100メートルや200メートルはありますんで、買いに歩いて出てきていただく、そういうことで先ほど部長がおっしゃったようにコミュニティを、そこで地域のコミュニティを図っていただくというようなこともできていいのかなというふうにも思ったりしているんです。ですから、ぜひお力をおかしたいと。町長も含めてなんですけども、お願いするばかりなんですけども、この点についていかがでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 確かなかなか行政としてそういう部分は難しいところもあろうかとは思いますが、こういう基金条例もございますし、そういうふうな活用を考えながらコミュニティを図っていただきながら進めていただけたらなと思います。

確におっしゃるとおり、そういうふうな共同購入といいますか、先ほど生協さんの話もされましたけど、そういうような組織づくりも必要かなとは思っておりますんで、それはまた側面的に町しても応援できる部分については応援をさせていただくというふうな部分で考えていきたいと思えます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） ありがとうございます。住民も十分努力をしまっている所存でございますので、どうか応援の方よろしくお願ひしたいというふうに思えます。

それでは最後、次、お願ひいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 最後の4点目の選挙の投票所の件でございますけれども、これにつきましては再編という形で現在の投票所の部分で8投票所ということで再編をさせていただきます、第二小学校投票所という部分でございます。

確におっしゃるとおり、これにつきましても2回ほど選挙も実施をいたしておりますし、いろんな住民さんの意見も聞いております。選管といたしましてもこれについては早々協議をしていただいているところでございまして、まず手すりについては簡易的な手すりを設置できたらという形で今検討していただいております。

それと、靴を脱がないでそのまま投票ができるというふうな部分におきましても、これは選管の委員さんと事務局の方でも、相当いろいろ現地も行きながら、いろいろ検討をして、今、くれています。その中で靴を履いたままの状態にいけるような状況でシートを張る等々の準備をしてもらっているところでございます。

ですんで、次の選挙、近々ありますけれども、その選挙にはそういうような部分で対応していきたいと。また不都合な部分があればその時点でいろいろ検討をしていくという形で、そういう体制をとっているところでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。どうかよろしくお願ひをしておきたいと。こういう一つ一つの細かなところから大いに投票率が高まるように鋭意努力をお願いしたいというふうに申し添えて、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、11番、東議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は午後1時から再開いたします。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（服部公英） それでは、再開いたします。



◇辻 誠一

○議長（服部公英） 次に、3番、辻議員の発言を許します。

辻議員。

（3番 辻 誠一 登壇）

○3番（辻 誠一） 3番、辻誠一でございます。

議長の許可が出ましたので通告書に従ってお聞きいたします。最初に通告書に誤字がありましたのでおわびして訂正をお願いいたします。それは質問事項の項目の2つ目、公共施設の補修・維持管路は維持管理でございます。訂正をお願いいたします。

私の質問はそこにごございますように大きく分けて4つ。財政について。公共施設の補修・維持管理について、児童福祉について、そしてペガサスホールの開館についてです。

1番の財政については27年度の予算特別委員会でいろいろお聞きしました。その中で、地方債のところで中長期財政計画にはなかった項目が1つ入りました。国土土地改良事業債が新規に入り、額にしてもさほど大きいものでなく450万円ほどでした。実質公債費比率は25年度で13.5%、平成27年度が見込みとさほど影響はない15.3%ぐらいであろうというご説明がありました。

さて、最近、町民さんは上牧町の財政がここ一、二年で黒字となりよくなってきたという安心感が漂っております。しかし、土地開発公社破綻処理で42億円の借り入れ、25年間の償還で当初は約2億円ずつ返済していきます。財政状態は将来のことを考えると公債費が大きく将来負担比率が大きい。県内でもワースト3に入っております。このあたりを町民さんはよく理解されていないのではないかと見受けます。安易に上牧町は大きな事業などができないことを理解していただく必要があります。詳しくは再質問席で行わせていただきます。

2つ目、公共施設の補修・維持管理で、国は、平成26年4月22日、ほぼ今から1年前でこ

ございますが、総務大臣から各都道府県知事宛てに公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について、その趣旨は公共施設の老朽化対策はもとより長期的な視野に立ち、更新、統廃合、平準化にすることにより、公共施設等の最適配置の実現、さらに公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは地域の実情に合った将来のまちづくりを進める中で不可欠であり、国土強靱化、ナショナルレジデンスにも資するというものです。ちょっと難しい言葉でしたのでナショナルレジデンスを調べましたら、動詞はリライズでもとに戻る、もとに戻るという意味で回復力を意味するようです。つくった当時、もとに戻るような言葉の意味のようです。強靱化と言うのは少しニュアンスが違うようです。

また、同日、総務省財務調査課長より各都道府県地区町村部長宛てに公共施設等総合管理計画の策定に当たって指針の策定について通達が来ており、その指針が示されていますね。速やかに公共施設等総合管理計画の策定を立てるようお願いが来ております。当町の取り組みについて、現状をお聞きします。

3つ目は、児童福祉で近時ますます痛ましい児童への事件が報道されています。これまでは考えなかったような事件が起きています。あすを背負う子どもたちを守るため大人がやらなければならないことについて、また当町の現状と取り組みについてお聞きします。

そこに記しておりますシングルマザーというのはNSKの報道にあったもので、母子家庭と同義語としてお聞きいたします。

4つ目、ペガサスホールの開館でございます。予算委員会ではこの9月の敬老会でのスタートとお聞きしました。開館に当たっては前回時間切れで十分お聞きできませんでした。開館は何としてでも開館してよかったと町民さんに思っていたきたい。そのためには事前の問題点をクリアしておく必要があると思いますのでお聞きします。

再質問は質問者席で行わせていただき端的なご答弁を期待いたします。よろしく申し上げます。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 1番に入りますものに先立ちまして、当初の財政力を県内の類似団体と比較したものを表示いたします。

この表でございますが、縦軸に将来負担比率、下が350%、悪い方ですね。横軸に実質公債費比率、こちらが25%の一番悪いところ、これを落ちますと健全化団体に入るといふ。ブルーが全国の市町村の平均値です。ピンクの縦軸がこれを超しますと起債の許可協議が必要だといふボーダーラインでございます。本来であれば鳥羽市議会のようにそこらにパネルがあ

ると非常にご説明しやすいんですが、このパネルをもってご説明させていただきます。

一番低いのは河合町ですね。類団だったんだけど5の2、上牧町は、5の4は、5の4でしたか、人口が6,000人ぐらい少ないからということではほぼ同じ。平群町、上牧町、香芝市、類団じゃないけど、類団で、広陵町、王寺町、田原本町、斑鳩町、安堵町、三郷町、みんなこちらの方ですね。現状はこういうものがございます。

中長期の財政計画の値を用いましてグラフを作成してみました。平成21からずっといって今は25年、26年、これから中長期の財政計画によりますと戻ってやがて上がっていくと。平成36年、10年先ですね。そこで一番言いたいのはピンクの線、実質公債費比率が18%、これを割りますと起債の許可協議をせないかんと。その線に下が沿って辛うじて回復していくような状況だと認識しております。この傾向は県の資料、同じ座標軸でもって将来負担比率、下は経常収支比率、これでも同じようなことですね。河合町、平群町、上牧町、香芝市、奈良市も上がっておりますが全く同じような傾向でございます。

そこで、町はこの事実を認識しておられると思いますが余り町民さんには響いていないという。そうすれば、まず、この現状をもちろん認識しておられると思いますがそれをご答弁いただいて、そうであれば機会があるごとに上牧町の財政はこうなんですよ、よくなりました、県へ行っても評価されていますね。市町村振興課ですか、あそこの課長さん、上牧町さん、頑張った。それはいいんだけど、こういう爆弾を抱えているということを皆さんにPRしていただきたいと思います。その件についてお聞きいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 今、壇上の方でお示しをいただきましたそういうデータでございますけども、それにつきましては、近年、県の方もその指標を公表されまして、各県内の市町村また日本全国の順位等々あわせて公表されております。それにつきましては県の、先ほど言いましたように、県の方でも公表されておりますし、その分においても町といたしましても最終決算等々の中でもそういう部分の中についてはお示し、また広報などについてお示しをしているところでございます。

今おっしゃいましたように、確かにここ二、三年は財政状況につきましては好転といえますか、収支がとれるような状況にはなってきております。ただ、辻議員がおっしゃいますように、大きな事業という部分が出てまいりますと極端に収支のバランスが崩れるという分もございます。

それと、町長も申しておりますように標準財政規模のおおむね20%の財政調整基金につき

ましてそのような状況の中で10億というおおむねのめどを持って積み立てをいたしておりますけれども、これも使いかけると10億という部分については限りなく少なくなってしまうという分もございますので、今、辻議員がおっしゃるような部分につきましては、住民さんにも十分、今の財政状況をわかっていただくというふうな部分において、広報またホームページ等において、十分、住民さんにわかりやすいような指標を持ちながらお示しをしていきたいと考えております。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） ぜひお願いしたいと思います。たまたま今財政調整基金のお金が出たんですが、私は東京の多摩の自治研究所の大和田先生にお伺いした、どのぐらいが適切ですかね。やはり先生はおっしゃりませんね。それぞれにとって事情があるんだから、10%、20%、簡単には言えないと。その自治体のご事情があるからそれをよく理解した上でないと財政調整基金は何%が適切ではない、適切かとは言えないとお答えになりました。私もそのとおりと思って、やはり20%ぐらいはこの小さな上牧町は持つておかないといかんのではないかなと思っている次第でございます。これはご答弁は結構です。

次へいかせていただきます。2番目は第二小学校の体育館、ごめんなさい。ありがとうございました。天井の改修工事、予算特別委員会で詳細をお聞きしました。これは上牧町の共同まちづくり公募型事業に応募し採用された避難所開設訓練、子どもサバイバルキャンプの実行中に発見した天井材の剥離でございます。予定した体育館の寝泊まりが危険であることがわかって見合わせたところによるものです。早速の対応を評価するところで予算は1,800万円あたり。予想外に高いなということで思ったんですが、新築した床を、きれいな床を防護せないかん、養生するということもお聞きしましたのでやむを得ないかと思えます。この件に関しましては予算特別委員会でもう聞きましたので、ありがとうございましたということでご答弁は結構でございます。

次へいきます。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 公共施設の補修・維持管理につきまして、本町では公共施設の維持・補修については公舎の耐震化、供用の長命化、下水道の長命化、ため池点検補修、道路補修、水道管の耐震化等々、国や県の助成をいただきながら緊急性のあるところから実行していることは認識しております。また、単独でも道路補修などもやっけていただいております。

しかし、現状は助成補助となると条件の縛りがあり非常に限定的で、これもやりたいんだ

けどそこまでできないと断片的になるわけですね。しかし、今回の通達は各地方自治体が速やかに公共施設と総合管理計画の策定を立てるよう指導が来ているわけで、財源も特別交付税措置も現在詳細を検討中ということを知っています。これに応じて、当町、ユーザー整備をしなければならないと思います。

また、対象となる公共施設とは道路とか橋梁とか等のユーザーだけでなく、当該公共施設等の性質を踏まえ各地方団体でご判断くださいとこうなっている。これも公共施設ですよと言えるわけです、総括的にね。そしてまた、一部組合や広域連合が策定した場合、地方債を起すこともできる、すなわち国の意気込みが伺えます。

この計画の策定に当たりまして、30年先ぐらいをにらんで調査し変わっていく社会情勢も考慮して、そして10年間にわたる計画を立てる必要があると言われております。当町の取り組みについてお聞きします。

もう1点、この措置は時限措置ですかね。2カ年にわたる時限措置かと聞いておりますが、そうであればかなり急がないかんことが懸念されます。2点についてお聞きします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 2番目の公共施設の補修・維持管理等についてのご質問でございますけれども、公共施設の補修・維持管理についてという部分で、地方公共団体におきまして、インフラ、長寿命化基本計画また個別施設ごとの長寿命計画の基づき点検等を実施した上で、公共施設等総合管理計画の策定に取り組むように示されております。このことに加えて、公共施設の維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実、精緻化することに活用することが考えられることから、当町におきましては平成28年度において計画の策定に着手したいと考えております。

それと、2点目の質問でございますけれども、これに係る地方の財政処置ということで国の方から示されておりますのは、計画策定に要する経費につきましては平成26年度から3年間にわたり特別交付税処置、処置率が2分の1と。もう1点、計画に基づく公共施設の除却等について地方債の特例措置を創設ということで、平成26年度以降当分の間ということで、地方債の充当率75%の資金手当ということで国の方から今示されているところでございます。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） ご説明ありがとうございました。28年度から着手する。29年度中には完成さすと。どのような組織でおやりになるか、幅が非常に広いです、守備範囲がね。例えば、

まちづくり推進課かな、橋とか橋梁、ため池なんていうのもあるんだけど、今度こっちは学校がある、今度教育の方です。それから農業の方もあつし、いろいろな面の公共施設がございまつす。どのような体制でお取り組みになるんか。特に教育側の方はなかなか現場の声が反映されてないように、私、見受けます。かなり遠慮をなされてるのではないかと。予算も厳しいから。こうあるべきだと、10年後には。そういうビジョン、あるいは、これは先ほどの、同じではないけど総合計画とか基本計画にも関連いたしますが、こうあるべきだつというのを地方自治体でお考えいただいてそれに対して補修・維持計画を立ててくださつというのが国の方針ですな。ですから、どなたかがまとめるのではなくて、いろいろな広いところから、各関係部署からの組織あるいは関連する方に入つていただいて計画を、これも基本計画と一緒にすることなんです、その辺も踏まえてどうつ体制でやるんか、その辺の意気込みのあたりをわかる範囲で結構ですからお願いします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 先ほど申しまつように、平成28年度から着手したいとは考えておりますけども、体制という部分のご質問でございまつす。これにつきましては、今、所管、所管での個々の施設の管理をしております。施設の管理の事情等もございまつすし、それを相対的な部分で一括という形の中で統括する部門をまずしつらえまして、その後、各所管、所管に対しての施設の状況を聞き取りしながら、今、先ほど辻議員がおっしゃいまつように、もとの施設に戻すという長寿命化という部分でございまつすので、そういうふうな部分は基本的な部分、今の建物、施設について新たな形でそういう形の策定、維持・管理の策定をしていくという部分でございまつすので、その事情は十分、今、所管が抱えてる施設については十分把握をしておりますので、そこも含めながら協議をしながら進めていくというふうな体制づくりをしていきたいと考えております。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） そういうことをお願いしたいと思つますが、1つだけ、老婆心ながら、こうやりたいな、計画したらいいんだけど現状を調査してみないかんね。目視だけでなくあるいは共同試験なんか要るかもしれない。調査せねいかんわね。調査して今現状がこうです、だからこうしたいですつということを言わなければならない。ここに書いていまつすな。ちゃんとしっかり調査をするように。そうせんと説得力がありませんな。これは大変な仕事なんですな。目視だけではございまつせん。その辺も踏まえてしっかりと計画を立てていただきたいんですが、いかがですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 施設、また新たに1からつくるというふうな話になると相当な費用がかかってまいりますので、ランニングコストを考えながら今の施設をどういう形の部分で長寿命化という部分の中で施設を維持していくかという部分もございまして、その辺は十分計画の中で考えていきたいと考えております。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） そういうことでぜひお願いしたいと思いますが、最後に、総合計画、基本計画とのリンク、その辺に関しましてどのようにしていくか、今のところで結構ですから、構想でも、このテーマをどうそこに盛り込んでいくんだか、その点についてご答弁ください。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 総合計画、ことしから着手という部分でございまして。今言われました部分については、先ほど言いましたように、ウエートは相当、今後、施設の維持管理という部分で費用がかかる部分、それとまたストックの部分の統廃合の分もございまして、そういうふうな形の中で計画を示していくという部分でございまして、総合計画、これも今、先ほどから言うてますように、総合計画につきましてはおおむね10年というような目標年次を定めて計画してまいりますので、その中で十分反映をしていきたいと考えております。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） しっかりとご検討いただいて、将来の上牧町はこうあるんだというのを、構想を打ち出していきたいと思っております。

次に移らせていただきます。よろしいですか。すみません。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 順次お願いしたいと思います。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） まず1番目の母子家庭数と生活相談等の町の取り組みはということで、母子家庭世帯は現在児童扶養手当を支給されている世帯ですが270世帯あります。生活相談につきましては、主に保育所の入所についての相談、子どもの就学資金についての相談、子育てについての相談等を受けています。

町の取り組みにおきましては、保育所の優先利用とか保育料の免除、家庭保育が困難な場合、子育て短期支援事業、就学資金等の貸し付け相談等、ひとり親家庭の日常生活のさまざま

まな相談に対応するとともに各関係機関との連携を図っているのが現状でございます。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 270名の方が対象となっていると。生活相談、これはどのように相談してこられるんか。例えば、広報かんまきが出ていますね。毎月火曜日には何だとか水曜日の午後はどうだとか1週間置きにあるのかな。余り頻度が多くないですね。相談する場所と回数も。それでまた、日にちも何曜日とか決まっている。ところが、ご相談したい方はその日がたまたま行けないとか、仕事の関係とか、そうしたらタイミングを逸しちゃうとかございまして、その辺の声を、相談を吸収するということは広報だけではなくてほかにもやっておられるか、その辺をお聞きします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） こういう人がいるのは公的な機関へ行かれるのが少なく相談されると思っています。主に私のところの福祉課の窓口にご相談に来られますので、個人のプライバシーとかもございまして、その都度、窓口に来られたときには対応させていただいているのが現状でございます。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） そうしますと非常に機会が限定されるから。そうでなくて、私、お聞きしたいのは、いつでもどこかへ相談へ行けると。例えば民生児童委員さんかも知れませんね。ですから、そういうところへ行って常時、何か困ったことが発生したらそこへ行ってくださいとかいうような指導はなされていますか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） もちろん民生児童委員さんがおられますので随時相談はいつでもお受けいただいているのが現状でございます。

それとまた、窓口の対応がかなり多いと思いますし、民生委員さんとか関係機関からご連絡をいただいたら即時に対応する体制は職員がとっておりますので、その辺は何時に相談に来ていただいてもとれるような体制でございます。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） そのとおりで、いつでもご相談に来てくださいということがわかるように町民さんへのPRをお願いしたいと思います。ご答弁結構でございます。

次、お願いします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 本町における児童虐待の実態と対応策ということで、本町における児童虐待の実態につきましては、近年は年間40件強の件数を受けております。主に近隣住民や警察、学校からの通告が多く、内容につきましては、心理的虐待それから身体的虐待、ネグレクトが上位を占めております。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 済みません。失礼しました。対応策といたしましては、緊急かつ重篤なケースにつきましては即座に個別ケース検討会議を開催し、警察、高田子ども家庭センター、学校等の各関係機関で情報を共有するとともに対応方策を協議し連携支援を行っております。また、福祉課から家庭訪問をし安否確認を行うケースや、産前産後、特にケアが必要な特定妊婦につきましては、保健師、民生児童委員等の情報と共有を行い対応しております。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 児童虐待の現場に私も2回ほど遭遇しました。ずっと前、一般質問させていただきましたが、お母さんが必死になって子どもをたたっているのね。私、どうしたらいいかわからない。ある場所はお父さんらしき人がいてはったの。そこへ入っていきたいんだけどなかなか入りづらい。これはお聞きしましたら警察へ通報してくださいと警察の方は言われますね。そういうことなんですかね。その辺のご指導はいかがですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 虐待については啓発運動が盛んに行われておりますので、町内あるところにポスターとか通報先の電話番号とかを張っておりますので、まずは児童相談所に行くようなシステムになっております。もちろん警察にも言っていただくのが一番早い方法だと思っております。警察でしたらすぐに現場へ駆けつけていただいて家庭の中に入ってくださいし、また、福祉課の職員も一緒に対応させていただいているのが現状でございます。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） そのようなひどいことがあったらそうなんです、もう1点、必ず前兆があります、虐待の場合ね。テレビなんかを見とつてもそう言えばそういうことがあったということで、それを皆さん、ある程度知っておきながら黙ったからある日突然バーンと事件になる。どうもあの人おかしかったとかいうのがよく報道されます。この辺は地域で見えないかん。ですからその辺を、例えば自治連合会のところで自治会長さんにお願いす

るとか地域でもって見守って。そう言えばおかしいなど、これはなかなか言いにくいんだけど。そのようなことでぜひ自治連合会の方にも何かこういうようなことをお願いしますということが言えるんでしょうかね。私はそういうぐあいに言いたいんだけど。とにかく地域で見えていかないかんですね。未然に防ぐ。警察は起こってからしか動きませんね。そういう兆候が見えたらちょっとおかしいよと、そういう未然に防ぐことができたらいと思うんですけど、何かお考えはありますか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 今おっしゃるような兆候が見えたら通報でそういうこともございますし、そういうことを知りましたら、今保育所へ行っているお子さんでしたら保育所と連携させていただいて子どもさんの体に何かないとか栄養状態とかいったいろんな面を見ていただいて、もしそこで異変がありましたらすぐ通報していただきますし。保育所とかへ行っていない子どもさんでしたら保育士と、保育士ではない、済みません、保健士と連携をとらせていただきまして、偶然に訪問したような形をとらせていただいて家の中へ入れさせていただくとか、いろんな方法でその方、通報に対しては敏感な体制で監視を進めているのが現状でございます。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） そういうことで、ぜひ幅広くきめ細やかに緻密に未然に防ぐということで、ぜひこれからもお取り組んでいただきたいと思います。ご答弁結構でございますので、ありがとうございました。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 3番目の町民への周知については、かぶるかもわかりませんが、虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときやご自身が出産や子育てで悩んだときは、まずは町の窓口や児童相談所に連絡と児童相談の相談所の全国共通ダイヤルの案内等の内容で町の広報に登載しております。

また、ペガサスフェスタにおきましては、虐待防止のオレンジリボンキャンペーンとして啓発を行っております。オレンジリボンはここに付けさせていただいているこのリボンでございます。

また、民生児童委員の方々の協力によりまして、新生児、赤ちゃんのおられる訪問で、赤ちゃんが生まれたところは家庭に全戸訪問していただいて、そのときにまず子育ての悩みとか相談、子育てサービスの利用等の案内を行い、周知を行っているところでございます。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 今のご答弁で非常に安心いたしました。上牧町からそういう痛ましいニュースが流れないように取り組んで頑張っていきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） それでは、ペガサスホール開館に当たりまして、順次お願いをしたいと思います。

その前に、町民さんが昔はただでやらせていただいたけど私もお金を払うからぜひ使わせていただきたいというような要望も聞いております。今回の開会に当たって非常に前向きに町長がお取り組みになられて喜ばしいことと思っております。

開館に当たりまして、順次お願いいたします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） まず1点目の開館の予定ということの質問でございますけれども、ことし、平成27年9月1日から開館の予定をしております。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） たしか敬老会だったと思うんですが、その後も幾つかご予定でしたっけ。予算特別委員会でお聞きしたんですけど、もうちょっとその後も教えてください。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） その後の予定ということでございますけれども、町が使用する予定という意味であると思います。ペガサスフェスタのときの文化祭、成人式にも使う予定をしております。それから、これは町というか学校で利用するんですけども、秋に中学校、上牧中学校と第二中学校の合同の文化祭、第二中学校の音楽祭等に利用する予定をしております。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 盛りだくさんでわかりました。特に、中学校の合同でやるというのはすばらしいですね。よかったですね。ぜひ成功するように。わかりました。

では、2番をお願いします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 次に、駐車場の問題それから他の部署との連携というご質問でございます。

駐車場につきましては予算を承認いただきまして、27年度に25台分の増設を予定しており

ます。

他の部署との連携ということでございますけれども、これは2000年会館とペガサスホールが重なった場合駐車場が不足するという意味であると思っておりますけれども、両方とも貸し館ですので全てが全て調整はできないかもわかりませんが、可能な限り調整を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） ほかの部署との連携も難しいんやと思いますね。大体やろうとする日はみんなかち合う。ですけど、できるだけ他の部署との連携をとっていただいて。例えば、この間、普通の日だったんだけど、ゲートボールがあって男の料理教室かな、そこに男だけでなく女性の方も一緒にいらっしゃってにぎやかにやっておられたんだけど、そうしますと駐車場が中段のところから下まで来ましていっぱいなんです。ちょっとそういう会合があっただけでいっぱいになる。ですから、かち合うんだけどその辺の使い勝手。あるいは、前、部長がご答弁なされた上の方のアピタの駐車場ですか、何かその辺も予定しているというようなことをお聞きしましたが、あそこは何台ぐらいいけるんですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 2000年会館の東側で民間の持っておられる土地なんですけれども、当分の間使ってもいいよという承認を得ております。職員で巻尺ではかった大ざっぱな台数ですけれども約80台ぐらいはとめられるという報告をいただいております。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） わかりました。その他、あそこの前の近隣の裏が今駐車場になってますかね。あれをお借りするとかあるいはペガサスフェスタでやっておられるピストン運転、シャトルバス、とにかくペガサスホールを開館しようと思たらかなりの人が入ってこられますね。ですから、その辺もいろんなことをお考えになられてやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 土、日、土曜日、日曜日の開館の場合でしたら役場駐車場を利用してピストン運転で移送するというのも今後考えていかなければならないと考えております。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） よろしくご検討ください。

その次、3番をお願いします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 使用料につきましては前回もお答えさせていただきましたけれども、近隣施設と比べましても遜色のない使用料となっておりますので、当面、現在の使用料でお願いしたいというふうに考えております。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 昔のままというか、あれで当面それでいくということなんですが、1つ、提案といいますか意見といいますか、学生割引みたいな料金、町長も大学生とか前にご答弁なされた、畿央大学には学生がいますね。ただ、あそこを調べましたら500人程度のホールがある。しかし、こっちの白鷗短大の方はどうもそのようなものがないみたいですね。大学生が上牧町に来て足を運んでくれたらうれしいんですけどね。せっかく真美北まで来ているんだけど五位堂まで帰っちゃうとか、薬井口まで若い子がいるんだけど王寺へ帰ってしまうと。私ごとで恐縮でございますが、大学生との接点がございまして、元気がいいですね。特に、応援団とチアリーダーの演武なんてすごく元気がいいです、動きがね。ぜひとも上牧町に大学生の方が足を運べるようなきっかけがあるとうれしいと思うんですが。そこでは大学生はやっぱりお金ですよ。特別に開館に当たって学割とかね。よその町とのバランスがございまして、それはやらないのかねえ、まほろばとか斑鳩町でも上牧さん勝手にやってもらったら困るよとか言うかもしれませんが、では開館に当たって特別とかしぼらくの間とか、そういうところ、ではほかのホールさんも学割考えたらとか。まず使ってもらってよかったらペガサスホールよかったなと思っていただかないかんからね。ぜひ足を運んでいただけるような、これは民間であったら営業ですけど、こういう面にも取り組んでいただけたら会館の使用の明るい未来が見えてくるんですが、どんなものでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 大学生を含めました若い世代に利用していただくというのは非常に大事なことであるとは思いますが、ただ、使用料を割り引くということでございますけれども、使用料を安くするだけで果たして大学生が1000人を収容できる大ホールを利用していただけるのか疑問な点もございます。ただ、議員さんがおっしゃいましたように、学生が利用しやすいということも大事であると思っておりますので、今後、学生と町と相互に連携できる事業、できることはないか、協力できることはないかという点については今後模索していきたいというふうに考えております。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） ただいま、部長の非常に慎重なご答弁がありました。下げたって来るかどうかわかんない。それは確かですね。いろいろ価値観もあるしいろんな組織が違う。まさしく、部長、そのご答弁で結構と思いますね。いろいろな面で検討なされてその上でできるだけ若い人にも集まっていたきたいと。よろしくご検討していただきたいと思います。ご答弁、結構でございます。

いいですか。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） どうもありがとうございました。最後に、どうもありがとうございました。

時間も少なくなりました。最後に、今回、定年退職される方々、理事者の方また退職される方に一言申し上げて私の一般質問を終わらせていただきます。

私にとって、さまざまな面で皆様と議論させていただき、私自身としては言わば戦友的な存在であったと思っております。高木理事には土地開発公社の処理で財政問題特別において何度も議論をさせていただきました。竹島教育部長、総務課と教育部で5年前の内閣府の防災教育チャレンジプランに参加したとき、子どもの防災教育で子どもサバイバルキャンプを温かく見守っていただきました。そして、昨年の子小での体育館の避難所開設訓練も何かと温かく見守ってきていただきました。杵本部長、トイレ、水道施設の耐震施設に関しまして現場で受水タンクの上に乗っかりましてこれが耐震工事、新しくするかこれを直すか、そしてピットもあけて、もし断水したら県水がそこに来て直接2トン車に乗せて、給水車に乗せていくんだと、いろいろご説明いただきました。竹島部長、今年度は文教厚生委員会委員長として第6期の介護保険策定委員会や第4期消防福祉計画委員会で初めての体験で率直にいろんな意見を申し上げさせていただきました。あと、総務部長もということをお聞きしたんですが、そうであれば昔から、秘書課のとき、理事連合会の時代からのおつき合いでございます。そして特に防災関係を一緒にさせていただきました。

月並みでございますが、ご健康に留意され、人生まだまだこれからです。あと20年、30年でございます。しばらく充電されてからまた町内でもご活躍していただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

終わります。

○議長（服部公英） 以上で、3番、辻議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は2時から再開いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時00分

○議長（服部公英） それでは、再開いたします。



◇石丸典子

○議長（服部公英） 次に、5番、石丸議員の発言を許します。

石丸議員。

（5番 石丸典子 登壇）

○5番（石丸典子） 5番、日本共産党の石丸典子です。

通告書の内容に従って一般質問を行わせていただきます。私の質問は3点にわたっておりますが、まず第1点目は高齢者施策について。2点目、地域創生事業について。3点目、まちづくりについてです。

まず1点目ですけれども、高齢者施策についてという項目ですけれども、介護保健事業、ほかに高齢者の一般施策も含めた形でお伺いをしたいと思います。

平成27年度からの介護保険制度では要支援と判定された1、2の方の一部のサービス、訪問介護サービス、通所介護サービスが市町村での支え合いの事業となります。この介護保険制度の変更の特徴は全体の介護給付費を抑えるためにこのような変更が行われるもので、利用者の立場から立った変更ではありません。それで、上牧町の取り組みをお伺いしたいと思います。

2つ目の地域創生事業についてですけれども、今、地域創生が盛んに叫ばれていますけれども、輸入の自由化、大型店舗規制の廃止、非正規雇用の拡大、平成の大合併などをこれまで進めてきた長年の自民党政治にこそ地方を衰退させてきた責任があると考えているところではあります。そして、さらに消費税の増税、TPP推進ではさらに地方の衰退が進みます。上牧町は今後、地域活性化や少子化対策について地方創生関連の国の財源を活用することになります。地方が勘案することは、地方の雇用、地方への人の流れづくり、3つ目には若い世代の

結婚、出産、子育ての希望をかなえる等の子育て支援、そして4つ目には時代に合った地域づくりということで地域と地域の連携など、こういうことを勘案するようになっております。

上牧町ではこれまで子育て支援として子どもの医療費無料化の拡充を進められてきたところです。今後は町として、子育て支援、若者の雇用の確保、若者の定住対策、そして住居の支援等必要になってくるかと思えますけれども、この地域創生先行型事業は補正予算で計上されましたけれども、今後の5年間の計画策定も含んだ内容で、特に上牧町では補正の内容は幼稚園の関連のところハードの部分で予算計上されたところです。今後5年計画で策定が予定されております地方版総合戦略についてお伺いをいたします。

3つ目ですけれども、まちづくりについてです。町内の店舗2店舗が撤退することで日常の買い物が大変困難になっています。私は、大型店舗のアピタ出店時の不安な点として他の店舗への影響はどうかということと交通安全対策を主にこの議会でも取り上げてきたところですけれども、全てが大型店舗出店によるものではないと思えますけれども、一定の影響が出たというのが私の率直な感想です。昨年9月の決算委員会では東委員がとりあえず町として町内巡回バスの増便、土曜、日曜、祝日の運行の提案をしたところです。町としてこの間どのような対策をとられたかについてお伺いをしたいと思います。

2つ目は、滝川沿いの遊歩道と県道、町道が交差している問題ですけれども、第3期基本構想の事業で滝川沿い遊歩道が整備をされ健康づくりや買い物で多くの方が利用されています。この遊歩道は、おくやま前は県道中筋出作河合線と交差し、また中央公民館前は町道米山新町線と交差しています。アピタ出店で約1年4カ月がたちましたけれども、交通量がふえ危険になっています。特に、公共施設前は交通安全対策が必要だと考えます。町の対策をお伺いいたします。

以上の点ですので、よろしくお願ひいたします。再質問につきましては質問者席から行わせていただきます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 順次答弁をお願いいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 上牧町の生活支援介護サービスの考えでございますが、上牧町では平成29年度からの実施を予定しております。生活支援介護予防サービスの体制整備に当たっては、町が中心になって元気な高齢者をはじめ住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、共同組合、民間企業、シルバ

一人材センターなどの多様な主体による多様なサービスの提供の体制を構築して高齢者を支える地域の体制づくりを推進していく必要があると思っております。

その際、生活支援コーディネーターや協議体の設置を通じて5条を基本とした生活支援介護予防サービスが創出されるような取り組みを行う必要があると思っております。現在、その協議体に参加していただく方にお声をかけているところでございます。

また、実際の活動につきましては協議体に諮りながら、王寺周辺広域7町とも連携を図りながら進めていきたいと考えています。

平成26年度より地域のパワーアップ講座と称しまして住民の支え合いの気持ちを高める教室を開始しております。26年度は3回、1クールの教室を今年度は3カ所で実施させていただきました。27年度もパワーアップ講座ということで、地域づくりを行う上で大切な講座なので行っていきたいと思っております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 今既に取り組んでおられる町での事業等も含めて説明をいただきました。

ただ、私が心配するのは、今までサービスを受けていらした方についてはそのまま介護保険でいけますというような予算委員会でも説明がありましたけれども、今後の方については認定時に振り分けられるのではないかということが大変心配しております。窓口で、例えば、申請の窓口はその程度でしたらこういうサービスがありますよというあたりで、要は安上がりのサービスの方に誘導されはしないかということで、介護が必要になれば誰でも介護保険を申請できるというのが制度の趣旨ですから、まず介護保険の認定を受けていただくというのが大前提だと思いますので、その辺はしっかり守っていただけるんですね。窓口で説明されるのはいいですけれども、申請をそこで抑えると、認定の申請を抑えるというようなことのないように、まず1つはお願いしたいんですが、その点はいかがですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） あくまでも私たちの考えとしては住民主体で考えておりますので、その方に合ったサービスが適正に受けられるように窓口また地域包括が担当になりますので、その辺、ケアマネさんともいろんなことを話し合いながら、その方に合ったサービスを受けていただくようにしていきたいと思っております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○5番（石丸典子） それともう1つは地域包括支援センターの体制ですけれども、専門職の方のいろんな助言であるとかボランティアさんを活用した地域訪問というのも予算の中で、

新年度予算でそういう構想があるということで組まれておりましたけれども、一定のボランティアさんのお手伝いも必要ですけれども、高齢者は、ちゃんと町の職員さん、担当の職員さんで専門職の方がしっかりお話を聞いてくださったというのはすごい安心されると思います。これまで地域包括支援センターの役割等については、いろんな広報の中の折り込みでこういう活動をしていますとか相談してくださいということで啓蒙啓発活動は行われていますけれども、なかなかどこに相談したらいいのか、誰にいったらいいのかというのがまだまだご存じではなく、私も1件かかわった方は既に介護認定を受けられて、介護保険証認定を受けられているにもかかわらずどうしたらいいのかわからないというふうな状況もありましたので、まだまだこの制度をご存じではありませんし、上牧町の地域包括センターがこういう役割をしているというのがまだまだ知られていないと思いますので、特にその辺には力を入れていただきたいことと、あと、体制、上牧町の65歳以上の人数に対しますと上牧町の地域包括センターの体制は不十分です。今の倍の体制が要ると思いますので、その辺については、特に保健師さんの役割が今後大きいと思いますので、その辺の体制の強化をお願いしたいと思います。そこはいかがですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 地域包括センターの何人に何カ所という規定がございますので、今の状態でしたらぎりぎり1カ所に対応しておりますけれども、その点は住民さん主体に考えさせていただきますので、それで足りなくなったらほかの施設とかいろんな関係団体とも連携をとりながら、それでなおかつ足りなくなりましたらもう1カ所ふやすという考えはいつでも持っておりますので、いろいろなサービスを受けられる体制は整っていると思います。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 私はまだまだ保健師さんの役割からしたら保健師さん自身が足りないと思っております。

もう1つですけれども、介護保険の予防事業の中ではさまざまな事業がふえてきております。例えば配食サービス、見守りを兼ねた配食サービスであるとか、緊急通報の事業も新しい形で一般会計から介護保険の予防のところに入ってきておりますけれども、一般会計の中の高齢者施策といいますのは、現在の平成27年度の予算で見ますと、訪問利用というのと緊急一時保護、一部緊急通報の古い形の緊急通報サービスが残っております。あと、高齢者施策ということとともに町の行事ということで敬老会の経費が組まれております。あとは、養護老人ホームの措置費などが金額的には大きいですが、一般会計での高齢者施策とし

ては、訪問利用、緊急通報の一部の残りとは緊急一時保護と、こういう形で、今まではもう少し一般会計の中で行われていましたけれども、今は全て介護保険に移されていますけれども、本来ならもう少し一般会計の中での事業を膨らますべきだと私は思いますけど、いかがですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 今、介護保険制度がございますので、その中で地域支援事業の中で、一次予防、二次予防が事業として入ってきておりますので、その中で事業を行うような状態になってきておりますので、当然、一般会計からの持ち出しが少なくなるのはそういう制度がありますので、ただ、その中でサービスを十分に行っていくようなアイデア、いろいろな先ほど申されたように緊急通報装置にせよ旧の体制から改めさせてもらいましたし、配食サービスにしても前の昔やっていたような配食ではなくて今はその方に合ったような配食の内容にも変えさせていただきましたので、今の地域支援事業の中で事業は十分やっていくのではないかなと思っております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 今は介護保険の中の地域支援事業でやっておられるということですけども、財源の内訳を、内訳というか保険財政、保険料に影響するという点では地域支援事業は介護保険料に反映しますね。反映してきていますから、第6期保険計画では地域支援事業費として3年間で約1億5,000万ということで、それも含めた見込みで1人当たりの介護保険料が決まってくるわけですから、一般会計で税金を投入されている部分とは別に介護保険料として納めた中での事業であるということは大きな違いだと思います。

しかし、地域支援事業費は枠が決まっておりますので、その中で町として目いっぱい事業をされて、それが活用されるということは十分大事なことだと思いますので、今後この枠が広がるようであれば、一般会計、一般施策の中でも検討をする課題だと思いますので、その辺はまた申し上げておきたいと思っております。

介護保険については、まだまだこの2年間の準備がどの程度進むかということで大変変わってくるかと思っておりますので、十分、近隣7カ町とも相談をしながらということですので、サービスの必要な方が受けられないようなことのないように、十分対応できるように準備をしていただきたいと思います。

介護保険のところはこれで結構です。

次、お願いいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 2点目の地域創生事業でございますけれども、まず、地域創生の先行型事業につきましては、地方版の総合戦略の策定に先行いたします事業でございます、地方版の戦略に位置づけられた、位置づけられる見込みのある効果的な事業を実施するものとなっております。これにつきましては、本町といたしましては、町長の施策でございます子育て支援、高齢者対策、安全と安心の町また学校、地域、家庭の教育の取り組み等々の1つといたしまして、今年、26年度の補正で子育て支援に対する事業を最優先に地域創生の先行型事業として計上させていただきました。

続けて総合戦略でよろしいですか。

○5番（石丸典子） お願いします。

○総務部長（池内利昭） 地方版の総合戦略につきましては、国のまち・ひと・しごとと創生長期ビジョン、また、まち・ひと・仕事創生総合戦略を勘案しつつ、上牧町におけます人口の現状と将来の展望を提示する地方人口ビジョンをまず策定いたします。これを踏まえて今後5年間の目標や施策の基本的な方法また具体的な施策をまとめた上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略、地方版総合戦略でございますけれども、これを27年度で策定を進めていきたいと考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 上牧町では先行型事業として今後の策定調査費も含み予算化されましたけれども、主に幼稚園の空調工事などハードの事業で今回補正が行われましたけれども、これは、先行事業は今後の5年計画と連動するものだというふうな説明で進められていると思いますけれども、原則、ソフト事業ということになっているかと思っておりますけれども、それは今おっしゃられた高齢者施策であるとか子育て支援、人口ビジョンがもとになりますけれども、そういうふうな考えでよろしいですか。とりあえず先行型の予算はおりてきておりましたけれども、その時点では今後のどういう事業の計画で先行型の交付金を受けるかという、そこらまでは関連していなかったということよろしいですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 今、石丸議員がおっしゃいましたように、これにつきましては国の方も緊急の補正という形で、町もその部分を受けまして補正予算に計上させていただきました。先ほどおっしゃいましたように、この部分におきましては子育て関連の部分で、本来でしたらソフト事業を含めた上での補正計上という部分はございます。その中で今回、緊急的

な部分もございましたので、27年度で実施をいたします部分におきまして前倒しということで子育てに関連する部分について26年度の補正という形の対応をさせていただいたところがございます。

先般、今度この本会議が終了後、全体協議会を開いていただきますけれども、その中で国の方針も少し示された中で、多少、今、今回補正を上げさせていただいている部分におきまして、少し変更といいますか内容等の部分を変えさせていただいて補正の対応をという形で、全体協議会でご説明をさせていただこうと考えております。

その中には、先ほど石丸議員がおっしゃいましたように、ハード部分とまた改めて今回国といろいろ協議をさせていただきました。その中でソフト部分を含めた中で先行型については進めてほしいというような内容もございましたので、先ほど、私、言いましたように、全体協議会の中で十分なお説明をさせていただこうと考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○5番（石丸典子） では、内容はそのときにお伺いをいたします。

先ほども提案の中で少し触れさせていただきましたんですけれども、特に子育て支援ということでは、上牧町では子どもの医療費無料化を拡充、段階的に拡充をされ来年度からは中学校の通院も無料化に踏み出されるということで、これは大変評価できると思いますけれども、本来は、国が少子化対策、人口増の対策の子育て支援策としてこれをまず本来ならやるべきだと思います。今、各自治体でそれぞれ上乘せされていて、どの自治体でも子どもの医療費助成制度は進んできております。

それと今後、若者の雇用の確保であるとか若者の定住対策、住宅の支援等が必要だと思いますけれども、今後の交付金の活用については目的にかなうものであれば市町村で事業計画をつくれれば交付金が受けられるというふうな性質のものです。新規の事業に限られているというふうないろいろの規定はありますけれども、それでは、例えば人件費等についてはどうですか。人件費は含まれないというふうな理解でよろしいですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 今、石丸議員がおっしゃるように人件費は認められないという形で聞いております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 今後の5年計画については職員による委員会また住民や議員も入る審議会等でも審議をされるということですがけれども、若者定住策として、例えば例を挙げさせて

いただきますと、上牧町では町営住宅の現代化計画というのが進められようとしておりますけれども、例えば若者定住策、上牧町に若者を呼び寄せるためには、そういう住宅に困っている方、現在は高齢者で低所得の方というふうな限定でありますけれども、例えば若者で上牧町に定住を希望の方で住宅に困っていらっしゃる方についても検討するということが今後考える余地があると思っておりますけれども、その辺も含めて上牧町の人口ビジョンまた活性化の一翼を担えるような形でぜひ検討いただけることを期待しておりますが、それはそういう期待でよろしいですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 今も石丸議員が申されましたように、これにつきましてはおおむね27年度から5カ年という形の中での期間を定められて人口ビジョンを先に策定をいたしまして、その後、その部分の効果についてはP D C Aの中で国に毎年報告するというふうな位置づけもされております。今おっしゃいましたように、基本的に町長の所信表明でもございましたように、上牧町は住宅の町という形の中でそういうふうな施策も含めながら、こういうビジョンも含めた形で、そこへ折り込むような形でもっていきながら、策定も必要かなとは考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○5番（石丸典子） ゆっくり今後の計画を見守りたいと思います。ありがとうございました。
では、次の3点目、まちづくりについてお願いいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 3点目のまちづくりについてでございますが、その①ということで、買い物弱者に対しての町の施策、対応はどうかというような形でございますけれども、まず、先ほど石丸議員がおっしゃいましたように、1つは議員さんからのいろいろなご意見をいただきまして、27年度からにつきましては、巡回バスで週休日及びまたは土、日、週休日及び祝日について運行の増便をという形で4月1日から実施をする部分でございます。これにつきましては、移動の手段といいますか、弱者の方の移動の手段を広く、週休日を含めて巡回バスが走ることによって解消という部分も1つの対応策ではないのかなという形で、27年度からは実施するという部分でございます。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 町としての取り組みでございますけれども、昨年度、上牧町内の店舗の方にアンケート調査をとらせていただきまして、配達とかファクスとかインターネット

トで買えないのかということでアンケート調査をさせていただきましたけども、残念ながら対応できないということで対応していただける施設はございませんでした。

先ほど、東議員に提案していただきましたように、移動スーパーとか地域で販売していただくようなそういうことができるのであれば地域づくりにも役立っていくのではないかなということでも今考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○5番（石丸典子） ありがとうございます。先ほどの東議員からも同じ項目がありましたので、この項目についてはこれで結構です。ありがとうございます。

それでは、交通安全対策についてお願いいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 交通安全対策の所管といたしまして、1つ、1点目でございますけれども、滝川沿いの遊歩道ということで、米山新町線、これについての危険度が高いという形でいろいろご意見をいただいております。これにつきましては、相当、西和警察等々の部分で、規制につきましては、町の範囲の中では規制の部分については実施はできませんので、警察の協議が必要ということで協議をさせていただいております。この中で、米山新町線と下牧高田線の交差点部分に信号と横断歩道がございますので、遊歩道で歩く方についてはそちらを利用しながら少し距離的にはかかるわけでございますけれども、そちら側の施設がありますので、そちらを利用して上っていただく、遊歩道へ戻っていただくというふうな形で、西和警察としてはすぐ直近の部分に横断歩道等々の交通安全の施設は難しいと、難しいといたしますかまず不可能という形の回答はいただいております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 確かに遊歩道側から中央公民館側には横断歩道もありませんね。あの道路はアピタの前からかなりの急勾配で下り坂なんです。車で走っていきましてアピタ側から下ってきて2000年会館に入ろうにもなかなか入り口がわかりづらい。急勾配のこともありますしわかりづらく、またあそこを横断する方もありますので、あの道路は大変危険な道路だと改めてかなりの急傾斜の道路ということが判明しますし、車は上からおりてくるのはかなりスピードが出ていますので、あの時点で保健福祉センターがあるというのは大変危険だと思います。2000年会館、保健福祉センターはこちらとかいう看板は、最低限、私は要ると思います。信号側から南都銀行があそこに移りましたけれども、南都銀行側から行く場合はそれほど支障はないんですけれども、アピタ側から下るのは大変危険です。ましてや、あそこ

を遊歩道側から歩いてこられた方が2000年会館なり公民館利用で行かれますので、特に公共施設を利用の方が通るところですので、何らかの交通安全対策が私は要ると思います。最低限あの部分に横断歩道は私は要ると思いますけれども、わざわざ信号のところまで戻って横断歩道を渡ってという方は逆戻りになりますので、その辺の検討は要ると思います。アピタが出店して約1年4カ月で、交通量がかなりふえておりますし、他町から事情をわからずに来られる方がいらっしゃいますので、建物の位置でありますとか、ああいう遊歩道と交差しているという事情がわかっていらっしゃらない方も、抜け道として、またお店を利用ということで通られますので、あの地点は特に、私は町として何らかの対策が要ると思いますので、ぜひ検討をいただけるようお願いいたします。2000年会館こちら、保健福祉センターという看板1つあるだけでも違うと思います。入り口はこちらなり要ると思います。ちなみに、リハビリテーション病院のところには道路に白線で矢印が書かれて入り口がわかるようにされています。上牧町としては2000年会館という保健福祉の大事な拠点でありますので、弱者の方も行かれますし、徒歩で行かれる方もありますので、ぜひ、そのあたりは一工夫お願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 今おっしゃっている横断歩道、2000年会館の直近に横断歩道というふうな話は以前から聞いておりました。これにつきましては、これもあわせて警察の方に協議はいたしておりました。これにつきましても、今、私、先ほど言いましたように、T字路、下牧高田線と米山新町線のT字路の信号、横断歩道またそれから東側にアピタの信号、横断歩道がございます。その部分の中でまず真ん中に横断歩道というのは、これは警察の判断でございますけれども、そういう区間の中での横断歩道は難しいという話は聞いております。それとやはり、一番横断歩道を設置した中でも信号がついている横断歩道が一番安全性があるということで、ただ横断歩道だけをそこへ設置するということは逆に、また横断される方は意識もされますけれども、運転される方はその分についてはなかなか意識なしに、今おっしゃったような部分に坂という部分がございますので、その辺の部分の周知をどうするかという部分もございます。

ただ、今、石丸議員が言われましたように、2000年会館の施設というふうな明示は必要かなとは今思っております。それについてあと、また道路管理者、警察協議については規制の部分がございます町が判断しにくいところがございますけれども、道路管理者またそういう施設の案内看板につきましては検討する部分はあるのかなとは今考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○5番（石丸典子） わかりました。確かに勾配の真ん中あたりに横断歩道というのはつけたらかえって危ない場合もあるかもわかりません。

2000年会館の看板ということで検討いただきたいのですが、2000年会館駐車場こちら、駐車場の案内も兼ねた形で2000年会館こちら駐車場というのを矢印等もつけていただいて、利用者が利用しやすいように、わかりやすいようにぜひ工夫をしていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） ご意見をいただきましたので、その辺も加味しながら検討していきたいと考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○5番（石丸典子） まちづくりについてお聞きをしましたけれども、今後また2年間かけてこれからの10年間のまちづくりの計画が立てられますけれども、住民の方が安全でまた住宅の町として穏やかに過ごせる町となるよう期待をしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、5番、石丸議員の一般質問を終わります。

ここで5分間、インターネット中継セッティングのため休憩いたします。5分間の休憩をいたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時40分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。



◇康 村 昌 史

○議長（服部公英） 次に、1番、康村議員の発言を許します。

康村議員。

(1番 康村昌史 登壇)

○1番(康村昌史) 1番、康村昌史です。

議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

私の一般質問の質問事項は3点からなっております。自主防犯について。子育て支援について。3、少子化対策についてです。

それでは、質問の要旨について述べさせていただきます。

自主防犯について。自主防犯、青色防犯パトロール略して青パトと呼んでいます。正式名称は青色回転灯装備車といいます。

1、上牧町内で青パトによる自主防犯活動を行っている団体について、その団体数、人数等を教えていただきたいと思っております。

2番目に、日本財団には、青パト、軽自動車の購入資金を助成する制度がありますが、その問題点についてお伺いいたします。

3、安全・安心なまちづくりにはどうしても経費がかかります。特に、子どもたちを守るためには地域の力が必要であります。学校、地域、役場が連携しこの日本財団の助成制度を利用してはどうかと思っておりますが、町当局の考えを聞きたいと思っております。

次に、子育て支援についてです。上牧町の3つの小学校で行われている学童保育について。

1、平成27年度に行われる学童保育の内容について詳しい説明を求めます。

2番、保育時間中にはどのようなことが行われるのか、学校開校日と長期休業日に分けて説明を求めます。

3、保育時間は午後6時までである。もし保護者の迎えがおくれるときはどのような対応を行うのかをお尋ねいたします。

4、保育時間は午後6時までであるが延長を考えてはどうかという質問でございます。

次に、最後になります。少子化対策についてです。

平成26年6月定例会で上牧町の結婚活動、婚活への取り組みについて一般質問を行いました。少子化対策は今後の日本にとって非常に重要であります。上牧町の婚活、街コンへの今後の取り組みについてお尋ねいたします。

以上です。再質問は質問者席で行わせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(服部公英) 康村議員。

○1番(康村昌史) それでは、1番の青パトの団体数、人数等を教えていただきたいと思

ます。

○議長（服部公英） 総務課長。

○総務課長（阪本正人） 1つ目の団体数でございます。団体数につきましては15団体、人数につきましては約200人です。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） よくわかりました。

それでは、2番目の日本財団が行っている青パトの助成制度について少しお話しさせていただきます。

日本財団が青パトの助成事業を行っているんですが、その対象団体は青色回転灯を自転車に装着して適正に自主防犯パトロールを実施することができる団体であることの証明書を所持している団体であること。補助率と助成金額につきましては、補助率は事業費総額の80%以内で、助成金の上限額は130万円。対象となる主な経費は青色回転灯を装備の新車、白の軽自動車の購入代金及び日本財団指定の車両塗装の経費約20万円となっています。ただし、任意保険、ガソリン代、車検代等は対象外になっています。つまり維持費の問題です。

また、日本財団は2012年から毎年全国青パトフォーラムを行っています。この内容は約1時間の自主防犯に関する基調講演があり、その後、参加者が各分科会に分かれて自主防犯の問題点、例えば人材育成、費用の捻出方法など、各種自主防犯団体が抱えている問題点について議論するという内容であります。

そこで、その問題点といいますのは、青パトの活動を継続していく上で永遠の課題である活動費についてである。参加した団体のほとんどは燃料費等に係る経費のために毎月10万から15万円を必要としており、さらに車検や保険料等のために貯金を行う必要があり、やはり月々約20万円の経費が必要であると見込んでいる。しかし、子ども会等の町内会に参加する住民が少なくなっている中、自治会からの補助金も余りもらえないことが多い。また、行政からの補助の多くは備品等に限られているため、毎日の燃料費や車検等の経費については自己負担で繕わなければいけないという。

以上がこの分科会での問題点であります。その問題点について上牧町はどのようにお考えですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 確かに自主防犯活動によります防犯の抑止というのは非常に効果があると、これは町としても十分認識をいたしておりますし、また活動されている団体につい

ては感謝もしているところでございます。

その中で、今おっしゃいましたように、相当な費用、ランニングコストと申しますか、総費用がかかっているのも承知をしております。ただ、この部分の運用と申しますか活動については、ほかの団体のいろいろ事例を見ているとボランティア活動でされていると。その費用についてはいろんな賛助団体または寄附等の中で賄われているという部分がほとんどかなとは聞いております。

今おっしゃるように、町が今どうやというふうな話はなかなか難しいところではございますけれども、今おっしゃるように子どもさんの生命、命を守るという部分については町もあわせてそういうふうな部分の中で賛同しながら活動を進めていくのも当たり前の話かなと思っております。ですんで、費用についてはどうというのは今この中ではどうやこうやという話も難しい部分はございますけれども、そういうふうな子どもさんの命、生命等の部分について、防犯の抑止活動に対して町として何らかの形の分は考えていかなければならないかなとは今思っているところでございます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） この財団、日本財団の青パトなんですけど、維持費については面倒見切れないと。行政側がそれを出すというのは、私、本当にそれはいろんな問題があると思えます。

そこで、次の3つ目の内容に入るんですけれども、つまり消防庁の自主防災組織の手引きの中に自主防災組織も防災活動だけを行うのではなく、地域のコミュニティとして地域のさまざまな活動と防災活動を組み合わせること、同時の消防団や地域のさまざまな団体と連携することが活動の活性化や継続につながっていきますと。つまり、ふだんからの地域での活動や連携が防災活動にとって重要な要素であると。つまり、私は、自主防災と自主防犯は僕は同じように捉えていますので、学校、地域、役場が連携しなければならないと考えています。そこで、先ほどの防犯パトロールの補助金のことについてですが、学校を拠点として日本財団の青パトを導入するというのはいかがですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 今ご意見をいただいた件でございますけれども、学校の部分について、私、所管ではございませんのでその辺は何とも言いかねますけれども、確かにおっしゃるように地域と学校そして自治会、自治会と申しますか自主防犯団体と防災団体、今おっしゃいましたように、自主防災と自主防犯には兼ねて活動されておる上牧町の団体さんはたく

さんおられます。それは、今、康村議員がおっしゃるように、その部分は2つあわせて1つの団体であるのかなとは思ったりもしております。

ですので、学校拠点というふうな話ではございますけども、それは学校施設の管理の教育委員会またPTAまた学校等の先生方等のいろいろ協議も必要かなとは思いますが、三位一体といいますか、その地域の中でのそういうふうな部分の団体さんが一緒になってするのは必要ではないかなとは思っております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） わかりました。今後、教育委員会の方で考えていただけたらと思います。

それでは、次の質問をお願いいたします。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） それでは、学童保育についてですが、平成27年度の学童保育の募集案内を少し読ませていただきます。学童保育についてと。

1、保護者、両親またはこれに準じる方が昼間常に不在のため放課後の家庭保育に欠ける小学1年生から3年生の児童が対象です。平成27年度から長期休業日、春季、夏季、冬季のみ小学4年生から6年生までの児童も対象となりますと。

2番目に、保育時間は次のとおりです。学校開校日、放課後から午後6時まで。学校休業日、午前8時半から午後6時まで。ただし、学校休業日のうち、夏季、冬季、春季休業日は午前8時から午後6時までと。

4番目に、学童保育所は保護者のお迎えが必要でと。

間を飛ばしまして、9番に説明会にスポーツ安全保険料800円をお持ちくださいというふうに書かれております。

それでは、平成27年度から始まる学童保育について説明を求めたいと思います。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 今、康村議員、お読みになった内容がそのものでございます。

今言おうとしていたことでございます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） それでは、平成27年度から長期休業日のみ小学4年生から6年生も参加されると。これは本当に子育て支援で私は何も反対もありませんし素晴らしいことだと思っておるんですが、学童保育というのはあくまで子どもたちの保育だという教育ではないという考え方ですね。

そこで、学校開校日は約2時間ほどですので学童保育であるから余り僕は問題はないと思っているんですが、長期休業日、時間が長いですし期間も長い。そのときに一体どのような方針で学童保育を行うのかをお尋ねいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 長期休業日に関しましては学校開放日と同様に、基本的な生活習慣の確立、自由な勉強、制作及びお楽しみ会、外遊び等、各学童保育所の指導員により施設ごとに特色のある保育を実施しています。また、毎月の誕生日会や紙芝居の読み聞かせによる防災意識の向上、火災、地震、不審者対策の避難訓練を定期的に行っております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） 先に、私、読ませてもらったんですが、対象児童、保護者、両親またはこれに準じる方が昼間常に不在のためだそうです。という方が対象になっているということは、私は、現在、特に家族とのきずな、団らんが希薄になっていると私は最近そのように思っています。家族との団らん、会話を楽しむ時間が僕は今家族にとっては必要と考えているんですが、長期休業日は午前8時半から午後6時まで十分な時間がある。保育だけでなくそこで教育も行えるようなシステムを導入していただきたい。つまり、学童保育終了後は家族との団らん、会話等に時間を僕は使うべきだと思っています。そんな長時間、長い間、長期休業日の長い時間の中で保育、保育というんでしょうか、やはり教育も取り入れていかなければならないのではないかと考えているんですが、その辺についてはいかがですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 学童保育については現在指針が示されておりますので、その中で事業内容が決められているところがございますので、今言われました康村議員のおっしゃることもよくわかりますので、その辺についてはいろんな関係機関とも協議しながら考えていきたいなと思っています。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） よくわかりました。

それでは、3つ目の保育時間が午後6時までであると。もし保護者の迎えがおくれるときはどのような対応を行うのかをお話しいただきたいと思います。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） もし保護者の迎えがおくれるときはどのような対応かということですけども、保護者の迎えがおくれるケースは事故等によりやむを得ない理由で年に一、

二回程度あり、迎えの時間は厳守されておりますけども、もしおくれたときは保護者と連絡を取り合いながら保護者が到着されるまで指導員がお預かりしております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） わかりました。

それでは、4番目の保育時間を午後6時までと決められましたが、延長を考えているのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 延長につきましては、ニーズ調査の、子育て支援の計画を立てるに当たってニーズ調査をさせていただきました。その結果で、5時が希望時間ということで最も多くありました。8時の終了時間はニーズが余りございませんでしたので、済みません、18時以降というのはニーズが余りございませんでしたので、終了時間につきましては今後のニーズをきめ細かく見据えながら検討も加えていきたいなと思っております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） ニーズ調査のためにアンケートを行ったと。それは毎年行うんですか。その辺だけ教えていただきたいと思います。

○議長（服部公英） 福祉課長。

○福祉課長（藤岡季永子） 部長が申しましたニーズ調査でございますが、子ども・子育て事業計画策定に当たっての昨年度にニーズ調査を行ったものでございます。

ふだんの1年に1回のニーズ調査は学童保育所の現場の中で利用されている保護者からニーズ調査を実施しております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） わかりました。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） 最後の少子化対策についてです。

上牧町の婚活への取り組みについての質問ですけれども、1995年のエンゼルプランに始まった政府の少子化対策では合計特殊出生率は思うように回復しないと。そこで、平成26年6月に自民党の骨太の方針に少子化危機突破のための緊急対策を着実に実行すると盛り込まれました。安倍政権の少子化に対する本気度がわかります。今回の少子化対策は3本の矢を柱に行われます。

1 本目は子育て支援、待機児童の解消やお子さんの多い世帯への支援。

2 本目は働き方改革で、子育てと仕事の両立支援や男性の働き方の見直しである。

この2本の矢は従来と変わりませんが、その対策を強化するとのこと。

今回加わったのは3本目の矢です。結婚、妊娠、出産支援にも重点を置くとのこと。

そこで、私は平成26年6月議会で上牧町の婚活への取り組みを促しましたが、その後どのように取り組まれたのかをお尋ねいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 地域における少子化対策の強化のためには、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援を行うことが重要であると考えます。

奈良県におきましては、奈良結婚応援団事業の婚活支援イベント等で安心感のある出会いの場の提供並びに結婚応援セミナーの開催を実施されています。当面、上牧町といたしましては県の事業の情報をインターネット、ホームページなどに掲載しながら進めていきたいと考えております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） 地方創生、まち、ひと、仕事、これを担当する石破大臣が平成26年12月に自民党の婚活、街コン推進議員連盟が主催した鉄道コンに出席されました。鉄道コンに参加された方は本当に喜んだそうです。このことから、婚活に行政が関与することは非常に大事であると私は考えているんですが、今後の上牧町、単独で何とか取り組んでいただけないかという要望でございますが、いかがですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 今のご意見を受けまして検討していきたいなと思っております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） わかりました。ありがとうございます。

以上で、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、1番、康村議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○議長（服部公英） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでした。

散会 午後 3時04分

平成27年第1回（3月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成27年3月17日（火）午後 1時開議

第 1 一般質問について

4番 富木 つや子

2番 長岡 照美

8番 木内 利雄

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	康村昌史	2番	長岡照美
3番	辻誠一	4番	富木つや子
5番	石丸典子	6番	堀内英樹
7番	吉中隆昭	8番	木内利雄
9番	芳倉利次	11番	東充洋
12番	服部公英		

欠席議員（1名）

10番 吉川米義

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	田中一夫
教育長	浅井正溢	総務部長	池内利昭
都市環境部長	西山義憲	都市環境部理事	高木雄一
住民福祉部長	竹島正貴	保健福祉センター館長	下間常嗣
水道部長	杵本和敏	教育部長	竹島正智
政策調整課長	藤岡達也	総務課長	阪本正人
環境課長	田中雅英	福祉課長	藤岡季永子
生き生き対策課長	高田健一	教育総務課長	為本佳伸
社会教育課長	吉川淳		

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長 磯部敬一 書記 山下純司

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（服部公英） こんにちは。ただいまの出席議員数は11名です。吉川議員より連絡があり、通院のため、欠席です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎議事日程の報告

○議長（服部公英） それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。



◎一般質問

○議長（服部公英） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。



◇富木つや子

○議長（服部公英） それでは、4番、富木議員の発言を許します。

富木議員。

（4番 富木つや子 登壇）

○4番（富木つや子） 皆様、こんにちは。4番、公明党、富木つや子でございます。

議長の許可が出ましたので、先般通告しておりました内容に従いまして、一般質問をさせていただきます。

その前に、きょうは、午前中、第二中学校の卒業式に出席をしましてまいりました。穏やかな春のお天気に恵まれまして、上牧二中では91名の生徒が学校を巣立っていきました。また、

本庁においても本年4月に退職をされます職員の皆様がいらっしゃいます。長い間本当にご苦勞さまでございました。私も大変お世話になりました。退職後も健康に留意されて、ご活躍をお祈りを申し上げます。

それでは、通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。通告項目は大きく1、地方創生、2、高齢者問題の2点についてお伺いをいたします。

それでは、1番目、地方創生について。2008年に始まった人口減少は社会に与える影響は大きく、人口減少に伴う高齢化の結果、経済規模は縮小し、経済の縮小が人口減をもたらす悪循環に陥ると言われています。一方で、東京首都圏への人口流入が進み、地方の人口減少に拍車がかかると指摘もあります。日本を元気にするための最重要テーマは地方創生です。このような背景を踏まえた政府のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンと総合戦略は、こうした人口減少の歯どめをかけ、地方の活性化を推し進めることで活力ある社会を再構築していくことを目指しています。

長期ビジョンでは人口減少の基本的な観点として、1、東京一極集中の是正、2、若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現、3、地域の特性に即した課題の解決の3点を挙げ、地方創生で人口減少に歯どめをかければ、2060年には1億人程度の人口が確保されると展望しています。

次、総合戦略では基本方針として、1、地方での安定した雇用の創出、2、人の流れの転換、2、若者結婚、出産、子育てに対する希望の実現、4、時代に合った地域づくりの4つを柱にしており、PDCA、計画、実施、評価、改善のサイクルのもとで、効果を検証しながら改善を行う方針を示しています。

これまで公明党は、地域に住む人に光を当て、その人が力をつけ、輝き、そこに仕事が生まれるという流れが重要だと訴えてまいりました。まさに地方創生は、人が中心であると明確に位置づけられました。そして、いつの時代にも日本を変えてきたのは地方であり、地方創生においても、今後、地方公共団体みずからが考え、責任を持って、国の長期ビジョンと総合戦略を勘案して、2015年度までに地域の実情を捉えた地方版の人口ビジョンと地方版総合戦略を策定することになります。大変な作業になりますが、我が町の取り組みについて、次の点をお伺いいたします。

国の長期ビジョンと総合戦略についての町長の見解をお願いいたします。町の人口ビジョンと地方版総合戦略策定の方向性と体制、既存の総合計画との整合性についてお聞かせください。

2番目は高齢者対策、①認知症についてお伺いいたします。高齢化に伴い、認知症の人が今後急増する中、国は初期段階で支援を強化するため、認知症対策を総合的に進める新たな国家戦略、認知症施策推進総合戦略を策定いたしました。同プランは、省庁横断で認知症対策に取り組むとした初の国家戦略で、全て団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症高齢者の数が12年の462万人から700万人に達するとの見通しを提示。認知症患者ができる限り住みなれた地域で自分らしく暮らし続けられる社会を目指すとの基本的な考え方として、1、認知症への理解促進、2、適時、適切な医療と介護の提供、3、予防、診断、治療法の研究、開発など5つの柱が挙げられています。今後の取り組みとして、認知症の現状と上牧町の取り組み、認知症サポーター取り組みの展開、初期集中支援チームの設置について、お伺いをいたします。

②買い物支援についてお伺いいたします。農林水産省が平成24年11月に全国の市町村を対象に実施した食料品アクセス問題に関するアンケート調査では、近年、飲食料品店の減少、大型商業施設の郊外化等に伴い、過疎地域のみならず、都市部においても、高齢者を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる消費者がふえてきており、食料品の円滑な供給に支障が生じる等の食料品アクセス問題が社会的な課題となっているとあります。町内においても、大型スーパーによりにぎわいを感じる一方で、昨年、長年営業のスーパー2店舗が撤退してから、特に高齢者の多くの方が買い物に大変困っている現状があります。買い物弱者の現状、実態について、町長の見解と対策についてお願いをいたします。

質問内容は以上でございます。再質問は質問者席で行ってまいります。ご答弁よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（服部公英） 町長。

○4番（富木つや子） よろしくお願いをいたします。

○町長（今中富夫） お尋ねのまち・ひと・しごと長期ビジョン、国が示しております長期ビジョンでございますが、このことにつきましては、何年も前から地方を活性化しようということで、いろんな交付金でございますとか、考え方が示されておりました。本格的に今、地方創生ということで、国が本腰を入れているという形になっております。それぞれがまち・ひと・しごとということでございますので、それぞれのまちで特徴のある観光でございますとか、それとあと、大型企業誘致でございますとか、そういうものを含めながら、税収の確保でございますとか、それから人口の、人の流入を図っていこうという考え方でございます。

上牧町におきましては、最近いろんなところで話もさせていただきますが、上牧町の場合は観光という特色もございませんし、大企業を誘致するというほどの土地の余裕もないわけでございます。全ての自治体が観光、大型の企業誘致というようなまちづくりをすべてが、やっていくということにはなかなかないだろうなというふうに私としては考えております。

上牧町は目指すところは、例えば、奈良県内でも企業誘致、今、実際図っておられるところがたくさんあるわけでございますので、そういうところに勤めに行かれる人たちの安心して暮らせるまち、こういうことを上牧町は、しっかりと目指していく必要があるのではないかとこのように考えております。

それと、当然、子どもの数が今、少なくなってきたおわけでございますので、上牧町としても、子育て支援として医療費の無料化でございますとか、学童保育でございますとか、もう1つは、発達障害の子どもさんの教育でございますとか、いろんな分野で今進めておりますが、これがすぐさま子どもの出生人数のアップにつながっていくのかと、決して私は、そういうことにはすぐさまならないだろうというふうに考えております。

これは、民間の企業の考え方、そういうものもしっかり協力をしていただかないと、我々公務員の場合は、産前産後育休ときちっと法律で定められて、当然それに従っておるわけでございますが、なかなか民間企業の場合は、そうはいかない部分がたくさんあるのではないかと。結婚をして子どもを産んでも、またその会社へ戻れるとこういう体制づくりが全員でやる必要があるのではないかと。そうでなかったら、極端に言えば、女性の方が退職をして引きこもってしまう。うまくいっても近くでパートで勤めるというようなそういう形態にしかならないのではないかと。そういうことでは本来の地方創生につながるのかなと、私としてはそういう危惧も持っております。国の方で今、交付金を各自治体に交付をして、それで地方の自治体、当然、自治体だけではないわけでございますが、そういう中でいろんな制度を構築したとしても、なかなか民間と歩調を合わせることでなかったら、地方創生は進んでいかないのではないかとこのように考えております。

それと、子どもを産んで育てるということで当然あるわけでございますので、そのことについては、やっぱり核家族化が1つ、出生が進まない大きな誘因ではないのかなと。しっかりと家族の中で、いろんな考え方があるわけでございますので、家庭、地域、それと教育、我々の行政、それと民間企業、こういうものがしっかりと手を取り合った形で進めていく必要があると、そうやすやすと子どもの数が、人口がふえるということにはなっていないの

ではないかというふうにも考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） ありがとうございます。今、町長の方に長期ビジョン、総合戦略ということでお尋ねをさせていただきました。

今、話の中で、長期ビジョンというのは、人口の減少の状況を踏まえて今後取り組むべき将来の方向性、それから、総合戦略といいますと、長期ビジョンで示された方向性を実現をしていくということで、15年度を初年度にして5カ年の政策目標や具体的な施策をまとめたものということで理解をさせていただきました。

それと長期ビジョンの中では、内容的には、目標的には人口減少で、60年には日本で1億人程度を確保していく、また出生率を上げていく。総合戦略の中では4つの大きな目標が掲げられております。

4つの目標といっても、やはりこれは、日本全国、地域の中で、それぞれが違う状況、人口、面積、それから置かれている状況も違いますので、どこあたりを上牧町が一番実情に合ったといいますか、今後、人口ビジョンのことを見据えながら、どのような計画を立てていくのかということ、町長の話をお聞きしながら、私なりにちょっと考えていたんですけども、この中から地方におけるいろんな取り組みというのは、町長、今おっしゃられたように一筋縄ではいかないというのは、やはり子育て支援の中、また、若者支援だけでは地方創生にはなりにくいという難しい問題がやっぱり起こってくるということは、私も理解をしているところです。やはり、民間との提携をする。また、いろんな大学教育施設であるとか、それから特別な技術を持っておられる方とか、民間の方々、そういうふうないろんなグループに在籍している方といろいろと、寄ってたかってといいますか、全員でやはり取り組みが必要であるということを町長、今、おっしゃられたかなと思いますが、そういうふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） そういう理解で結構でございます。ただ、今、申し上げましたのは、私が日ごろ考えているところでございます。当然、議会の議員の方々、それと、町内でもいろんな団体があるわけでございますので、そういう団体の方々、それと若い世代住民、住民さんをいろいろ年代ごとに加入をしていただいて、いろんな意見を伺おうかなというふうには考えております。

特に、出生率を上げていくというふうに申しましても、日本は民主主義の国でございますし

て、結婚しようが、子どもを何人産もうが、人から指図をされるとそういうことでは決してうまくいかないわけですので、それぞれがやっぱりそういう考え方になっていく、こういう行政というのか、そういう施策が私は一番重要ではないのかと。若い方たちが、計画でつくったから、夫婦で何人の子どもの産みなさい、また「あんたは結婚していないからあかんやないかい」と「結婚しなさいよ」と、こういうことが、やっぱり、これは自由社会でございますので、強制することはできないわけですので、先ほどから申し上げておりますように、そういう風土をしっかりと作り上げていくこと、これがやっぱり大事なのではないか。そういうところに立って長期ビジョン、しっかりと立てていくと。その中でも子育て支援、それと特に、これから空き家対策、こういうものをどう利用していくのか、大きな柱になっていくというふうには考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） ありがとうございます。やはり私も、今、町長、おっしゃいましたように、個人の自由な決定に基づく結婚や出産には、数値目標を挙げるということは、あまり適切ではないかなというふうにちょっと思ったりもいたしております。この点は、今回は、若者の希望が実現ですから、希望していることが実現していった出生率につながっていくということだとこのように理解をしています。

今、町長、るるおっしゃっていただきましたけれども、町長の初日の本会議の所信表明にもありましたけれども、子育て支援、今までもずっとおっしゃってこられました。子育て支援、若者、それから高齢者の生きがいづくり、子育て支援というような教育の環境整備というようなことは、大きな柱にして、これからもまちづくりを進めていきたいというようにおっしゃってございました。その中で、今回このように、前回の一般質問でもさせていただきましたけれども、人口減少についても職員のプロジェクトチームを立ち上げられて、そこからスタートされたかと思えますけれども、その状況も含めて、それから町の実情、今後どのような施策、また計画をイメージというか、考えられて、計画を立てられて、捉えて、今後、上牧町版というのとはどのような方向性になるのか、わかる範囲で結構ですので、お願いいたします。

○議長（服部公英） 政策調整課長。

○政策調整課長（藤岡達也） 今、プロジェクトチームのことについてお尋ねです。発足の経緯といたしましては、平成26年5月に発表された人口の試算ということで、上牧町においても生産者人口、また総人口が減少するというのを捉えまして、若者が本町で結婚し、子ど

もを産み、永住をするためにはどのようなことをすべきかということで、検討いたしました。

内容につきましては、昨年の8月にこのプロジェクトを立ち上げまして、その後、6グループ、31回による協議を進め、この2月10日にプロジェクトチームの発表ということで、町長、部長等々に出席していただきまして、開催したところでございます。

以上でございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） 内容的なことは、まだこれから進めていくということになるかと思えますけれども、これからのこの地方版の総合戦略の中に組み込んでいかれると思いますが、そこら辺はどのようになっていますか。

○議長（服部公英） 政策調整課長。

○政策調整課長（藤岡達也） 今後の活用ということでございますが、平成27年から作成する人口基準、地方総合戦略等々で、若者の職員によるワークショップの開催も必要とされているので、この報告書をもとに、このプロジェクトチームによりますワークショップ、また進めていきたいと思えます。それを盛り込むことによって、今、町長が進めております安全・安心のまちづくりにつながると考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） わかりました。ありがとうございました。

では、次の質問なんですけれども、その前に済みません。今後の課題といえますか、これは、全国的に課題は同じような状況になるかなと思えます。今回の策定について、やはり自治体の取り組みの温度差が非常にあるということであると思えます。そのことで策定に戸惑う自治体、職員さんの人的な配置であるとか、そういうことで大変に苦勞をされるかなと思えますけれども、これは、政府が人口5万人以下の市町村に、国家公務員や大学の職員、また民間の専門家を派遣するという制度を4月から始めるということになっているんですが、このような人材派遣とかそういうことについては、上牧町はどのように捉えられておられますか。

○議長（服部公英） 政策調整課長。

○政策調整課長（藤岡達也） 国からの文書によりまして、今、富木議員、おっしゃいました人的補強という形で文書も参っております。上牧町におきましても、今後活用するところがございますたら、また活用していきたいと考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） やはり町内だけで、地域に在住していますと、目に見えないというか、気づかない点もありますし、いろんな発想は、外から来た方々がぼっと発想していただくということもありますし、専門的なことも大変重要になりますので、また、いろんな形で、政策策定に当たっては、いろんなことを組み込みながら進めていただきたいとこのように思います。

それから、最後なんですけど、既存の総合計画との整合性というのをよろしく願います。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） この前の一般質問の中にでも出てきておりましたが、27年度、いろんな計画を検討する年度になっております。それぞれは単独で動くというふうなことではございませんで、考え方はやっぱり1つに持っていくということで、総合計画の中にも今、申し上げておりますそのような基本的な考え方、そういうものを盛り込んだ最終的な総合計画という考え方で進めていこうというふうに思っております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） わかりました。連動しながら、かけ離れたような、整合性のないということは、やはり、まちづくりということには、本当にいろんな、これまでに必要なこと、また今後必要なことも含めた上で計画をしっかりと、いい町を目指して取り組みをお願いしたいと思います。

それから、最後ですが、これから15年度にかけて本格化するわけなんですけど、やはり、地域の戦略づくりで重要になるのが住民の声。本当に住民さんの声というのは大事かと思えます。そのようなことから、やっぱり、声を代弁する私たちもしっかりと参加をする形で、一緒に立って、取り組んで、いいまちにしていきたいとこのように思っていますので、また、私たちもそうようにご協力をさせていただきたいと思えます。よろしく願います。

以上です。

では、次、願います。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 続きまして、高齢者対策で認知症についてでございます。先ほど議員おっしゃいましたように、新オレンジプランということで、以前のオレンジプランが見直しということで、認知症施策推進総合戦略という名前に変わりました。そしてまた、認知症高齢者等に優しい地域づくりに向けてということで、先ほどご説明がありましたような

概要が示されております。また、本町におきましては、認知症への理解を深めるための普及、啓発については、シルバークラブ、介護予防サロンの総会、婦人会、JA婦人会、南都銀行、りそな銀行や町職員等に対して、至るところで講義をさせていただいております。また、毎月1回専門家に来てもらい、相談日を設けています。住民の方々が利用してくれています。窓口でも症状や受診の相談、家族への支援など多岐にわたった相談にも対応させていただいております。それから、現在、医療と介護の連携も大切になってきておりますので、プロジェクトチームを企画して、意見交換も企画しているところです。また、オレンジプランで言われているように、定期的に多種職に集まってもらい、地域の課題を洗い出し、施策に生かすため、地域ケア会議、26年度から実施しております。27年度もまた定期的に実施していきたいと思っております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） 今回の新オレンジプランというのは、これまでの認知症施策推進5カ年計画を新しく、これまでは医療と介護というのが中心でしたけれども、今回はいろいろと警察であるとか、それから社会参加、徘徊、それから財産の問題、もういろんな総合的に、包括的に支援をして対策をしていくということで、省庁横断で認知症対策に取り組むということで、そのような形になったかと思いますが、このような理解でよろしいでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 基本的な考え方は、新オレンジプランはそのとおりでございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） その中で、上牧町の認知症の方々がどれだけと申しますか、数的にはどのようなものなのか、わかりましたらお願いします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 認知症と申しましてもランク別がございますので、調査の結果でランクⅡからMというランクがございます。ちょっとこれ、わかりにくいですが。それで分けさせていただいたら、一応調査の段階では468名の方がこのランクの中に入ってきます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） 468人というのはどの程度の認知症の方々、端的に言ったらどんな方々でしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 認知症といわれるところはⅡaからございますけれども、例えば、Ⅱaでいいますと、たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などがミスするのが目立つところⅡaでございまして、それで分けていきまして、Mというのは、もうせん妄とか妄想とか興奮とかいうことで、医療機関に入院とか実施されるところでございまして、調査の段階で一番多いといいましたら、Ⅱbの服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など1人で留守番ができない、それと、Ⅲaで着がえ、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為というのが、これが一番上牧町の中では多いのではないかと思います。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） はい、わかりました。これは、何をもちって468名というのを出されているのでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 認定調査に基づいてでございます。

○4番（富木つや子） 介護保険の。

○住民福祉部長（竹島正貴） はい。

○4番（富木つや子） はい、わかりました。

じゃ、次なんですけれども、議長。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） 同プランの中では、主な施策として認知症サポーターの取り組みが入っております。大きくはその認知症サポーター、それから認知症初期集中支援チームということと、それから3つ目は、認知症根本治療薬、これは国家戦略の中で主な施策として挙げられておりますが、上牧町についてはこの認知症サポーター、きょうは、私はそのサポーターと集中支援チームについてお伺いをするわけですが、まず、この認知症サポーターですね。この認知症サポーターということについて、ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） サポーターといえますと、いろいろございまして、上牧町では平成19年度から認知症サポーター養成講座、不定期に開催しております。それで、現在430名の方に受講していただいております。それと、主にシルバークラブや銀行などに行き、地

域包括支援センターが出向いて、講座を実施させていただいて、終了後は自分たちでできることを考えてもらっているということなので、いろんなサポーター体制がありますので、認知症の方が町で徘徊とか見かけられたらどうしたらいいのとか、軽い方から重たい方ございますので、いろんなサポーターのやり方がありますので、ここではちょっと詳しくは申し上げるのはちょっと控えさせていただきたいと思います。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） 認知症サポーターということですが、何か特別なことをすることではなくて、認知症について正しく理解をするということが、私、大事ではないかなと思いますので、偏見とか、それから家族を温かく見守る、応援者として自分ができることの範囲で活動をしていくということに理解をしているんですが、そのような形で結構ですか。よろしいですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） そういうお考えで結構です。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） 認知症サポーターキャラバン隊は、今、全国で100万人を養成するというところで、全国に展開をされています。100万人の目標は平成21年5月に達成されましたが、平成26年度までに400万人、平成29年度末までに600万人を誕生させるという新たな目標、今回のこの新オレンジプランで目標が挙げられました。最終的には800万人に目標が引き上げられているということで、平成26年12月末までに全国で508万329人、それから、奈良県では4万1,114人ということで、サポーターが養成されるということですね。

これは大変重要なことでもありますし、やはり、今、私なりに説明をさせていただきましたけれども、やはり認知症の方々の理解を深めて、理解をしていくということ、それから、温かく家族を見守りして応援をしていく、いろんな形がありますけれども、やはり今、高齢者の方々が、シルバーの方々が、子どもさんの見守り隊をよく、本当に温かく子どもを見守ってやっていらっしゃる。この点についても、数ということでは、数の評価をすることではないんですけれども、やはり、学校教育の中でもこの認知症サポーター養成講座、いろんな形を今、全国展開されておりますので、学校の方でも子どもたちに認知症の理解ということをお教えるということも教育の一環ではないかなと思います。きょうは、福祉の部分の高齢者対策ということで質問させていただいておりますので、また、教育との連携ともしていただきたいなと思います。

奈良県内の市町村別のキャラバンメイト数、認知症サポーター数ということが、これ、奈良県の高齢者のインターネットから出したわけですが、奈良県のものであります。上牧町、王寺町、広陵町、河合町、これ、奈良県内ずっと市町村が載っていますが、近隣においては、やはり高齢化率が上牧町27.3、王寺が25.5、広陵21.2、河合が31.8ということで、高齢化に伴って、やはり、こういう取り組みも進めていかなければならないとこのように重要性として思っているんですが、上牧町はサポーター数が328名、サポーターメイト数が334名。王寺町なんかはサポーター数が1,500人いるんですね。あわせてメイトのサポーター、活動している人も1,500人ということではしゃいます。広陵町は700人、それから河合町は800人。これ、数だけ見るとどうなのかなという。活動的な中身までは見られません、わかりません、理解できませんが、ざっと見た感じはこのような形なんです、この点については、上牧町、活動的にはどうなのかなとちょっと思ったんですが、その点、お願いします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 先ほど申し上げた認知症サポーターの養成講座、徐々に進めておまして、ここへ、キャラバンメイトに報告している数は少のうございますけども、先ほど言いました430名の方、受講させていただいておりますし、また、26年度の取り組みといたしましては、上牧町の企業さんにそういう理解を深めていただくということで、銀行なりとかスーパーなりとかへ出向きまして、職員の方にそういう講習などを地域包括支援センターの方から出向いてやっているのが現状でございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） 認知症の方を応援しますよということで、上牧町内でもこの新オレンジプランにそういうふうな項目が挙げられているから、目標があるからということではなくて、やはり、地域の中の上牧町の高齢者の方々へのそういうふうな応援、また見守っていくということで、重要なことと捉えて、今後、皆さんで支援をしていくというか、活動を展開をしていくことが重要であると思っておりますので、また、その点については取り組みをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 認知症のこと、なかなか、住民さんの理解も難しいところもございまして、住民の立場になって、これからそういう啓発活動を進めていきたいと思っております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） 先ほども言いましたように、子どもたちにもそういうふうな認知症の方々の理解、とにかく理解をしていただくことは難しいと今おっしゃいましたけれども、理解をしていただくような取り組みをよろしくお願いいたします。結構です。ありがとうございます。

じゃ、次、お願いします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 初期集中チームでございますけども、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域でよい環境で暮らし続けられるということが、今のこの新オレンジプランの趣旨でございます。認知症の人やその家族に早期にかかわる初期集中チームを配置して、早期の診断、早期対応に向ける支援体制を構築することを目的としておりますけども、この難しいところは、構成員、3名以上の専門職となっております、1名は専門医ということでなっておりますので、なかなか先生の確保がこれから難しくなるのではないかとということで、近くに専門医としては、ハートランドしぎさん、ございますので、そこの先生方ともご相談しながら、また、1町では無理なようでしたら、また王寺周辺広域7町でそういうチームの編成もできないかなということで、いろんな方面から検討をしていきたいなと思っております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） これは医療関係とか、また、いろんな専門家で構成するという一方で、大変難しいのではないかなとちょっと思っているんですけども、これは地域包括支援センターの方に設置をすることになりますか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 設置するんですしたら地域包括支援センターが適当だと思いますねんけども、国の概要とか見ましたら、委託してもいいよということもなっておりますので、その辺、先ほど申しましたように、専門医さんを1名入れなくてはならないということなので、その辺の課題がちょっとあります。それとまた、集中的に、おおむね6カ月に1回、家庭訪問などしていくような形になっておりますので、広域でも考えて、できたら、それは1町で、地域包括支援センターで3名の方の雇い上げっていうのか、来ていただいてやりたいのですねんけども、その辺はちょっとこれからの課題かなと思っております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） そうですね、やはり広域となると、目が届きにくいとか、手厚い

というか、やっぱり現状が把握できないような状況になるとちょっと感じるんですね。だから、どちらかといえば望みは1町で進めていくということが本当に大事ななところとちょっと思うんですけども、これ、平成18年度から市町村で実施ということにうたわれているんですけど、この点はどうなんでしょう。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 地域包括支援センターが設置されたということで、そういうことが示されていますねんけども、なかなか現状としては、どこも進んでいないのが現状だと思っております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） しかしながら、やはり、認知症の方々の早期診断、また早期対応をしていくということで、今回この大きなオレンジプランの中での集中チームというのは目玉になっていると理解しているんですが、大変難しいことだけれども、やはり、その内容に沿った状況等の見きわめをしながら、上牧町でもやはり、今できることということがあると思いますが、その点についていかがですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 新しくこの新オレンジプラン、国が示してくれましたので、今まで進んでいなかった市町村の背中を1つ押ししていただいたような思いがしておりますので、これを機に、認知症のチームとか集中チームとか認知症の対策について、1つ前に進めたらいいなという考えで今おります。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） はい、わかりました。社会の中で、医療、介護、またそういうことは本当にスピードがもうぐんと早くなって、国の施策も打ち出しはありますけれども、やはり地方で、自治体で人材不足等々で、やはり設備の関係であるとか、そういうことが一番迫っているといけないというのが現状だと思いますが、課題はそこあたりかなと思うんですが、ほかの課題も含めてお願いいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 先ほども言われたように、2025年の人口減少問題もございまして、75歳以上の人口が伸びて介護する人口が減るとするのは、もう今、示されておりますので、介護する人が少なくなるのは当然でございまして、地域の資源をどのように活用して、住民主体とかそういった地域づくりを行っていくのがこれからの課題だと思っております。

ます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） はい、わかりました。新オレンジプランについては、今後も総合戦略、また、今回6期の介護保険事業計画の中に認知症対策、入ると思いますので、そういうあたりも含めた上で進めて、上牧町でも、やはり、認知症の方も住みなれたところで健康に住んでいただくということが趣旨ですので、お願いをいたしたいと思います。ありがとうございました。

次。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 買い物支援でございますけども、これ、総合的に考えまして、また介護保険制度の中で新しい総合事業、27年度から始まります。その中で生活支援体制整備事業ということで、地域の資源の開発ということで、資源を開発していかなければならないということで、町内の事業所さんにアンケート調査をさせていただきまして、その中で、内容でございますけども、ファックスで注文できないかとかインターネットで注文できないかとか、買われた品物を配達してもらえないかという内容でございます、そういう内容でちょっと地域資源の開発の調査を行ったところでございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） この買い物支援については、昨日も議員の方から質問がありました。私も地域の中でいろいろと皆さんとお話をする中、やはり、この問題が「とにかく何とかしてよ」というようなお声をたくさんお聞きしましたので、きょうは質問をさせていただいたところです。

やはり、買物が困っている方々についてはたくさん、本当に困っていることは何なのかという調査を、限界集落に限らず市町村でこれをしているところがありました。これは徳島県の方でされているみたいなんですけど、やはり、何に困っているのといったときに、病院や医者に行くのが困難ということが1位を占め、続いて、買物に困っているということが上位を占めておりました。地域によってはコミュニティーバス、上牧町においても祝祭日もバスを運行していただき、高齢者の方々の支援をしていただくようになりました。やはり、こういった本当に必要なことというのは、身近な病院に次いで、買物ができないということでありまして、移動スーパー、そういうふうな移動販売ということが切に求められています。

それはなぜかといいますと、そのときに必要なものを見て買いたいということと、それか

ら、注文書で一括購入しますと、注文書だけで外に出ない。それから、注文書の記入のトラブルが起こる。そうすると大きな問題に発展していくというようなこともありまして、やはり忙しい方が一括購入をされるというような状況が多いかなとちょっと思うんですが、また、高齢者の方々でも、今、万代もなくなりましたけれども、万代ぐら이었다ら何とか時間をかけてゆっくりぼちぼち歩いていけるという方が多くいてらっしゃいました。しかしながら、やはりイオンとかアピタまでというのは、もうなかなかそこまでは行けないというのが現実だと思います。

滝川にちょっと知り合いがいてまして、移動スーパーをされております。ちょっとお声をかけさせていただいたんですが、やはり、香芝、上牧、広陵、三郷、河合町にずっと回っておられて、冷蔵庫を積んで、野菜もお肉もお魚も全部あるんですね。いや、もうこんなんですということをお話しすると、「自分ここはもう手いっぱい回れないのが現実や」っておっしゃっていたんですね。だから、そういう方々が本当に行ってあげるよと言ってくると一番解決になるんですが、そういうわけにはちょっといかなかったみたいで。

今回、今、買い物支援対策事業補助金というのが創設をされて、補助金を交付しているところも、これも徳島県で移動スーパーに対してそういうような支援をしているということも事例もございます。寝屋川でもそういうことが始まっておりまして、もうこれからはやはり、そういう、やっぱり支援って、補助金といいますか、交付金といいますか、それを使って、何とか今回のまちづくりの中の交付金で、地方創生の交付金で何とかそういうような方々を新しく事業を開拓するとか、そういう方々についての資金とか、そういうことを交付できないのかということをちょっと考えたりもいたしていますが、その点、町としてのお考えみたいなものは、きのうもいろいろとございましたので、ほぼ聞かせていただいているんですが、ほかにあればお願いいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） きのうも東議員から地域づくりということで、話をいただいておりますので、また、そういった移動スーパー、するにいたしましてもする人、補助金はございますねんけども、するにしても免許証が要るとか保健所の方で制約もございまして、移動スーパーで売るにしたかて、肉でしたらパックで売らなくてはならないとか、魚もパックとかいう、包丁を使ってはいけないとかいろんな制約がございまして、そういう人を見つけて、誰かにしていただけるのが一番ありがたいなということで、町としても今考えているところでございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） そしたら、現に今、移動スーパーをなさっている方がその地域に行きますよということは何ら問題はないということですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） その場合でも保健所の許可が要りまして、保健所でその地域を回るということで申請しなければならないということになっております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） 行政介入がどこまでできるかということも大きな問題になりますし、しかしながら、現実には、今お話をさせていただいたような現状でもあるということですよ。だから、やっぱり、これからはそういうことに対しても何かいい方法があれば、それこそみんなで、また考えながら進めていかなければならないことだと思います。

やはり1つは、その買い物ということもあるんですが、やっぱり高齢者の方が機能低下につながっていくということでは、団地なんかは特に、ドアを閉めてしまうとなかなか外に出られない方々が、これからそういう買い物ができないという状況の中で起こってきます。そうすると、また、介護が進んでいたりとかそういうあたりの問題もかかわってきますので、そういう高齢者の方々が、今そういうふうな状況にある方々に対しての、ちょっと外に出ていただけるようなそういうふうな対策も、これからは買い物以外でも必要ではないか。これから介護保険の6期の中で、カフェ、ありますよね。そういうふうなこともされると思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 今、言われましたように、そういう移動スーパーの方にしても、まだこれからいろいろ探していきたいと思っています。また、これから介護保険の面では、住民主体ということで、地域にいろんな資源がございますので、サロンとか趣味の教室とかいろんなのがございますので、それをなるべく行政が後押しさせていただいて、介護予防、地域づくりにつながるような施策を行っていききたいと今考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） はい、わかりました。いろんな多岐にわたってのまちづくり、自治体の中のやっぱり取り組みのまちづくりについては、本当に創意工夫、それからあと、いろんな資源を使ってまちづくりを進めていくということが大きなポイントになるのではないかなとこのように感じております。また、高齢者対策についてもいろいろとご苦勞をおかけいた

しますが、上牧町で高齢者の方、元気で住んでいただくという意味でもまたよろしくお願
したいと思います。

じゃ、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、4番、富木議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は2時といたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時00分

○議長（服部公英） それでは、再開いたします。



◇長岡照美

○議長（服部公英） 次に、2番、長岡議員の発言を許します。

長岡議員。

（2番 長岡照美 登壇）

○2番（長岡照美） 2番、公明党、長岡照美でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして一般質問を行わせていただきます。

ことは3.11の東日本大震災から4年、6,434人の命を奪った阪神淡路大震災から20年を
迎えました。この3月には、仙台市で国連防災世界会議が開かれ、国際的な防災協力につ
いて議論されています。国連防災世界会議はおよそ10年ごとに開かれ、3回目の今回は、防災
対策への関心の高まりから、初めて首脳級の会合となり、国連に加盟するほぼ全ての国が参
加して、14日から仙台市で始まりました。期間中は、仙台市内を中心に関連のシンポジウム
や講演会が開かれ、延べ4万人以上が参加する見込みでございます。東日本大震災の被災地
からの教訓や復興の現状を世界へ発信します。自然災害の絶えない日本で暮らしていく上で、
災害からいかに命を守るか、常日ごろからの防災意識が大切と考えます。阪神淡路大震災、
東日本大震災の教訓から防災意識の向上の取り組みについてお伺いいたします。

1、防災教育について。公明党は、さきの衆議院選の重点政策で防災教育の教科化を挙げ

ました。学校での防災教育を充実させることは各家庭での防災意識を高めることにつながり、それが地域の防災力を向上させることになるからでございます。子どもを通じた防災意識の啓発であります。①本町の教育現場における防災教育の取り組みについて伺います。

2番目に、防災の観点からの空き家対策について伺います。上牧町におきましても高齢世帯や核家族世帯の増加、また人口の減少などで目に見えて空き家がふえております。空き家が放置されることは、防災の観点からも地域住民、また近隣に接する住人が少なからず不安に思っておられます。一般住宅地域にある空き家の現状把握と危険な空き家の対策について、防災の観点から現在どのような検討をされているのか伺います。

3つ目に、公共施設の備品の地震対策についてでございます。公共施設の耐震化とともに備品の防災対策について伺います。1つ、学校の対策について。2つには公共施設の対策についてでございます。

次、4つ目に防災運動会の推進について伺います。地域の防災力を高めるには防災訓練やイベントを実施していくことが極めて重要です。町民運動会などに防災の要素を取り入れた競技種目の導入について伺います。

次に、5番目に公共施設等利用時に避難経路の案内についてでございます。公共施設等利用時に、主催者に避難誘導の事前案内を行っていただくことにより、災害発生時の避難誘導が滞りなく行われ、防災意識の向上になると考えます。ご見解をお伺います。

私の質問項目は以上でございます。再質問につきましては質問者席より行いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） まず、最初の質問ですけれども、本町の教育現場における防災教育の取り組みについてというご質問でございます。

本町では防災教育につきましては、年3回実施しております防災訓練の際に学年の実態に合わせて取り組んでおります。防災意識の一步は、自分の身は自分が守るということです。日常の教育活動でこの意識を定着させ、そのために何が必要かを考える力を育成に努めているところでございます。

1学期、2学期の訓練につきましては、主に火災等を想定した訓練でございますけれども、3学期には阪神淡路大震災の教訓化するために、1月17日地震に備えた訓練を行っております。このときには、ビデオを視聴し、阪神淡路大震災だけでなく東日本大震災のことについて

ても知ること、地震の恐ろしさ、また、そこから自分の命を守るためにどのような行動をとらなければならないか、自分で考える力を身につけさせる教育を実施しているところがございます。

○議長（服部公英） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、防災教育についてご答弁いただきました。防災訓練を年3回、1学期、2学期、3学期という形で、これは中学校、小学校ともにでございますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） はい、そのとおりでございます。

○議長（服部公英） 長岡議員。

○2番（長岡照美） なかなか関西にいてましたら、津波、また地震というても関東ほどではありませんが、やはり関東とかは、常に地震がある地域であるということから、大人の方ももちろんのこと、子どもころから避難訓練を積極的に行っているということで、上牧町でも1年間に3回行っていただいているということで、大変いいことだと思います。やはり、訓練をして体で体得すべきことだと思いますので、その方向で今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次、お願ひいたします。

○議長（服部公英） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、学校に関してお伺ひさせていただきました。ここで、上牧町として、やはり、住民の方に防災意識の向上を図っていただきたいということで、どのように計画をされて、今取り組まれているのか、その点、お願ひいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 一応先ほど教育関係の部分でご回答いたしましたけども、住民さん、家庭の啓発という部分でございますけども、これにつきましては、災害に強いまちづくり特別委員会でご協議をいただきました。『減災のてびき』というこの冊子を全戸配付をさせていただきますして、各家庭での防災の意識を啓発を図っている部分と、それと年1回程度、広報紙によります防災また減災等の特別的な部分の記事を掲載をさせていただきますして、それを見ていただひて家庭での啓発、向上という形で、現在、町としてはそういう形の取り組みをいたしております。

それと、町と協賛ではございませんが、自主防災組織での地域での防災の取り組みの中で、一応自治会、地域の取り組みとして、各家庭から出ていただひて、その部分での防災等の意

識の向上という形の取り組みも自主防災組織の中でも取り組みをしていただいております。

○議長（服部公英） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今後も上牧町の施策に防災という視点からの町民の防災力、また行政の防災力ということで、高めるような取り組みを今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは、次、お願いいたします。

○議長（服部公英） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 次に、2点目の防災の観点からの空き家対策についてお伺いしたいと思います。

近年、全国的に空き家が増加傾向にあります。防災、防犯上の観点からも問題になっていることも多々ございます。総務省の住宅土地統計調査によりますと、空き家の数は、平成25年に全国で820万戸となり、この5年前に比べて60万戸が空き家で、率で見ますと、住宅全体の13.5%にもなっております。今後、本格的な少子高齢、また人口減少時代に入る我が国におきましても一層の空き家率が高くなると予想されるところでございます。

そこで、現在、上牧町では空き家の現状把握はされているのか、その点お願いいたします。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） まず、1点目の空き家の状況の把握はされているのかということでございます。

先ほど申されました平成25年度の住宅土地統計調査の推計から、上牧町の空き家の大枠はつかんでおります。ちなみに数でございますが、住宅総数につきましては9,430戸。そのうち空き家につきましては、710戸でございます。率にして7.53%。ただ、この空き家につきましては、賃貸等の空き家も含んでおりますので、その他の空き家、通常申されます空き家といたしましては、380戸、率にいたしまして、4.03というところになっております。

それから、空き家状況の把握でございますが、空き家情報は個人情報等が多く含まれておりまして、詳細状況につきましては大変今、難しい状況となっております。

○議長（服部公英） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、お伺いさせていただきました空き家状況、また同じ空き家でも状況がそれぞれだと思いますが、すぐに危険な家屋ではないが空き家がふえていることで、ポストにチラシなどがあふれんばかりに入っていたり、また草木が生い茂って、もう見た目から長い間出入りされていないなというのがわかるような、やはり安全面で不安な声を住民さんの方からお聞きいたします。やはり、早いうちの手当てをしなければ危険家屋になる可能性

もあるかと思えます。それと同時に、やはり災害時の対応も考えていかなければならないと思えます。空き家対策にどのような検討をされているのかお伺いしたいところですが、それと、やはり危険な空き家に対しては、強制的な手法であるとか、また制度であるとか条例等が必要でないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 今のお尋ねでございますが、国におきましては、空き家等の中には、今申されましたように適切な管理が行われておらない結果、安全性の低下、また公衆衛生の悪化、環境の阻害等、多岐にわたる問題が生じているということを受けまして、本年2月26日に空き家等対策の推進に関する特別措置法を施行されております。その法律は、空き家対策について国が基本的な方針を示し、ガイドラインを作成いたしまして、全国的に取り組むように求めているものでございます。

今、防災の方で申されましたが、特にその法律の中で書かれておるところにつきましては、特定空き家等と位置づけされまして、明記されております。その特定空き家と申しますのは、倒壊等著しく保安上の危険となるおそれのある状況。また、著しく衛生上有害となるおそれのある状況、また、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状況、その他、周辺的生活環境保全を図るために放置することに不適切である状況等々がうたわれております。そのことから、防犯上、防災上もこの特定空き家等についての対策が必要であると考えておりますが、この部分につきましては今後、先ほど申しました国の方のガイドラインという形で、特定空き家等とはどのようなものかという明確に今後示されるということになっております。その示されたことを受けまして、町といたしましては、空き家対策等を今後も、対策について加速して全庁で取り組んでいきたいとこのように考えております。

○議長（服部公英） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、去年11月に成立した空き家対策特別措置法の中で、今回私が挙げさせていただきました防災の観点から、やはり危険な空き家、特定空き家の対策については、今後、条例等制定しなくても町の方で指導、また勧告、命令ができるという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 今申されたとおり、その部分につきましては、この法律の施行のただし書きで、指導、勧告、命令また強制撤去までは5月の26日からの施行となっております。そのまでの間に先ほど申しましたように、国の方が特定空き家等という位置づけをガ

イドラインで示すとそういうふうになっております。

○議長（服部公英） 長岡議員。

○2番（長岡照美） わかりました。それではガイドラインが出て、しっかりと住民さんの不安を解消するためにもお取り組みいただきたい、このように思います。

それでは、次、お願いいたします。

○議長（服部公英） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 次に、公共施設の備品の地震対策についてでございます。これ、学校の対策についてでございますが、やはり、学校施設にはピアノやエレクトーン、またテレビといった重量のあるものが整備されておりますが、やはり阪神淡路大震災のときに、被災地にある幼稚園ではグランドピアノが壁を突き破って外に飛び出してしまった事例等がございます。また、アップライトピアノはほとんどひっくり返ったといわれております。室内対策について実施しているのであれば、どういうものに対して実施されているのか、その点、お願いいたします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） まず初めに、小・中学校の学校施設の耐震化につきましては、もう既にご存じのとおり、平成27年度に上牧中学校の対策を行うことによりまして、建物の地震対策は全て完了する予定です。

学校の中の備品の対策はどうなっているかというご質問でございますけれども、既に校舎等の防災対策を実施するときに、備品の戸棚であるとかげた箱、それから書架等につきましては、転倒防止金具を取りつけるなどの対策を行っております。また、幼稚園につきましては、幼稚園の園児たちははだしで教室内を走り回る。冬でも床暖が入っておりますので、はだしであることが多いんですけども、その対策といたしましては、窓ガラス等割れた場合に飛散防止のフィルムを張りつける、あるいは蛍光灯の飛散防止キャップの取り付け等の対策は、もう既に完了しているところでございます。ご質問のピアノ等の楽器の対策について、これ、まだちょっと未確認なんですけど、これはまだ対策はできていない現状かなというふうに考えております。

○議長（服部公英） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 窓ガラスの飛散防止については、小学校、中学校、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 小学校、中学校については一部、特別支援教室等には実施しており

ますけど、一般教室、廊下等の窓ガラスには実施しておらないのが現状です。阪神淡路大震災のときに、一般の家庭ですけれども、窓ガラスが飛散して避難するときに足をけがするというようなことで、枕元にスリッパ等の履物を備えておくというのが対策の1つというふうになりましたけれども、小学校、中学校の場合は上履きを履いておりますので、避難には支障はないものと考えております。

○議長（服部公英） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 支障はないということでしたが、この窓ガラスの飛散防止についても、またお取り組みいただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次、お願ひいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 次の備品対策といえますか、オフィスの家具の転倒防止部分の公共施設という部分でございますけども、これにつきましては、施設の耐震診断からまず進めていくという基本的な考え方がございます。議員から、以前にも一般質問でございましたけれども、公共施設等総合管理計画で、公共施設等の維持管理また修繕、更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を充実、精緻化することで、それにあわせて、この備品の転倒防止の対策につきましても計画の中で検討していきたいと考えております。

○議長（服部公英） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 庁舎の耐震、今していただいているところです。また、中、備品についても今後ということでお伺いさせていただきました。やはり、庁舎の中に本当にたくさんの職員さんの方もいらっしゃいますので、本当に職員さん自身がけがをされたりとか、そういうことでは、やっぱり住民さんの方に手が回らなくなってしまいますので、ぜひ、その点、よろしくお願ひします。

また、窓ガラスの飛散防止等についても、今後、安全対策の中で、もうできるだけお取り組みいただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

結構です。

○議長（服部公英） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 次、防災運動会の推進についてお伺ひしたいと思います。

これは、いつ起こるかもしれない災害に地域を挙げて備えようと各地でさまざまな取り組みが行われているところでございます。最近広がりを見せています防災運動会もその1つで

ございます。1人でも多くの住民が関心を持って参加していただけるように競技形式で進められているということで、やはり効果も上げているということでございます。近隣では大和高田市の幼稚園で、防災行動をイメージした競技に取り組む防災運動会がありました。それはどういうものかといいますと、家族とはぐれたときに、自分や家族の名前、住所が言えるか。また、布を担架に見立てて子どもを運ぶ競技などをされております。

また、遠い北海道の留萌市、これ、調べましたら、ここが出てきたので、ちょっとご紹介したいと思います。ここでは防災を楽しく学ぶことが運動会の目的で、例えば、機械人形を使って心臓マッサージを1分間行います。これは、胸部を押す際の位置や深さなどの正確さを競うというもので、一見すると同じような動作でも機械による採点では大きな開きがあるというものです。適切な処置を行うためには1分に100回以上のマッサージが必要などと消防隊員の説明に参加された方がやはり聞き入ったということもおっしゃってございました。

また、その他、ほかのところでは、ステンレスの物干しと毛布を使って簡易担架をつくって人を運ぶリレー、また、非常食の準備競争など、もう本当にさまざまな防災を意識した取り組みがされているところでございます。

上牧町におきましても地域の防災力を高めるためにもうぜひ防災訓練やイベントを実施していただきたいとこのように思いまして、町民運動会などに防災の要素を取り入れた運動会の実施を提案したいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 町民体育祭に防災の要素を取り入れた競技種目ということでございます。住民の防災意識を向上させていくという観点からいろんな機会を捉えて、こういう防災の要素をとられた競技というのは非常におもしろい提案であるというふうに考えております。競技種目につきましては、今後、体育協会と十分に検討して進めていきたいというふうに考えております。

○議長（服部公英） 長岡議員。

○2番（長岡照美） ありがとうございます。やはり、運動会等で皆さんが防災意識を養っていただき、また、日ごろから地域の方が一体となって、効果があると思いますので、ぜひよろしく願い申し上げます。

それでは、次、お願いいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 最後の大きな5番目でございますけども、公共施設等の利用時に避

難経路の案内という部分でございますけども、これにつきましては、公共施設ですので、それぞれの施設管理をしている部分がございます。また、その部分の中で、防火管理者等々も設置しておりますけども、この質問の中で、一応発災時の初動の行動で非常口等々の事前の案内という部分につきましては、やはり、非常に大きな効果があるのではないかなと考えております。このご提案をいただきまして、今後また施設の管理者、また防火管理者等々で十分協議をいたしまして、この部分につきまして事前に主催者の方々に啓発をしていただくという部分について、協議、検討していただきたいと思っております。

○議長（服部公英） 長岡議員。

○2番（長岡照美） やはり、このような事前案内をすることによりまして、今おっしゃっていただきましたように、災害発生時の避難誘導がスムーズに行われる。また、行事のたびに案内することで危機意識や、また防災意識が高まることにつながると思います。9月にペガサスホールが開館し、多くの行事がこれから行われると思います。ぜひその際に、開館前、また開演前には避難経路の案内をお願いしたいと思います。

やはり、防災の専門家はいざというときにできるのは2割、また、段取りや事前の準備が8割とこのようにおっしゃっております。今後とも防災意識の向上にお取り組みいただきますようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 今、ご意見をいただきました件につきまして、先ほど申しました形で、今後進めていきたいと考えております。

○議長（服部公英） 長岡議員。

○2番（長岡照美） それでは、よろしくお取り組みをお願い申し上げて、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、2番、長岡議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、40分から再開いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時40分

○議長（服部公英） それでは、再開いたします。



◇木内利雄

○議長（服部公英） 次に、8番、木内議員の発言を許します。

木内議員。

（8番 木内利雄 登壇）

○8番（木内利雄） 8番、木内利雄でございます。通告書に従い、順次質問をさせていただきます。

質問事項は3点でございます。

1点目は、当町役場の若い職員が取り組んだ人口減少問題のプロジェクトチームの提言内容についてお伺いをいたします。2点目は、廃棄物の不法投棄防止策についてお伺いをいたします。3点目は、統一的な基準による地方公会計の整備促進について、それぞれお伺いをするものでございますが、質問内容に入らせていただく前に、2月20日未明、神奈川県川崎市川崎区が多摩川河川敷で川崎区に在住する中学1年、上村遼太さん、13歳が遺体で見つかった事件に関して一言触れさせていただきたいと思っております。

本事件については、17歳と18歳の少年3人が殺人容疑で逮捕されたところでございます。この事件は、子どもを持つご家庭はもちろんのこと、社会全体に衝撃を与えると同時に、大きな悲しみと疑問を世間にもたらしたところでございます。報道などによると、上村遼太さんは、2014年11月から12月ごろ、年上の少年グループと一緒にいる姿が頻繁に目撃されるようになった。また2015年、本年ですね、2015年1月8日の冬休み明けからは不登校になった。そして、1月中旬、目の周りにあざをつくり、顔を腫らした姿を友人が目撃している等と事件の前兆はあったところであります。教職員が問題意識を持っておれば起こり得なかった事件であると私は思っております。そこで、当町の教育長、各学校長、そして教職員には、このような事件を対岸の火災とせず、真正面から見つめる姿勢を強く求めておきます。

同事件を受け、文部科学省は3月13日、全国の国公立、わたくしりつですね、小・中学校と高校などを対象に、児童、生徒の安全確保について緊急調査をした結果を公表しました。緊急調査内容は、1点目は、学校を7日以上連続して休んで本人と連絡がとれない。もう1点は、学校外の集団とかかわりがある。そして、これらのいずれかの状況にあり、生命や身体に危害を生ずるおそれがあるとする子どもがいないのか確認を求めたものであります。

その結果、学校を7日以上連続して休んで、本人と連絡がとれないは232人、そして、学校外の集団とかかわりがあるは168人。全国で何と合計400人にも上ったものであります。また本県、奈良県でも中学2年の男子生徒が他校の生徒がいるグループと行動、2月末から不登校になり、3月初旬に家族が搜索願を出したと報道されているところであります。上牧町においても当然のこと、長期欠席をしている子どもなどの状況把握などは事件発生後、早々に取り組まれていると思いますが、このような悲しい、むごたらしい事件が起こらないよう、関係者の意識を高めるようにしっかりとのお取り組みをされるように、この場より強く求めておきたいと思っております。

それでは、質問の内容に入らせていただきます。

人口減少問題について、まずお伺いをいたします。当町では、2014年8月に人口減少問題に取り組むプロジェクトチームを発足させました。新聞報道では同年12月中旬に町長に提言するとの記述があったところです。そこで、同チームの組織概要と審議経過、そして提言内容について、まず答弁を求めたいと思っております。

次に、廃棄物の不法投棄防止策について伺います。今から申し上げることは、随分以前にも数回にわたり質問をさせていただいたものでございます。そして場所ですが、南上牧、高、五軒屋の共同墓地のあたりであります。この場所は竹林が広がっているところであり、散歩をするには絶好の場所であります。そこへ洗濯機、冷蔵庫、テレビ、パソコン等々が多く不法投棄されています。近くにある秩父池の中にはバイクやタイヤ、テレビ等が同様に投棄されている状況であります。そこで、町当局としては状況を把握されているのか、まずお伺いをいたします。

次に、統一的な基準による地方公会計の整備促進について伺います。このことについては、平成27年1月23日付で総務大臣通知及び総務省自治財政局長通知が発せられました。総務大臣の通知内容では、統一的な基準による財務処理等を原則として、平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用されるよう特段の配慮願います。特に、公共施設等の老朽化対策にも活用可能である固定資産台帳が未整備である地方公共団体においては早期に同台帳を整備することが望まれますと記述されていたところでございます。そこで、まずは当町の取り組み計画及び進捗状況について、それぞれ答弁を求めるものでございます。

質問内容は以上でございますが、再質問は質問者席で行わせていただきます。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） まず組織の概要と、それと審議経過というご質問でございます。これにつきましては、先ほど政策調整課長の方から、前の議員の方で少し触れさせていただきましたけども、一応20歳代から30歳代の男女の中堅職員の33名で編成する6グループによりまして、延べ31回にわたる本町における人口減少率低減策に係る調査、検討をしていただいたという部分でございます。

それと、提言内容でございますけども、人口減少問題に関する協議をする中で、それぞれのグループでの共通することにつきましては、多い内容につきましては、子育て支援、また教育の問題が中心でございます、町の現状や特性を見据えた施策の展開が必要とされている内容でございました。

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） 今答弁いただいたことについて、まずお尋ねをするんですが、これも私も再三にわたり一般質問を中心したところで、発言の機会があるごとに、子育てのしやすい、また学力については厳しく指摘をしているところでございます。それについてどうしたらいいのかというのはどうだったんでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 一応報告書の中身につきましては、それについての課題、また、先ほど言いましたように、提言という形をとっての報告書でございますので、その部分についての6グループにわたる部分での施策等の内容は明記をされておりました。

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） 各部長が出席して報告会があったようでございますが、総務部長としてはどのようにこれを感じておられるのか、まずお聞きしたい。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 私見といたしますか、私の思った見解でございますけども、中堅職員が提言にございますように、ほとんどばらばらな所管の中で1つのグループになって、1つの共通の課題を討議していただくという部分の中で、先ほど言いましたように、提言の内容が子育て、また教育等々の主な部分の提言の中での課題とまた施策について協議をしていた部分、それと、先ほど言いましたように、相当に時間をかけてワーキングといたしますのが、討論をしていただいて報告書をまとめていただいたという部分がございます。その中で、やはり若い方の考え方といたしますのが、我々の年代とまた違った考え方も、やっぱり職員の中でいろいろ認識をしながら持っていたいただいたという部分もございまして、これも1つ、

そのプロジェクトチームをつくって討議をしていただいたという部分と、もう1点は、やはり若い職員さんの考え方もいろいろこういうふうな形の場面で、やっぱり報告書として提案をしていただくというのは、我々幹部にとってもその意見については、いろいろ今後検討する部分についても必要かなということも思いましたし、それと、こういうふうな形のワーキングとありますが、こういうグループ討議、また、それに向けての提言を町の方へ出していただくと、1つの研修、職員研修という部分の中での部分でも1ついい、これらは研修という形はとられている部分ではございませんけども、それについても、やっぱり1つの研修であったのかなというふうに私は思っております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） それで、その中で資料にあったと思うんですけども、上牧町における合計特殊出生率に関しては、県内は全国よりも、県内でもかなり悪いというか低いパーセンテージだったと思うんですが、それについて、全国、奈良県、上牧町の数字を答弁いただけますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 済みません、ちょっと今、手持ちに資料がございません。

○8番（木内利雄） そこに入ってあったよ。黄色い附箋、挟んであったよ。さっき資料見せてもうたから。

○総務部長（池内利昭） 済みません、ちょっと休憩もらえますか。

○議長（服部公英） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 2時56分

○議長（服部公英） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（池内利昭） 済みません、私もちょっと勉強不足でございまして、確かにおっしゃるとおり、上牧町につきましては、おおむねやっぱり2%、1.5%か2%前後、出生率については低い調査をグループ等の中で結果として出させていただいております。これについては、どういう現象かというのは、ちょっとなかなかわかりにくい部分はございます。確かにやは

り若年世帯といますのか、二十歳から39歳代の方々の定着といますのか、その辺の人口の低さがこの部分に影響しているのかなとは考えております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） まだ答えてもらえないから自分で言います。合計特殊出生率は全国平均が1.38、ほんで県が1.29、ほんで上牧町は1.09。これ、かなり低いんですよ。今、答弁では2%というお話があったようですが、結構低いですよ。2%いうたら結構低いですよ。もう一遍申し上げますよ。全国平均が1.38、県が1.29、上牧町が1.09。これ、間違いありませんよ、この数字。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） その数字は間違いございません。

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） ほんで、かなり低いんですよ。これはどういう要因でしょうかね。わかる人。どの部長でも結構です。わかる人。

福祉部長、答弁ください。この本会議、最後やろう。難しいこと言わんで結構ですよ。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） はっきり言いまして、ちょっと原因ははっきりとはわかりません。今言われた人口構成にしても、いろんな要素はあるとは思いますが、私としてはちょっとわからないというのが本音でございます。

○8番（木内利雄） 結構です。

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） 副町長、当たったら嫌やなと思うて、横向いたってあきまへん。副町長、どうぞ。町長はもう結構ですから。

○議長（服部公英） 副町長。

○副町長（田中一夫） 私なりの分析なんですけども、昭和45年までは上牧町、大体4,500人程度で何十年という推移をしておりました。その後、国勢調査の昭和50年におきましては、8,000人ということで、全国の最大の人口増加率ということで、1つ、考えられますのは、社会増加における急激な転入、社会増がありまして、その人口増に伴いまして、自然増加では、一定の出生率の増加はあるんですけれども、急激に人口がふえたことによりまして、今現在高齢者が多くなりまして、出生率の率が下がったと、これが大きな原因かなと私なりに分析しております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） 福祉部長、結構です。ありがとうございます。

今、答弁いただきました。ほいで、人口が減るとか人口減で過疎化が進むとか、また、なくなる市町村が出てくるとかいろんなことがもう叫ばれて久しいものがあるんですが、何やというのが。これ、埼玉県議会、埼玉県の県議会でも地方創生と地方分権についてということで、県議員が一般質問をしたやつを埼玉県知事、上田清司さんですか、答えています。一部、ここを読みますけども、「ああ、これ、的当たってんなあ」というような感じはせんでもないです。

「これまで、国は少子高齢化対策や地域活性化を重要課題として取り組んでこられましたけど、必ずしも期待した成果を出しておられません。その理由は、我が国の経済構造や人口動態の大きな構造変化、東京一極集中などに対応できなかったためでないかと思います」。ここがもう、次が大事なところやろうと思うんですが、「また、政府における省庁が机上で」、机上の上ですね、「机上で考えた事業を地方に示し、財源を交付する」といった上から目線の手法であったことも挙げられます」と、これ、上田清司知事が県議会でも答弁されているんですよ。ずっと飛ばしますけど、最後の方に「関係者のご努力には敬意を表しますが、まだ地方分権は半ばであります。特に地方分権を1本の木に例えると、国は、政府は、根と幹は絶対に譲らない。政府と国は根と幹は絶対に譲らない。譲るところは枝と葉だと。特に葉っぱだけというのが私の印象です」というのが、上田知事の答弁内容です。

先ほども述べたように、やっぱり政府が机上で考えて、頭で考えただけでは、この人口問題というのは何ぼしたって解決できない。だから、さきの予算委員会でも私、申し上げたと思うんですが、現場、上牧町がどういうポジションにあるか知っているのは、ここにおられる職員の皆さんが一番よく知っておられるんですよ。東京の総務省の連中なんかは全くわからない。ほんで、私、何かの折に、新宿や、また大阪の梅田、北区みたいなところの政策を上牧町に押しつけてどないするんやという話を申し上げたんですが、上牧町は、上牧町の職員、そして我々議員も含めて、やっぱり独自のことを考えないと地方創生、また人口減対策、こういったことはできないと思います。だから、上田さんがおっしゃっているように政府の偉いさんが考えたら、財源だけを交付するというだけでは問題解決はしないということは、上田知事もおっしゃっているところでございますし、私も全くそのとおりのやなというふうに思っているところでございます。

せっかくプロジェクトチームがつくっていただいた資料でございますので、有効に活用さ

れて、10年後、20年後の上牧町が少しでも栄えるように希望をしておきたいと思います。

それじゃ、次、まちづくり。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 2点目のご質問でございますが、まずご質問の場所について、現状は町は把握しているのかということでございますが、この部分につきましては、私も現地の方を見にいきまして、現状については把握しております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） はいじゃ、現状を見ていただいたら、その感想というか、どのようにお感じになっているのか次にお伺いをいたします。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） この場所につきましては、以前、不法投棄等の通報が地元からございまして、町の方で確認をさせていただきまして、民有地でありますから、土地所有者さんで運んでいただいて無料で引き取ったという経緯もございます。その際にも、民有地でございますので、今後そのような不法投棄されないような対策もお願いしておったところでございますが、今、申されておりますように、見た感じ、その部分につきましては、近隣では竹と申しますか、そういうふうな柵等ございましたが、その部分については、そういうふうな対策と申しますか、竹等がもう破損してなかったというふうな状況であったように思っております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） これも、今、三軒屋の自治会長している青木さんが環境部というか、この不法投棄のことを担当しとったときに、もう何遍も申し上げたところなんですけどね。私、しょっちゅうあそこは愛犬エルを連れて散歩するところでございますので、また新しいのがふえているわ、ごみがですよ、というのがよく目にするわけですよ。今、檀上では申し忘れましたけど、子どもが乗る三輪車まで捨てられている。また、ロッカーのようなものも捨てられている。ジョーシンの倉庫に行ったの違うかなと思うぐらい錯覚を起こす。ジョーシンだけ言うとなったらあかんからケーズデンキも言うときましようか。

それで対策として、当時、今申し上げた青木さんが担当しているときは、民有地ですから、町として、役場としてはできないので、資材は提供するから柵をしてくださいと、そうでないと、当然、民有地に捨てられたごみは役場としては撤去するとか、処分費用を出すとかはできませんと。ということで、資材の提供を一部やって、地権者が柵をされているところも

あるわけですね。何ぼしたってそれを壊して放り込みよる。軽4か2トン車ぐらいのトラックで、あれ、荷台からほかしよんやろうな、あほは。

そういったことのないように、ぜひとも。そうでないと、そのほかしている場所を放置しておく、だんだんだんだん多くなる。それはもう人間の心理。そこで、防犯カメラをつけるのか、監視カメラをつけるのか、感知式の防犯灯をつけるのか。感知式の防犯灯ね。それとまた、注意喚起を促す看板等の設置。これ、いろいろ考えられるのですが、町としてはいかがお考えでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 今、議員の方から注意を促す等いろいろなケースの対策等言っただけでしたが、町といたしましては、現在は不法投棄の禁止となっております、ごみを放置すると処罰されますというふうな形の西和警察署の名前を印刷したもので看板等を設置しておるといところでございます。それから、その部分につきまして、また犯人を捜していますというふうなところ、これは不法投棄で犯人を探していますよというふうな看板等も設置して対応しているというのが現状でございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） それはもうしてくれたの。どんなの。見本があるのだったら見せて。
（見本提示）

○8番（木内利雄） はいはい、ウォンテッドやな、それ。はい、わかりました。

要は、回収業者の人が、全部そうやとは僕は言いませんよ、善良な廃品回収の人もいますし、また、今から申し上げるような悪徳な廃品回収の人もいてる。私の知り合いはそれを見たらしいんですが、廃品回収を、例えば、私どもが3,000円か何ぼかで冷蔵庫かパソコンか何かを出しますね。ほんだら、それを金にならんとするたら、3,000円か5,000円もろうとってどこかへ捨てよるわけや。そんな廃品回収業者もいてるということなので、そこがそういったことでごみを捨てられると、大変地権者も迷惑ですし、私ども、そこを散歩する者にとっても大変不愉快でございますので、町としても全力で、そういったことがないように。

例えば、ネットで通じているから大きい声では言われへんけど、要は、ダミーの監視カメラとか、もしくは、監視カメラを設置していないのに監視カメラを設置していますとかみたいなことはいかがなんでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 今申された、特に監視カメラ等の設置については大変有効であ

るというふうにも全国的には示されております。ただ、当町の場合、先ほど申された箇所が一番不法投棄されているというところでもございますが、上牧町の場合、面積的には6.14平方キロというふうな形で、面積というのは非常にコンパクトな町でございます。それと、その中でも住宅地が大変多くあるところで、今、先ほどご指摘いただいた場所が一番不法投棄がされておるというところでもございますが、その分について、先ほど申しました監視カメラにつきましては、高価なものであるということもございますが、ただ、今申されましたダミーの監視カメラですか、その辺とか、それから、先ほどちょっと議員が申されましたセンサー並びに感知ライト等も有効であるのではないかなというふうには考えております。

それと、私も不法投棄につきましては、若干調べておりました、最近、ダミーの鳥居をそういうふうなところに設置して、人間心理と申しますか、そういうふうなものを設置すると、最近よく使われて効果が出ているということも全国的に使われているところ、それから、それも販売されているということもちょっと調べがついております。ただ、どういうところにどのようなものを設置するかというのは十分検討していかなければならないと思っていますので、今、議員申されましたように、不法投棄につきましては、いろいろこれから研究もさせていただきまして、できる限りの対策を講じていきたいとこのように考えております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） そこで、秩父池の方に移りますが、ここにバイクとかタイヤが水没しているんですね。この秩父池は誰が管理者なんでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 池につきましては、水利の組合の方で管理していただいております。

それと、その池に放置されている部分につきまして、以前警察から、その部分について、池の水を一旦抜けないかという問い合わせ等もございましたが、池の水等々を使用されておりました、全部抜くというのはなかなか今現在できないという形でございますが、今後、水利組合とも協議をいたしまして、その部分の全容と申しますか、撤去を含めて、協議をしていきたいとこのように考えております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） 何か池の水を抜くときあるかと思っておりますので、またそこはしっかりとした取り組みね。目視できるだけでオートバイが2台ありますからね。テレビは二、三台ある。

とりあえず、秩父池もそうだし、先ほど申し上げた墓地の周辺のところもそうですので、対策をしっかりととっていただいて、そういった不法投棄をするやからが来ないように全力で取り組みをされるように申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

次。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 3点目の地方公会計についての取り組みと、それと進捗状況についてのお尋ねでございます。

今議会に平成27年度当初予算におきまして、公会計において重要でございます固定資産台帳の作成支援業務委託という、これ、770万円を計上して、27年度で固定資産台帳の整備を進めていきたいと考えておるところでございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） まず、ほんだら、本目的、このことに取り組む最たる目的は、部長は何だとお考えですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） これは、地方公共団体の限られた財源を賢く使うという、これは総務省の1月23日の通達事項にも載ってございましたけども、この部分が一番地方公共団体にとっては、この財政指標を用いての今後の財政運営といえますのか、予算の編成におきましても重要な部分かなとは考えております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） そうですね。通達があったように限られた地方の財源を賢く使うということが最もなポイントであると私もそういうふうに認識をしております。

私、これ、ちょうど1年前、昨年2014年の3月の27日、議会の研修費をいただきまして、東京の千代田区にある政策シンクタンク、PHP総研、ピース・アンド・ハピネス・スルー・プロスペリティーですか、そのPHPなんですが、そこへ研修に行って、このことを順序よく学んでまいりました。そやけど、頭にすっと入りませんでした。で、きょう、お聞きするんですが、まずそこで、スタートはいつからと町としてはお考えになっているのでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 先ほど申しましたように、固定資産税の整備を27年度へ、資産台帳を整備したいと考えております。それと、この年度におきまして、その部分の固定資産台帳

の部分の中で、資産の洗い出しをして、固定資産台帳を整備をしていく部分でございまして、それとあと、現金主義、単式簿記から発生主義の複式簿記への仕分けの変換ルールづくりを進める予定でございます。

それと、最終この部分につきましては、いろいろ整備と、また、これにつきましては、先ほど木内議員もおっしゃいましたように、やはり我々この部分については、なかなか今までの会計との部分の相違も相当ございますので、その辺の研修も含めながら、また、財政担当者も、今、過去に相当これについては市町村アカデミーの研修も、財政担当者も行くとも言っております。それも含めて十分認識をしながら、平成28年度決算からできたらというふうには考えております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） はいじゃ、政府が言っているように28年の決算からいうと、移行期間おむね3年間ということで、この範疇に入るという理解でよろしいですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） これにつきましては、一応固定資産台帳の整備については国からの財政支援もございますので、特別交付税について幾分かの財政支援をするというふうなことも、国の方から一応先ほどの通知の中でもいろいろ聞いておりますし、それと、これも今言いましたように、その中での3年という形での29年までの期限限定の部分もございますので、それをあわせての部分ですので、先ほど木内議員がおっしゃいましたように、その中で調整して、先ほど言いましたように、28年度決算からということで予定をしているという部分でございまして。

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） そうそう、これ、聞こうと思って忘れていた。今ちょっと触れかかったので思い出したんです。固定資産台帳の整備に要する一定の経費は27年度、つまり新年度から特別交付税措置がされるということだったけど、これ、確実にそうなるんですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 今、その通達の中でそういうふうな形で措置をするというふうなことは聞いておりますけど、まだ正式にその分については、27年度に入ってからきちっとした文書等で総務省の方から通知が来るのではないかなとは考えております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） さっきも言うたように、国は何しよるかわからんからね。

次に、私の認識なんです。この今から移行する書面等々については議案とはならないですよ。議案ではないですよ。これ、このときに質問したんです。PHPへ行ったときに。これは議案になるんですかという質問をしたんです。町としてはどうなんですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 私も明確にちょっとわかりませんが、一応財政諸表という部分でございますので、通常でいう、我々議会の中で決算概要とお示しいたしておりますというふうな部分での諸表を議会の方へ報告するというふうな部分かなとは思いますが。

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） このときの講師も言うていました。そのとおりです。私、講師に聞いたから一遍確認しとかないかなと思うて。財務諸表であるので議案にはならないというのが正解みたいです。それで結構かと思えます。

あと、これに対して、先ほど若干部長も触れられましたが、人材育成がこれから、いわゆる勉強ですね。このことに対してお勉強していかなあかん。GI学校、また市町村アカデミー、全国市町村国際文化研修等を活用して、さまざまな研修会が今後実施されるようですね。これは、何かもう出ているんでしょうか。このスケジュール。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 今、言われました部分については、その以前から、この公会計制度の実務研修等々はございましたので、それについては総務課の財政担当者がこれについては参加をし、また研修して、これは、滋賀県の大津にございますアカデミーの方へ当町の財政担当者は幾度かは研修に行っております。また今後も、これについては、やはり財政担当者も異動の部分で変わっていきますので、それはその都度研修を重ねていきたいと考えております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） 大きな転換でございますので、またしっかりしたお取り組みをされるようお願いをしておきたいと思えます。

質問事項は以上でございます。

終わりに当たり、さきの議員からもございましたが、今年3月末をもって定年退職される幹部職員の皆さん、また、下でまだ今仕事をいただいている退職される皆さん方には長年のご苦勞に感謝を申し上げ、御礼とさせていただきます。

以上、質問を終わります。

○議長（服部公英） 以上で、8番、木内議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○議長（服部公英） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでした。

散会 午後 3時27分

平成27年第1回（3月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

平成27年3月18日（水）午後1時開議

- 第 1 予算特別委員長報告について
- 第 2 議第23号 平成27年度上牧町一般会計予算について
- 第 3 議第24号 平成27年度上牧町国民健康保険特別会計予算について
- 第 4 議第25号 平成27年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 5 議第26号 平成27年度上牧町介護保険特別会計予算について
- 第 6 議第27号 平成27年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第 7 議第28号 平成27年度上牧町下水道事業特別会計予算について
- 第 8 議第29号 平成27年度上牧町水道事業会計予算について
- 第 9 総務建設委員長報告について
- 第10 議第 1号 上牧町情報公開条例の一部を改正する条例について
- 第11 議第 2号 上牧町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 第12 議第 3号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議第 4号 上牧町の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議第 5号 特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議第 6号 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 第16 議第 7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第17 議第18号 平成26年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について
- 第18 意見書案第1号 独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅居住者の居住の安定を求める意見書（案）
- 第19 文教厚生委員長報告について

- 第20 議第 8号 上牧町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について
- 第21 議第 9号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について
- 第22 議第10号 上牧町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 第23 議第11号 上牧町指定介護予防支援事業所準備基金条例の制定について
- 第24 議第12号 上牧町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第25 議第13号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第26 議第14号 上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第27 議第15号 上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第28 議第16号 上牧町共同浴場設置条例を廃止する条例について
- 第29 議第17号 上牧町立幼稚園保育料徴収条例の制定について
- 第30 議第19号 平成26年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について
- 第31 議第20号 平成26年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について
- 第32 議第21号 平成26年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について
- 第33 議第22号 平成26年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について
- 第34 意見書案第2号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める意見書(案)
- 第35 意見書案第3号 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書(案)
- 第36 請願書第1号の閉会中の継続審査について
- 第37 上牧町財政問題特別委員会報告について
- 追加第38 議第38号 教育長の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	康村昌史	2番	長岡照美
3番	辻誠一	4番	富木つや子
5番	石丸典子	6番	堀内英樹
7番	吉中隆昭	8番	木内利雄
9番	芳倉利次	10番	吉川米義
11番	東充洋	12番	服部公英

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	田中一夫
教育長	浅井正溢	総務部長	池内利昭
都市環境部長	西山義憲	都市環境部理事	高木雄一
住民福祉部長	竹島正貴	保健福祉センター館長	下間常嗣
水道部長	杵本和敏	教育部長	竹島正智
政策調整課長	藤岡達也	総務課長	阪本正人

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長 磯部敬一 書記 山下純司

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（服部公英） こんにちは。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（服部公英） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。



◎予算特別委員長報告について

○議長（服部公英） 日程第1、予算特別委員長報告について。
堀内委員長、報告願います。
堀内議員。

（予算特別委員会委員長 堀内英樹 登壇）

○6番（堀内英樹） 6番、堀内英樹です。それでは、予算特別委員会の報告を申し上げたいと思います。

最初にお断りですが、「7」という数字がたくさん出てまいります。本来であれば、「しち」と音読みしなきゃいけないんですが、大変お聞き苦しゅうございますので、「なな」というふうに訓読みさせていただきたいと思います。ご理解ください。

それでは、報告に移らせていただきます。

3月4日の本会議において予算特別委員会に付託されました、議第23号 平成27年度上牧町一般会計予算について、議第24号 平成27年度上牧町国民健康保険特別会計予算について、議第25号 平成27年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について、議第26号 平成27年度上牧町介護保険特別会計予算について、議第27号 平成27年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議第28号 平成27年度上牧町下水道事業特別会計予算について、

議第29号 平成27年度上牧町水道事業会計予算について、以上7議案について、3月9日から11日までの3日間、全委員の出席により慎重に審議いたしました。その結果、全委員異議なく可決すべきものと決しました。ここに報告いたします。

それでは、この後、議案に関する主な質疑につきまして、その要点を報告いたします。

議第23号 平成27年度上牧町一般会計予算について。

歳入でございますが、地方債の起債について。地方債起債目的の中で中長期財政計画に見込まれていなかった項目があるのか。また、実質公債費比率に影響はあるのかとの質疑があり、新規項目は国営土地改良事業費事業債450万円であり、実質公債費比率に影響はないと考えている。中長期財政計画はその時点時点で見直し、議会に提出し、説明すると答弁がありました。

アピタ出店に伴う町税への影響について。住民税の個人分が前年度と比較し約3,700万円の減額で計上されており、その主たる理由が、総所得金額200万円から700万円の納税義務者が300人程度減少するとの説明があった。

アピタ等の出店で雇用が発生、個人住民税への影響はどうかとの質疑があり、アピタに勤務している上牧町住民は約150人であるが、全員が住民税非課税のパート勤務で、正社員は皆無であり、影響がないとの答弁がありました。また、アピタ出店とスーパーマーケット撤退で税収への影響はあるかとの質疑があり、町民税法人分と固定資産税で約3,100万円の増収となり、店舗撤退により約500万円の減額であるとの答弁がありました。

次に、地方交付税について。総務省の平成27年度地方財政対策の概要では、地方交付税法定率の見直しで900億円増となっているが、本予算案は前年度比で約7,400万円減額となっている。どのように考えているかとの質疑があり、地方交付税は今後とも減額傾向と考えるが、同交付税は上牧町財政歳入の中で大きなウエートを占めており、政府に対しては配慮を望むものであるとの答弁がありました。

次に、歳出に移らせていただきます。

巡回バス運転業務について。巡回バス運転業務委託料770万円が計上されていることについて質疑があり、要望のあった土、日、祝日（ただし、12月29日から1月3日までは運休）の運行を実施し、運転業務委託はシルバー人材センターを予定しているとの答弁がありました。

防災行政無線デジタル化整備工事について。防災行政無線デジタル化整備工事3億3,912万円について質疑があり、防災行政無線はこれまでアナログ方式で運用しているが、機器類の老朽化が進んでおり、デジタル方式を取り入れた整備を行うことによって聞こえにくい地

域の解消に努めたいとの答弁がありました。アピタ周辺には設置計画はないが、役場から音声が届くということかとの質疑があり、テストランを行い配置を決めていくとの答弁がありました。

防犯カメラ設置工事について。町内防犯カメラ設置工事295万円について質疑があり、子どもたちの登下校時の安全のため、交通量の多い3カ所、下牧柿の葉すし店前、服部台アネックス前、役場下交差点、3カ所に防犯カメラを設置する。今後も危険地域についてカメラの設置を考えていくとの答弁がありました。

第5次上牧町総合計画策定について。第5次上牧町総合計画策定委託料700万円について質疑があり、現行の第4次総合計画は目標年次の到来に伴い、平成29年度を始期、始めとする第5次総合計画と基本計画を平成27年度からおおむね2カ年で策定するとの答弁がありました。

滝川における清らかな水辺の創造計画（基本計画）策定について。滝川における清らかな水辺の創造計画策定委託料127万円について、課題が2つある。1つは滝川の利用者である農業関係の方が余り関与していないことであり、2つは川底の浚渫も護岸も不可能との県高田土木の態度であるとの質疑があり、策定される基本計画、総合計画にも沿って計画していく。また、県に対しては引き続き護岸が利用できるよう要望していくとの答弁がありました。

上牧町協働のまちづくり公募型補助金について。上牧町協働のまちづくり公募型補助金減額、前年度比66万円減について質疑があり、行政が牽引していかないと町民はなかなか動かない。町のリーダーシップが望まれるがとの意見を添えて述べられ、平成24年度からやってきて4年目になり、過去の実績からこの額にした。募集の中には営利的なものもあり、そこが難しい。できるだけPRしていくとの答弁がありました。

文化センター費について。文化センター費1,833万円、26年度に比べ1,495万円の増額に関し、ペガサスホールが9月から再開するが、スタッフの体制はどうかとの質疑があり、当分の間、照明、舞台、音響の専門スタッフ3名とボランティアで対応するとの答弁がありました。また、ペガサスホール閉館時には中学校音楽祭をどこで開催していたのかとの質疑があり、河合町まほろばホールを使用していたとの答弁がありました。さらに、スタインウェイピアノとヤマハピアノの高額な2台のピアノを所有している。1台を処分するか、もしくは中学校に移設し、児童、生徒に使ってもらおうということが望ましいと考えるが、町当局の見解を問うとの質疑があり、今後検討をしたいとの答弁がありました。

総務管理費のうちの光熱水費関連について。各自治会の街灯について、LEDに取りかえ

ようとする自治会がある。上牧町の負担である電気代も安くなることから、LEDに交換するときに補助金を出してはどうかの質疑があり、既にLEDに交換している自治会もあり、補助は考えていないとの答弁がありました。

次に、賃金について。徴収課臨時職員賃金をはじめ、全体で賃金の総額が約1億円となっており、昨年に比べ臨時職員がふえている。業務に必要なところは正職員での対応を求めるが、今後の職員の体制はとの質疑があり、徴収課の場合、職員1名が平成27年度1月から6月まで育児休暇に入っており、臨時職員の採用による欠員の補充を行い、住民サービスの低下を防ぎたい。これまで自主財源の確保ということで、徴収率においても平成19年度の88%台から25年度で91%まで改善を図ってきた。他方で、住宅使用料の徴収率格差を埋めるため、現在は人員が減っているが、今後において人員配置を強化していくとの答弁がありました。

学童保育運営費について。学童保育運営費4,506万円の増額、前年度比1,934万円について質疑があり、長期休校中(夏季、冬季休校中)のみ4年生から6年生の受け入れを開始する。あわせて三小の学童保育所を増築し、定員を40名から70名にふやすとの答弁がありました。また、三小学童保育所増築工事1,490万円に関し、空き教室の利用を考えたのかとの質疑があり、三小に空き教室はないとの答弁がありました。

健康増進事業について。健康増進事業の検査委託料1,315万円の増額について質疑があり、乳がん検診について個別医療機関の予約がとりにくい状況であるが、医療機関への委託人数をふやしていくとの答弁がありました。

都市計画道路整備計画策定について。既に計画決定されている道路の中で、長期未着手になっているのは4路線である。計画の見直しは町民の合意で進めることが大切であるが、どのように行われるのかとの質疑があり、道路計画は必要性和緊急性の点から廃止、もしくは変更を含め検討する。都市計画審議会への住民参加と計画へのパブリックコメントを行うとの答弁がありました。

町営住宅現代化計画策定について。町営住宅現代化計画委託料1,022万円に関し、老朽化した町営住宅の耐震化と町内で住宅を必要とする人への対応はどうかとの質疑があり、耐震化が必要な住宅があり、将来の必要戸数を推定し、建てかえも視野に入れた計画であるとの答弁がありました。

防災士育成について。上牧町の防災士の数は、町職員19名、消防団員15名、自主防災組織ほか50名で、計84名である。今後どこまでふやしていくのか、防災士の活用をどのように考えているのかとの質疑があり、基本的にできるだけ多くの方になっていただきたいと考えて

いる。県の方へ個人で申し込みをする人もふえているが、抽選があり、思うようにはいかない。活用については、昨年は消防団員とともに机上訓練を行い、今後検討しながら進めていきたいとの答弁がありました。

中学校文化祭、文化芸術による子どもの育成事業について。文化芸術による子どもの育成事業について質疑があり、文化庁による文化芸術を体験する事業であり、10月中に中学校700名を対象に車椅子ダンスの鑑賞と講演会を行うとの答弁がありました。

次に、議第24号 平成27年度上牧町国民健康保険特別会計予算について。

国民健康保険税の減額についての質疑があり、平成27年度から国民健康保険税の資産割課税を廃止し、その影響額は約3,000万円であるとの答弁がありました。

国民健康保険事業の奈良県広域化について。国民健康保険事業の運営を奈良県単位の統一する時期について質疑があり、平成30年からの予定であるとの答弁がありました。

人間ドック育成について。特定健診の受診率と人間ドックの助成について質疑があり、特定健診の受診率は20.4%にとどまる。5月1日より人間ドック・脳ドック助成、40歳以上の250名対象、上限額2万円を導入し、特定健診とみなすとの答弁がありました。

議第26号 平成27年度上牧町介護保険特別会計予算について。

介護保険料の所得区分について。第6期介護保険事業計画では、所得階層別保険料を10段階から14段階に細分化したが、その効果について質疑があり、介護保険料としてはなるべく負担を少なくなるようにし、国の基準より平均月額で100円下げることができたとの答弁がありました。

介護予防事業と通所介護について。介護予防訪問介護と通所介護が平成29年度に総合事業に移行するが、サービスはどう変わるのかとの質疑があり、専門的なサービスはこれまでと変わらないが、さらにボランティアを活用したサービスと住民主体によるサービスを考えている。広域7町での会議もあり、統一した内容が検討されるとの答弁がありました。また、厚労省が、今月になって総合事業運営の目安となる予防通所介護の単価を大幅に引き下げた。上牧町への影響はどうなるのかとの質疑があり、西和7町と協議を重ねており、西和7町と足並みをそろえていく予定である。今のところ総合事業の内容は未定であり、今の利用者に極力影響がでないように努めるとの答弁がありました。

高齢者の見守りと家族支援について。65歳以上のひとり暮らしや高齢世帯の安否確認を目的とした配食サービスの状況について質疑があり、配食見守りについては、平成26年度は30名、27年度は40名を予定している。高齢者配食見守りとともに、緊急通報見守りも行うとの

答弁がありました。高齢者の寝たきりや認知症の家族介護支援とともに、徘徊高齢者家族支援も必要ではないかとの質疑があり、家族介護支援ではおむつなどの介護用品の支援をしている。今後、徘徊高齢者家族への支援も検討していくとの答弁がありました。

議第27号 平成27年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について。

貸付金の回収終了年と町債の繰上償還について。貸付金の回収終了年と町債の繰上償還について質疑があり、終了は平成39年の予定で、繰上償還は平成26年に317万円行ったとの答弁がありました。

議第28号 平成27年度上牧町下水道事業特別会計予算について。

平成27年度事業計画について。平成27年度の事業についての質疑があり、新設工事は北上牧地区で行い、長寿命化工事は桜ヶ丘3丁目と桜ヶ丘2丁目の一部で行うとの答弁がありました。

長寿命化事業と施工方法について。片岡台地区と桜ヶ丘地区に続く長寿命化事業の後、例えば友が丘地区などについて質疑があり、この事業は築後おおむね40年の下水道を対象としており、順次進めていく。施工方法は開削工法でなく非開削工法で、パイプの中にパイプを入れる工法を採用するとの答弁がありました。

議第29号 平成27年度上牧町水道事業会計予算について。

配水計画と配水管工事について。配水計画について質疑があり、配水戸数はささゆり台60戸増の見込みであり、配水工事は服部台1カ所と北上牧3カ所を予定しているとの答弁がありました。

修繕費について。配水及び給水費の修繕費2,020万円について、修繕費はどのようなものか。突発的な応急処理、維持管理での必要経費と考えられるがとの質疑があり、そのとおりであるとの答弁がありました。

以上が、予算特別委員会での質疑の主なところでございます。以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（服部公英） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

◇

◎議第23号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第2、議第23号 平成27年度上牧町一般会計予算について、これを

議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第24号の質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第3、議第24号 平成27年度上牧町国民健康保険特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第25号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第4、議第25号 平成27年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第26号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第5、議第26号 平成27年度上牧町介護保険特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第27号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第6、議第27号 平成27年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第28号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第7、議第28号 平成27年度上牧町下水道事業特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第29号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第8、議第29号 平成27年度上牧町水道事業会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎総務建設委員長報告について

○議長(服部公英) 日程第9、総務建設委員長報告について。

富木委員長、報告願います。

富木委員長。

(総務建設委員会委員長 富木つや子 登壇)

○4番(富木つや子) 4番、富木つや子でございます。総務建設委員会の報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において総務建設委員会に付託されました、議第1号 上牧町情報公開条例の一部を改正する条例について、議第2号 上牧町行政手続条例の一部を改正する条例について、議第3号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、議第4号 上牧町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議第6号 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について、議第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議第18号 平成26年度上牧町一般会計補正予算(第5回)について、意見書案第1号 独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅居住者の居住の安定を求める意見書(案)、以上9議案について、3月6日午前10時から全委員出席により慎重審議いたしました結果を報告申し上げます。

議第1号 上牧町情報公開条例の一部を改正する条例についての改正案では、「特定独立

行政法人」を「行政執行法人」に改めるとなっているが、説明を求めるとの質疑に対し、理事者より、独立行政法人制度を改革するため独立行政法人通則法の一部を改正する法律が公布され、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類として、役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要となったものについて「特定独立行政法人」として区分されていたが、国立公文書館、国立病院機構など8法人を「行政執行法人」に改正された。よって、町条例の文言を改正する必要があったとの説明があり、採決の結果、議第1号は委員全員異議なく可決いたしました。

議第2号 上牧町行政手続条例の一部を改正する条例について。

この条例は、「申請に対する処分」「不利益処分」「行政指導」「届出」「意見書公募手続」において、行政側と町民等の双方が使うルールである。条例の案内書を用意し有効活用することによって、行政手続はもっと円滑にいくのではないかとの質疑があり、各担当部門において審査基準は定められているが、利用者向けの案内書はつくっていない。今後、県等の情報も集めながら、よい形で検討していきたいとの答弁がありました。採決の結果、議第2号は委員全員異議なく可決いたしました。

議第4号 上牧町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

別表1中に「教育長」にかえて「教育長職務代理」とあるが、どのような位置づけになるのかと説明を求むに対して、法律改正で「教育委員長」が廃止となり「教育長」に一本化され、教育長の権限が強化された。これまでは教育長の職務代理は事務局の職員であったが、新しい制度では教育委員の中から「職務代理」を選任することになると説明がありました。採決の結果、議第4号は委員全員異議なく可決いたしました。

議第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

提案理由の説明では、一般職に関して人事院勧告を受けて地域手当の割合を増額し、それに見合う形で給与表に反映させるとあったが、再度説明を求めるとの質疑に対し、人事院勧告の1つは民間賃金と公務員給与の格差是正であった。全国的に見て低い地域をならすために、平均2%を引き下げ、その分を地域手当の支給割合で引き下げることになっている。これを上牧町に当てはめると最大で1万円程度の引き下げとなるが、平成30年3月31日までの期間は平成27年3月31日時点の給与が保障される。このことから、地域手当は現在3%支給となっているのを最大6%まで、平成27年度については4%まで引き上げとなっているとの説明がありました。

また、上牧町はこれまで人事院勧告に従う形で職員給与等対応を行ってきた。法的には何ら従う義務はないが、尊重しないことには地方交付税の算定や補助事業の箇所づけで不利益な扱いを受けるおそれがあったからである。自治体によっては人事院勧告に従わないところもあるが、上牧町の場合、今後においてはこれまでどおり尊重していくのかの質疑について、人事院勧告を受けて国が財政措置を行い、上牧町においてもそれに従ってやってきた。財政状況もあり、職員の生活もかかっているが、基本的には人事院勧告に沿って進めていきたいとの答弁がありました。

さらに、上牧町の場合、将来を考えたときにマンパワーの確保が急がれる課題である。人事院勧告のとりの運営によってマンパワーの確保に支障が出てくるのではないかと。ときには人事院勧告をはみ出してもやらなければならないケースも出てくるのではないかと。質疑があり、これまでは人事院勧告を踏襲してきたが、それにはいろんな理由がある。単独では人事院勧告のような精度の高い計算はできないのではないかと。今、地方創生が叫ばれて地方の自立が求められているが、その財源はほとんど国が握っており、現実には人事院勧告を無視した形は弱小団体では無理である。将来のマンパワーの確保は、7級ある給与表の中で号を調整することによって優秀な人材も確保できるのではないかと。上牧町が生き残るためには、職員の能力向上を図り、住民と一緒に知恵を出していくことが求められている。専門職や技術職の確保も工夫しながら進めていきたいと考えているとの答弁がありました。採決の結果、議第7号は委員全員異議なく可決いたしました。

議第18号 平成26年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について。

歳入、がんばる地域交付金について。がんばる地域交付金として1,322万円が計上され、事業内容について説明を求める質疑があり、事業としては公用車購入3台分645万円、上牧役場下交差点渋滞対策工事1,798万円、三軒屋公民館下水道接続工事36万円であるとの説明がありました。

次、地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金（地域消費喚起・生活支援型）について。地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金（地域消費喚起・生活支援型）5,323万円が計上され、プレミアムつき商品券発行事業が行われるが、事業内容の説明を求めたところ、この事業は国の地域消費喚起・生活支援型交付金によるプレミアムつき商品券発行事業である。具体的な進め方として、北葛城郡内の各町商工会に補助金として交付し、郡内を1つのエリアとして事業を展開する。プレミアム率は20%、販売形態は1,000円券12枚つづり、販売範囲は町内在住者に限定し、年齢要件は設けず、1セット当たり5万円であ

る。販売方法は往復はがきによる事前申し込みとし、利用可能店舗は事前登録による郡内店舗を予定していると説明がありました。

次、地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）について。地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）3,875万円の計上の事業内容の説明についての質疑では、企画費、委託料として「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定に係る委託料820万円である。少子高齢化と地方の人口減少に対し、それぞれの地域で住みよい環境を確保することや、市町村まち・ひと・しごとの創生についての長期ビジョンと5カ年の目標や施策を策定するものである。災害対策として、乳幼児や子どもが防災倉庫にイベントで絵を描くことで防災意識の向上を図る費用150万円、マンホール対応型トイレ167万円である。教育費の上牧幼稚園関係では、外国語指導助手委託料67万円、預かり保育のアンケートで希望が多かった英会話指導に対応するものである。空調設備整備工事3,153万円、保健室にシャワーを取りつける改修費210万円、図書購入616万円であると説明がありました。

寄附によるまちづくり条例に基づく寄附4万円について。歳入で寄附によるまちづくり条例に基づく寄附4万円、ふるさとまちづくり基金費として4万円が計上されたが、内容の説明を求める質疑について、個人から未来を担う子どもたちの育成をする事業に使っていただきたいとの寄附を受けた。利子を加え、基金残高は47万9,000円であると説明がありました。

歳出、交通事故に伴う賠償金17万円について。交通事故に伴う賠償金17万円について説明を求めたところ、公用車の接触事故についての相手方に対する賠償金との説明がありました。さらに、交差点における右折時の事故とのことだが、このところ交差点内の接触事故が多発しており、一層の安全運転意識の周知徹底を求めるがどうかについての質疑では、指摘のとおりであり、安全運転の周知徹底を図るとの答弁がありました。

番号制度対応システム改修委託料について。番号制度対応システム改修委託料677万円減額計上について説明を求めたところ、当初予算の段階では不明な点が多く、法整備が進むに従って詳細が明らかとなり、入札段階で大幅な減額となったとの説明がありました。

葛城地区清掃事務組合分担金について。葛城地区清掃事務組合分担金27万円増額計上の理由について説明を求めたところ、葛城地区清掃事務組合は4市4町で構成されているが、4市の下水道の普及により分担金が減額となり、その影響を受けて4町の分担金が増額補正となった。葛城市を除く3市の下水道普及率は40%前後で、今後も4町の分担金割合が増額する傾向にあるとの説明を受けました。また、4町の分担金割合の増額が今後も続くとなれば

応分負担の原則が崩れることになり、組合議会において十分な協議を求める。あわせて建設当初からの周辺事業の整備も進められていることを要望するとの点については、組合議会で毎回議題に上がっており、十分検討していくと答弁がありました。

財政調整基金について。財政調整基金残高の考え方について説明を求める質疑については、以前から町長の考え方として、標準財政需要額の20%相当、金額にして10億円程度をめどに今後も積み立てていきたい。中長期財政計画は毎年見直す方針であり、その都度見直していくとの説明がありました。また、財政調整基金を剰余金の一種と捉え、もっと住民サービスに使うべきであるとの意見があるが、財源不足や災害対策に備えた不可欠な準備金である。その額として10億円前後は最低限の額であると考えがどうかの質疑に対しては、そのとおりである。急激な税の落ち込みや大規模災害に備えていきたいとの答弁がありました。採決の結果、議第18号は委員全員異議なく可決いたしました。

意見書案第1号 独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅居住者の居住の安定を求める意見書(案)について。独立行政法人都市再生機構の片岡台団地は全部で1,580戸あるが、ことし1月時点で居住実態があると思われるのが1,350戸程度で、入居率にして85%程度にとどまる。意見書案第2項にある「空き家の解消」が急務であると考えがどうかの質疑があり、指摘どおりである。特に下段28から58棟の住居者は、上段1から27棟へ移住を希望している状況である。また、高齢者を中心に4階、5階の居住者が厳しく、低層階におりたがっている状況にある。若い入居者がふえる取り組みが必要であり、上牧町の活性化にもつなげていきたいと提出者より答弁がありました。採決の結果、意見書案第1号は委員全員異議なく可決いたしました。

議第3号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、議第4号 上牧町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議第5号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議第6号 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定については、全て採決の結果、委員全員異議なく可決いたしました。

以上、総務建設委員会の報告といたします。

○議長(服部公英) 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。



◎議第1号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第10、議第1号 上牧町情報公開条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第2号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第11、議第2号 上牧町行政手続条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第3号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第12、議第3号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第4号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第13、議第4号 上牧町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び

費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第5号の質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第14、議第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第6号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第15、議第6号 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第7号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第16、議第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第18号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第17、議第18号 平成26年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎意見書案第1号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第18、意見書案第1号 独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅居住者の居住の安定を求める意見書（案）、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎文教厚生委員長報告について

○議長（服部公英） 日程第19、文教厚生委員長報告について。

辻委員長、報告願います。

辻委員長。

（文教厚生委員会委員長 辻 誠一 登壇）

○3番（辻 誠一） ご報告いたします。

去る3月5日木曜日、文教厚生委員会に付託されました14の議案と2つの意見書、そして1つの請願書について、全委員、慎重審議・検討いたしました結果について、ご報告申し上げ

げます。

議第8号 上牧町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について。

子ども・子育て支援法により、条例が保育の実施から保育の認定に変わるが、これまでと違う基準は何かとの質疑がございました。1カ月の労働時間が120時間から64時間以上に緩和されることと、求職活動中なども新たに対象とされるとの答弁がありました。また、保育の申請から入所までの期間について質疑があり、町で認定し、あき状況の調整を行い、必要であればすぐにでも入所できるとの答弁がありました。採決の結果、本案は可決すべきものと決しました。

議第9号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について。

対象となる現在の施設について、また、利用者負担について質疑がありました。該当するのは町立保育所と私立保育所3件であり、保育料は現在町が定めている所得別の8段階層で変更はないとの答弁がありました。また、月途中の入所、入退の保育料は1カ月分の保育料を徴収するとの説明がありました。採決の結果、本案は可決すべきものと決しました。

議第10号 上牧町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について。

省令から町条例となるが、変わるころは何かとの質疑がありました。上牧町暴力団排除条例に規定した内容と記録の保存を5年にしたとの答弁がありました。採決の結果、本案は可決すべきものと決しました。

議第11号 上牧町指定介護予防支援事業所準備基金条例の制定について。

介護保険特別会計との関係はとの質疑があり、サービス事業勘定での繰越金を積み立てるとの説明がありました。採決の結果、本案は可決すべきものと決しました。

議第12号 上牧町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

包括支援センターは中学校区に1カ所必要であるが、職員の体制について質疑があり、現在は1カ所の人員であるが、次回第7期の介護保険計画で検討との答弁がありました。採決の結果、本案は可決すべきものと決しました。

議第13号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について。

第6期介護保険料の基準額300円値上げの要因と、10段階から14段階の設定とされたことの質疑がありました。要因は、保険給付費の見込み増と65歳以上の人数の増加である。上牧町

では介護給付費準備基金を一部取り崩し、保険料を抑えた。また、所得190万円から500万円の階層を細分化し、14段階の保険料としたとの答弁がありました。採決の結果、本案は可決すべきものと決しました。

議第14号 上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

上牧町内の事業所の状況について質疑があり、本町にはグループホーム2カ所があるとの答弁がありました。また、この条例は要介護の方を対象とするものであるとの説明がありました。採決の結果、本案は可決すべきものと決しました。

議第15号 上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

上牧町内の状況について質疑があり、グループホーム2カ所があり、要介護、要支援も対象となっている。この条例では、介護予防サービスに関する条例であるとの答弁がありました。採決の結果、本案は可決すべきものと決しました。

議第16号 上牧町共同浴場設置条例を廃止する条例について。

条例廃止後の予定について質疑がありましたが、施設の解体などの予定はないとの答弁がありました。採決の結果、本案は可決すべきものと決しました。

議第17号 上牧町立幼稚園保育料徴収条例の制定について。

保育料を所得別5段階としたことについて質疑がありました。上牧町の就園奨励費は5段階階層としているので、現行7,000円の保育料と相殺した。保育料は最高額が月額7,000円になり、入園料は徴収しないとの答弁がありました。採決の結果、本案は可決すべきものと決しました。

議第19号 平成26年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について。

総務費の徴税費、委託料の増額について質疑があり、システムの改修との答弁がありました。採決の結果、本案は可決すべきものと決しました。

議第20号 平成26年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について。

採決の結果、本案は可決すべきものと決しました。

議第21号 平成26年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について。

公共下水道事業費が減額されたが、事業の進捗はどうかとの質疑があり、下水道管工事は一部を除き、梅ヶ丘、金富、服部台地区は予定どおり完了するとの答弁がありました。採決

の結果、本案は可決すべきものと決しました。

議第22号 平成26年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について。

給水戸数の見込みについて質疑があり、258戸の増を見込んでいたが、12月の時点で53戸の建設にとどまり、給水分担金6,500万円を減額補正したとの説明がありました。採決の結果、本案は可決すべきものと決しました。

意見書案第2号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める意見書（案）。

康村委員より、持続可能な年金制度を維持するためにはある程度の減額もやむを得ないと反対の討論がありました。採決の結果、起立多数で本案は可決すべきものと決しました。

意見書案第3号 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書（案）。

採決の結果、本案は可決すべきものと決しました。

請願書第1号 上牧町町営墓地駐車場に計画のごみ中継施設建設の中止を求める請願書。

石丸委員より、請願書の趣旨に香芝市議会決議文の文中の一部をそのまま反対理由の1つとして掲げているとの確認があり、紹介議員の康村委員よりそのとおりであるとの答弁がありました。これは現在焼却場で行われている現状についての記述であり、今回予定の中継施設とは異なるので、理由として当てはまらない。また、2月25日の第4回ごみ処理問題特別委員会では、「町長が住民への十分な説明を続ける」、「条件に合う他の用地について再度検討する」と表明されていることなどから、本件については閉会中の継続審査とされたいとの動議が石丸議員より出され、採決の結果、起立多数で本請願書は継続審査とすることに決しました。

以上で、文教厚生委員会の報告とします。

○議長（服部公英） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

◇

◎議第8号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第20、議第8号 上牧町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第9号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第21、議第9号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第10号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第22、議第10号 上牧町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第11号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第23、議第11号 上牧町指定介護予防支援事業所準備基金条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第12号の質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第24、議第12号 上牧町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第13号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第25、議第13号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第14号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第26、議第14号 上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第15号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第27、議第15号 上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第16号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第28、議第16号 上牧町共同浴場設置条例を廃止する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第17号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第29、議第17号 上牧町立幼稚園保育料徴収条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第19号の質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第30、議第19号 平成26年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第20号の質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第31、議第20号 平成26年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第3回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第21号の質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第32、議第21号 平成26年度上牧町下水道事業特別会計補正予算(第3回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第22号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第33、議第22号 平成26年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）
について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎意見書案第2号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第34、意見書案第2号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の
実現を求める意見書（案）、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

康村議員。

○1番（康村昌史） 1番、康村昌史です。年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める意見書（案）について、反対の立場からの討論を行います。

少子高齢化はこれからが本番である。団塊世代が75歳以上となる平成37年度の社会保障給付費は現在より40兆円ふえ、約149兆円に及ぶと見られる。高齢者にも許容できる範囲で痛みを求めることはやむを得ない。ことし4月分から年金支給額が減るといわれていますが、それは間違いである。2015年度の平均的な支給額は、国民年金が1人当たり608円増の6万5,008円、厚生年金が夫婦2人の標準世帯で2,441円増の22万1,507円となる。ただ、マクロ経済スライドのルールが初めて適用されるので、国民年金で月額約600円、厚生年金で月額約2,000円ほど抑制される。

年金は、物価や賃金上昇の状況に応じて毎年支給額を調整する。将来世代の負担が過重にならないよう、また、長期にわたって給付と負担の均衡が図られるよう、現役世代の人口と年金を受け取る人々の平均余命の伸びに応じた調整率を、賃金や物価による上昇率から控除するマクロ経済スライドの仕組みを実施することで、将来世代の年金の給付水準の確保につながる。年金制度は世代間の助け合いの仕組みであり、少子高齢化が進む中で、年金の長期的な持続可能性を確保し、将来世代の給付水準を確保する上でマクロ経済スライドは欠かせないものである。年金の支給額と現役世代の負担を調整し、年金制度の基盤を強固にすることが大切である。

次に、最低保障年金制度では、2012年1月25日の朝日新聞によると、民主党が掲げる最低保障年金を導入すれば、今の基礎年金制度を続ける場合に比べて2075年度で最大25兆円余りの追加財源が必要になることが、同党の試算でわかった。消費税10%の引き上げとは別に、新たに7%分の増税が必要になる。その上、多くの年金受給者が今の給付額よりも減るという内容である。これではお金がかかり過ぎて、最低年金保障制度の議論は不要である。

最後に、2カ月ごとの年金支給を毎月払いにすることは年金受給者にとっては望まれるが、幾つかの問題点がある。現在使用している支払い額計算システムの変更等、多岐にわたるコンピューターシステムの開発により、相当な経費と期間が必要となる。また、年金受給者の口座への支払いは、日本年金機構が作成した支払いデータをもとに日本銀行を通じて各金融

機関が行っているため、毎月払いにした場合、日本銀行及び金融機関の業務量が増加するとともに、日本銀行から金融機関への振込手数料が数十億円程度増加することが見込まれ、最終的に国が負担することになり、現状では年金支給を毎月払いすることは難しいと思われます。

以上、反対の討論といたします。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

石丸議員。

○5番（石丸典子） 5番、石丸典子です。年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める意見書（案）に対して、賛成の討論を行います。

この意見書案は、全日本年金者組合の上牧町の住民から要請されたものです。年金は下げられ、消費税は上げられ、介護保険料や住民税、国民健康保険税は天引きされ、ぎりぎりの生活です。お願いします。これ以上、年金を下げないでくださいという悲痛な声と怒りがこもったものです。

2014年度の国民年金は、満額で月額6万4,400円です。2015年度はマクロ経済スライドによって満額で月額が6万5,008円になり、先ほど賛成者が言われたとおり、確かに608円の増額、率にしては0.94%の伸びであります。しかし、物価は2.7%も上がっているので実質は削減です。持続可能な制度といわれても、老後の生活を保障するものにはなっていません。安心できる年金制度にすべきです。

以上をもって、賛成の討論といたします。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（服部公英） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告どおり可決することに賛成の方、起立願います。

（起立多数）

○議長（服部公英） 可否同数です。

したがって、議長採決になります。

議長の採決は賛成です。

したがって、本案は可決されました。



◎意見書案第3号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第35、意見書案第3号 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書（案）、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎請願書第1号の閉会中の継続審査について

○議長（服部公英） 日程第36、請願書第1号の閉会中の継続審査について、これを議題といたします。

文教厚生委員長から、委員会で審査中の請願書第1号については、お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査との申し出が提出されました。

お諮りいたします。

文教厚生委員会で審査中の請願書第1号につきましては、委員長の申し出どおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出どおり請願書第1号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。



◎上牧町財政問題特別委員会報告について

○議長(服部公英) 日程第37、上牧町財政問題特別委員会報告について、上牧町財政問題特別委員長から最終報告をしたいとの申し出がありますので、これより報告を受けたいと思います。

財政問題特別委員長の発言を許します。

辻委員長。

(財政問題特別委員会委員長 辻 誠一 登壇)

○3番(辻 誠一) 3番、辻誠一でございます。ただいま議長よりございましたように、上牧町財政問題特別委員会の最終報告をさせていただきます。お手元にある報告書を読ませていただいて、報告とさせていただきます。

平成27年3月18日 上牧町議会議長 服部公英様。

上牧町財政問題特別委員会委員長 辻 誠一。

上牧町財政問題特別委員会報告。

上牧町財政問題特別委員会(以下、「委員会」という。)がこれまで行った中間報告は、次のとおりである。平成24年3月15日、第一次中間報告。平成24年9月10日、第二次中間報告。平成25年9月27日、第三次中間報告。

第一次中間報告では、第1回から第10回まで今後の進め方を確認し、第三セクター等改革推進債(以下、「三セク債」という。)借入れ問題を以下の項目を主眼に審議を行った。1、委員会の進め方。2、三セク債借入れのための事業用地の仕分け。3、三セク債借入金額の決定。4、個別外部監査の結果について。以上の結果と今後の課題について、中間報告を行った。

第二次中間報告では、第14回から第18回まで主として公社解散に向けての諸問題の調査研究を行い、以下の項目を主眼に審議した。1、土地開発公社（以下、「公社」という。）解散・縮小プランの策定。2、三セク債借入金額。3、公社解散プランの検証と保有地について。4、解散後の諸問題と土地管理。以上の結果と今後の課題について、中間報告を行った。

第三次中間報告では、第19回から第29回まで中長期財政計画とあわせて、主として三セク債借入れに関する実務上の問題について、以下の項目を主眼に調査研究を重ねた。1、中長期財政計画について。2、三セク債借入れの最小限化と借入れに伴う一般会計予算。3、公社保有用地の資産評価と債権放棄の見込み額。4、三セク債借入れの手順と金融機関との協議。以上の結果と今後の課題について、中間報告を行った。

なお、平成23年度から平成26年度の委員会構成は以下のとおりである。

平成23年5月23日より、委員長 辻 誠一。

副委員長 芳倉利次。

委員 堀内英樹、委員 長岡照美、委員 石丸典子、委員 吉川米義。

平成25年5月10日からは、委員長 辻 誠一。

副委員長 芳倉利次。

委員 堀内英樹、委員 長岡照美、委員 東 充洋、委員 吉川米義。

初めに、第三次報告以後は、当委員会の審議を踏まえて全員協議会や定例会で審議し、議決された。本報告書では委員会だけでなく、それらもあわせて報告する。なお、附帯決議など前回の報告と重なる部分があるが、第四次最終報告として必要不可欠と判断し、それらも記述する。

第四次最終報告では、公社の解散処理、公社から引き継いだ用地の的確な管理活用及び三セク債借入れと返済を含む財政運営が適切に遂行されるよう、主として以下の課題について調査研究し、審議を行った。

①三セク債借入れの承認。②債権放棄の議決。③公社解散手続の確認。④公社清算結了報告の受理。⑤三セク債返済を含む財政運営の監視。

平成25年9月25日の第29回委員会以降、公社の解散と三セク債の借入れに関する議決事項を以下、時系列で記述する。

平成24年9月第3回定例会において、公社の解散と三セク債の起債許可申請議案を議決し、同時に附帯決議案を議決した。

1、公社を25年度中に解散することを議決。

2、三セク債に係る許可申請についての議決。

起債の目的、公社の解散に伴い債務保証に要する経費に充当する。起債の限度額、45億円。
起債の方法、普通貸借。起債の利率、年4.0%以内。償還の方法、償還期限は25年以内。

3、公社解散及び三セク債の起債に係る許可申請に対する附帯決議（以下、細目）を議決。

①平成24年度と同25年度において、町が公社から買い戻す土地（総額5億5,827万円）に関する予算執行を確実に実行すること。

②公社が解散する前に行う下記の費用処理を確実に実行すること。

その1、補償費、測量費等の土地取得経費の処理。2、取引が完了していない土地、建物の処理。

③平成24年度中に実施する公社保有用地の時価評価を平成24年8月23日付「公有地における時価評価の進め方」により、的確に実施すること。

④代物弁済により町が公社から引き継ぐ用地の確定及び管理作業を平成24年8月23日付「町が公社から取得した土地の管理について」に基づき、最善の方法で行うこと。

⑤売却可能な土地の処分により早期の資金回収に努め、売却代金を一般財源化することなく、三セク債の繰上償還に充当すること。

⑥三セク債の将来負担の重さを鑑み、借りに伴う金利、繰上償還、借換等の融資条件交渉において最大限の努力を払うこと。

⑦三セク債の返済負担により町財政が再び危機に陥り、住民サービスが犠牲にされないように、最新の注意を払った行財政運営を行うこと。

⑧公社解散の事後処理事業（三セク債の返済と引き継ぎ土地の管理等）の全体について、その進捗状況を報告にまとめ、毎年度の決算時に広く公表すること。

平成24年9月21日。上牧町議会。

平成25年11月15日全員協議会。三セク債借りに関して、借入先の金融機関の説明があり、りそな銀行より南都銀行の方が融資条件、金利等が有利で、また、三菱東京UFJ銀行は回答がなかったとの報告を受けた。利率が最優先するという認識から、借入先として南都銀行を同意した。

平成25年12月第4回定例会。債権放棄案を議決した。金融機関に42億円を借入れ、残った土地の評価額5億8,750万円を差し引いた36億1,250万円を、債権回収は不可能で権利を放棄する。当初、委員会が設立された当時、借入金56億円と想定されたが、民間への売却や町の買い戻しで42億円までに減額された。平成26年度より25年間で返済していく。当初の10

年間は固定利率0.87%。

平成26年3月第1回定例会。上牧町第三セクター等改革推進債償還基金条例の制定を議決した。公社から町に対して代物弁済で引き渡された土地は136筆、4万7,982平米、資産評価額で5億8,750万円。売却可能な土地は売却し、その代金を基金として積み立て、ある程度まとまれば三セク債の繰上償還に充当する。

第30回財政問題特別委員会、平成26年6月9日。公社の経過として代位弁済、代物弁済以後の日程表（添付資料5）について説明があり、平成26年9月には諸手続を踏んで清算結了報告の予定であると報告を受けた。中長期財政計画案、サブタイトルで「今後の財政収支見通し、平成26年度から平成36年度」について説明があり、審議の結果、当委員会はこれを了解し、「案」を外すことを了承した（添付資料4）。

平成26年9月第3回定例会。町は一連の必要な手続を踏み、結果、公社清算結了の報告を議会に対し報告した。これにより公社は解散した。

平成27年2月9日第31回委員会、2月23日第32回委員会及び2月26日第33回委員会。最終報告書の審議を行い、当委員会を終了した。

総括。

委員会の役割。当委員会は、平成19年12月12日より8年間にわたり慎重に審議し、また、上牧町が個別外部監査人に依頼し、これまでの公社の諸問題を客観的に判断いただき、再発防止に助言をいただいたことなど、町財政の立て直しと公社解散に向けての当委員会の役割は果たせたものとする。

しかし、公社の財政破綻が42億円の三セク債の借入れによって処理されたが、当初は総額46億6,600万円を25年間にわたって返済しなくてはならない。ただし、三セク債借入れの支払い利息については、特別交付税により一部措置がとられるものの、住民負担が余りにも多く、財政運営においても大きな影響を及ぼす結果となった。

公社財政破綻の責任。当委員会は、平成19年9月19日設立当初から町財政の悪化、公社財政の破綻についての原因や責任の所在について調査研究を行ってきた。町財政の悪化については、歴代の首長による無計画で思いつき行政運営となれ合い議会が大きな原因であり、公社の財政破綻、公社は町から要請を受け、用地の先行取得を行っても、目的のとおり事業が実施されず、町の買い戻しがないたため長期の塩漬け土地となっており、歴代町長（理事長）の思いつきと無計画な事業運営が原因と指摘した。これは平成23年3月16日付の「財政問題特別委員会報告書」を参照。

一方、町は平成23年6月28日から平成23年11月30日の間、公社破綻の検証と今後の再発防止のため、個別外部監査を実施した。結果、その報告書は当委員会報告書とほぼ同一内容のものであった。その中で個別外部監査は、公社の財政破綻の原因の1つとして町が議会に何ら状況報告を行っていないと指摘し、また、議会に対してはチェック機能が十分果たされていないとの指摘があった。しかし、責任の所在については具体的には触れられなかった。

当委員会では、公社財政破綻における責任の所在は歴代町長（理事長）に責任があることは明らかであり、事業仕分けされた用地から特に疑義のある物件を3件抽出して調査を行った。平成23年3月16日付「財政問題特別委員会報告書」を参照。

結果、現町幹部で公社理事でもある幹部に説明を求めたが、誰も買収時の件について説明できない状況であった。また、経緯を熟知している元町長（理事長）は亡くなっている状況の中、前町長（理事長）に説明依頼を内容証明で2回郵送したが、協力は得られなかった。

100条調査委員会を設置することについても検討を行ったが、①公社運営に関する関係資料が調査可能な状況で保管されていなかったこと、②公社経営を指導した歴代町長が既に死去しており、必要とする証言が不能であったこと、③時効要件も考慮する必要があることなどにより、100条調査委員会設置を断念せざるを得なかった。

さらに、平成26年10月18日開催の第3回議会報告会において、公社が経営破綻に至ったことに関し、原因の分析と責任の追及が不完全であり、議会として第三者機関を設置してでも取り組むべきであるとの意見があった。これに対し、議会における第三者機関の設置に関しては地方自治法第100条の2に規定されており、制度としては所定の手続と必要とする予算の確保により設置は可能である。しかし、上記調査特別委員会の設置を断念するに至ったと同様の状況であることには何ら変わりがない。この状況を踏まえ、既に制定されている上牧町まちづくり基本条例並びに上牧町議会基金条例を有効に活用することによって、不祥事の再発防止を図ることが現実的かつ適切であると考えます。

町の附帯決議に対する対応。平成24年9月第3回定例会における公社解散及び三セク債の起債に係る許可申請に対する附帯決議の議決を踏まえ、平成26年3月第1回定例会において上牧町第三セクター等改革推進債償還基金条例の制定を議決し、三セク債償還の基本を明確にした。

平成26年9月第3回定例会において、一般会計補正予算で不動産売払1,740万円、上牧町土地開発公社解散に伴う返還金1,051万4,000円、三セク債償還基金2,795万4,000円を計上し、初めての繰上償還を行った。これは附帯決議後、売却可能な土地の処分により早期の資金回

収に努め、売却代金を一般財源化することなく三セク債の繰上償還に充当することに該当し、町は真摯に附帯決議を受けとめ、実行している姿勢がうかがえる。

今後、公社から引き継いだ用地の的確な管理活用及び三セク債借り入れ返済について、平成20年9月に議決した附帯決議及び平成26年に議決した上牧町第三セクター等改革推進債基金条例に沿って、適切な財政運営がなされるか注視し、議論していくため、平成27年度以降も委員会の継続が望まれる。

最後に、ここまでの中長期財政計画には、ごみ焼却場問題は除外されている。これらも含めた中長期財政計画の早期の見直しを、また、基本構想の策定を強く求めておく。

以上で最終報告とする。

添付資料1、町が公社から取得した土地の管理について。2、公有用地における時価評価作業の進め方。3、放棄に伴う資産評価集計表。4、中長期財政計画。5、公社解散日程表（代位弁済、代物弁済以後）。6、上牧町土地開発公社解散プラン。

以上をもって最終報告とさせていただきます。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） 1カ所、文言の錯誤、誤りがあります。議長、委員長において適切に処理されるように提案します。

具体的に言います。3ページの中段に、3として、中段から少し下にかかって「公社解散」及び「三セク債の起債に係る許可申請」に対する附帯決議というのが例示されております。その第6、「三セク債の将来負担の重さに鑑み、借り入れに伴う金利、繰上償還」、ここで委員長は「借款」という呼び方をしましたが、これは「借りかえ等の融資条件交渉において最大限の努力を払うこと」、「借款」ではなくて「借りかえ」が正しい。訂正されるように要望します。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） ご指摘、まことにありがとうございます。間違っておりました。差しかえ、訂正させていただきます。

○議長（服部公英） わかりました。

以上で、財政問題特別委員会の報告が終わりました。

ただいま、町長から教育長の任命についての議案が提出されました。

お諮りします。

教育長の任命についての議案を日程に追加し、追加日程第38として議題としたいと思いま

す。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、教育長の任命についての議案を日程に追加し、追加日程第38として議題とすることに決定いたしました。



◎議第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 追加日程第38、議第38号 教育長の任命について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長(磯部敬一) 議第38号 教育長の任命について。

平成27年4月1日付で上牧町教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

平成27年3月18日提出 上牧町長 今中富夫。

記。

北葛城郡上牧町 松浦教雄。

○議長(服部公英) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(田中一夫) 議第38号 教育長の任命について、説明いたします。

現教育長の浅井正溢氏が本年3月末をもちまして辞任されることに伴いまして、その後任者として松浦教雄氏を任命いたしたく提案するものでございます。

松浦氏は、昭和52年4月に奈良県教育委員会に採用後、これまで多くの教育現場を経験され、平成13年4月には上牧町第三小学校の教頭として就任され、その後、上牧第二中学校の教頭、また、上牧第二中学校の校長に就任、そして現在、上牧中学校の校長として上牧町教育行政の発展と上牧町の将来を担う子どもたちの健全育成に長年ご尽力いただいております。

今、国では教育の再生に向けた地方教育行政の大きな改革が平成27年度より開始され、教育を取り巻く環境が大きく変化する転換期を迎えようとしています。松浦氏におかれましては、長年の教育現場で培った手腕を今回の大きな転換期にいかんなく発揮され、上牧町の教

育行政の推進にご協力いただけるものと確信し、任命の同意をお願いするものでございます。

ご同意よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

ただいま同意いたしました松浦氏よりお礼のご挨拶を申し上げたいとの申し出がありますので、これを許可いたします。

それでは、お願いいたします。

○松浦教雄氏 今、紹介いただきました松浦でございます。まず初めに、今、議長の許可をいただき、一言所信を述べさせていただく機会を頂戴いたしましたこと、大変ありがたく、また、光栄に思っております。

さて、本町の学校教育の方針には、次のような内容が示されているとともに明記がされております。指導方針には、本町の学校教育の指導方針は日本国憲法及び学校教育法を踏まえ、人間尊重の精神を養い、豊かな人間性で愛を基盤として、知力、体力、忍耐力を身につけて、正々堂々と生きる子どもの育成を目指す。

また、学校教育の具体目標には、学校教育は教育の根本精神に基づき、人権を尊重する民主的な社会の形成者として、豊かな人間性と創造性を備えた町民の育成を期して推進しなければならないとあります。

ところが、昨今頻発するいじめや少年犯罪、そして学力低下など、教育についての問題、課題は山積しています。本県においても、全国学力・学習状況調査の公表も検討しつつ、義

義務教育の質の保証という問題もあります。そこには、急速に変化する社会に即応しつつ、一定水準の教育を等しく受けることができるよう憲法に定められた教育の機会均等など、国の義務を果たすため、新たな義務教育の質を保証する仕組みを構築することが求められています。

一人一人の生き方には、急ぐ子ども、ゆっくり行く子ども、一人一人の個性があって違いがあるはずです。その違いを許しながら、一人一人が一人一人であってよいという安定した人間関係を構築するのが教育の重要な役割でもあります。もちろん子どもたち一人一人の学習到達度を把握し、それを生かすことは、学力向上には欠かすことのできないものであることは言うまでもありません。そのことを抜きにして、点数という学力だけがひとり歩きをしたとしたら、その最大の犠牲者は子どもであり、保護者です。こうした犠牲者が払拭されない限り、真の公教育、学校教育の進展は困難であります。

だからこそ、当面する国の諸課題として挙げられている、1、東日本大震災からの復興への継続支援。2、教育委員会制度改革。3、全国学力・学習状況調査の公表。4、道徳の教科化。5、教育は人なりといわれるように、教職員定数の配置改善の推進。6、教員の資質能力と免許更新制度。7、土曜授業、キャリア教育、英語教育改革実施計画等に注視していかなければなりません。そのためにも、学校力、家庭力、地域力の3つの教育力を向上させ、その連携が進み、支援できるよう、住民の多くがみずからの生涯学習と捉え、ともに学びながら文化活動やスポーツに親しみ協働参画ができるように、その機会のさらなる充実、発展に努めてまいりたいと思っております。

つきましては、平成27年度より国が教育再生実行会議でも提言しているように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、責任体制の明確化や迅速な危機管理体制の構築が図られ、総合教育会議の設置義務や町長の方針や思いなどを聞かせていただく場面も多くなろうかと思っております。

なお、私事ではございますが、この3月31日まで現職の校長でもあります。まずはその日まで精いっぱい職務に専念をさせていただき、翌日4月1日より本職務に最善を尽くしたいと思っております。いずれにいたしましても、町議会議員の先生方の今後さらなるご指導、示唆を頂戴しながら教育行政を進めていく所存でありますので、今後もひとつご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます、まずは所信の挨拶とさせていただきます。

本日は本当にありがとうございました。

(拍手)

○議長（服部公英） ありがとうございます。

ここで、長年にわたり教育行政に携わってこられ、本年3月31日をもって退任されます浅井教育長より一言ご挨拶を申し上げたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。お願いいたします。

○教育長（浅井正溢） 私、4年間教育長をさせていただきました。この間、自分なりに頑張ったつもりではありますが、上牧教育の振興、子どもたちの力を伸ばすという点において何ら貢献することなく去らせていただくことになろうかと思えます。その点、心苦しく、大変反省ばかりをしておるところでございます。それにもかかわりませず、議員の皆様方には温かい、ときには厳しいご指導、ご支援を賜りましたこと、心より御礼申し上げます。本当にありがとうございました。これから私に残されました時間はわずかかと思えますが、余生を一日一日大事にしながら過ごしていきたいと思えます。

議員の皆様方にはこれからますます上牧町のために頑張ってくださいますことを祈念申し上げます。簡単でございますけれども、御礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

（拍手）

○議長（服部公英） どうもありがとうございました。

ここで、上牧町の住民福祉向上のため、7期28年間、議員として活躍してこられました吉川議員に対し、感謝の意を表しまして花束を贈呈したいと思います。

吉川議員、登壇願います。

（花束贈呈）

○10番（吉川米義） 本当にありがとうございます。皆さんの志を厚く受けておきます。今後とも議員の皆様方におかれましても、今中町長と一体となって明るい上牧町をつくらせていただくこと、心からお祈り申し上げ、御礼の言葉といたします。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（服部公英） どうもありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（服部公英） お諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定いたしました。



◎町長の挨拶

○議長(服部公英) 閉会に当たり、招集者の挨拶をお願いいたします。

町長。

(町長 今中富夫 登壇)

○町長(今中富夫) 全議案、議決をいただきましてありがとうございます。皆さん方には、この4年間、町の諸問題の解決、諸施策の推進に格別のご理解とご協力を賜り、本当にありがとうございました。この後、皆さん方には統一地方選の選挙が待っているわけでございます。立候補を予定されている方、引退を予定されている方、それぞれ体に十分ご留意をいただきまして、なお一層の活躍をしていただきますようご祈念をいたしまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長(服部公英) これをもちまして、平成27年第1回上牧町議会定例会を閉会いたします。

皆様、どうもご苦労さまでした。

閉会 午後 3時07分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 服 部 公 英

署 名 議 員 芳 倉 利 次

署 名 議 員 東 充 洋